

大阪版ソーシャルファーム認定制度

(ソーシャルファームおおさか) プロジェクト 報告書 VOL 2

2020年3月

特定非営利活動法人 福祉のまちづくり実践機構

## ～ 目次 ～

|  |    |
|--|----|
| 第1章 2019年度 プロジェクト概要                        | 1  |
| 1. 2つのタイプのソーシャルファームへの支援体制にむけて              | 1  |
| (1) 2つのタイプのソーシャルファーム                       | 1  |
| (2) 2つの領域への認証ルールと支援方策の検討                   | 2  |
| (3) 支援策の策定に向けて                             | 2  |
| 2. プロジェクトの進め方                              | 3  |
| (1) “見える化”への理解の浸透                          | 3  |
| (2) インクルーシブファームを支える仕組みづくり                  | 3  |
| (3) パイオニアファームを支える仕組みづくり                    | 3  |
| (4) 他都市の中間支援のあり方                           | 4  |
| 第2章 “見える化”への理解の浸透                          | 5  |
| 1. 社会的インパクトマネジメント研修                        | 5  |
| 2. 地域×金融×社会 ～地域をつなぐ・社会をつくる～                | 11 |
| 第3章 インクルーシブファームを支える仕組みづくり                  | 18 |
| 1. 公益法人市場における社会性に配慮した調達状況に関する基礎調査          | 18 |
| (1) 調査概要                                   | 18 |
| (2) アンケート結果                                | 19 |
| (3) アンケート結果からみた「社会性に配慮した調達」についての検討         | 36 |
| (4) 参考：アンケート票                              | 38 |
| 2. 企業と障がい者福祉事業所をつなぐ事例～大阪府工賃向上計画            | 42 |
| 第4章 パイオニアファームを支える仕組みづくり                    | 44 |
| 1. 民間資金の候補としての休眠預金活用事業                     | 44 |
| (1) 休眠預金活用事業とは ～制度の狭間問題の解決に休眠預金を活用する       | 44 |
| (2) 2019年度分配団体公募の概要について                    | 45 |
| (3) 休眠預金活用助成で重視されていること                     | 46 |
| 2. 一般財団法人大阪府地域人権金融公社（ヒューファイナンスおおさか）へのアドバイス | 46 |
| (1) ヒューファイナンスおおさかの概要                       | 46 |
| (2) 民間公益活動を推進するうえでヒューファイナンスおおさかの課題         | 47 |
| (3) 休眠預金の活用で「シードマネー」領域に挑戦                  | 48 |
| (4) 草の根活動地域支援事業 分配団体としての採択                 | 50 |
| 3. 「ひと・まち・げんき助成」の実施状況                      | 52 |
| (1) 「ひと・まち・げんき助成」の公募要領                     | 52 |
| (2) 「ひと・まち・げんき助成」の公募結果                     | 52 |
| (3) 「ひと・まち・げんき助成」をパイオニア領域の中間支援のタネとして       | 54 |
| 第5章 中間支援のあり方                               | 55 |
| 1. 事例ヒアリング                                 | 55 |
| (1) 東京都 ソーシャルファーム条例                        | 55 |
| (2) 横浜市 オープンイノベーション政策                      | 57 |
| (3) 京都市 ソーシャル・イノベーション・クラスター構想              | 61 |
| (4) ソーシャルファームジャパンサミット in 鹿児島               | 65 |
| 2. 大阪版ソーシャルファーム認定制度にむけて                    | 70 |
| (1) インクルーシブ領域における中間支援                      | 70 |
| (2) パイオニア領域における中間支援                        | 72 |



## 第1章 2019年度 プロジェクト概要

### 1. 2つのタイプのソーシャルファームへの支援体制にむけて

#### (1) 2つのタイプのソーシャルファーム

2018年度から大阪版ソーシャルファーム認定制度の構築に向けた取り組みを進めてきた。本プロジェクトではソーシャルファームを「制度からの排除」「市場からの排除」といった、排除の問題に対峙できる『行政の福祉化』の実現に寄与するアクターと位置づけた。

そのソーシャルファームの活動をさらに推進するために「排除されている課題の発見＝プレイヤーの発掘・発見 etc」「取り組むべき課題の見極め＝認証制度 etc」「財源の確保＝ハイブリットな財源（市場・非市場・非貨幣資源） etc」の3つの課題を定め、下記3つの目標を定めてプロジェクトを実施した。

#### ①認証・育成すべき活動領域の分類と整理

- ・就職困難層の就労創出と産業への貢献度・環境・コミュニティ振興・スペシャルニーズ対応型福祉など

#### ②認証ルールの検討

- ・事業体の安定性評価【市場資源（販売・サービスからの収入）、非市場資源（公的な資金）、非貨幣資源（ボランティア労働、寄付）、持続可能性（市場規模）など】
- ・組織要件【地域性（拠点）、公益性（事業目的）・非配分性（配当の有無）・民主性（1人1票）など】

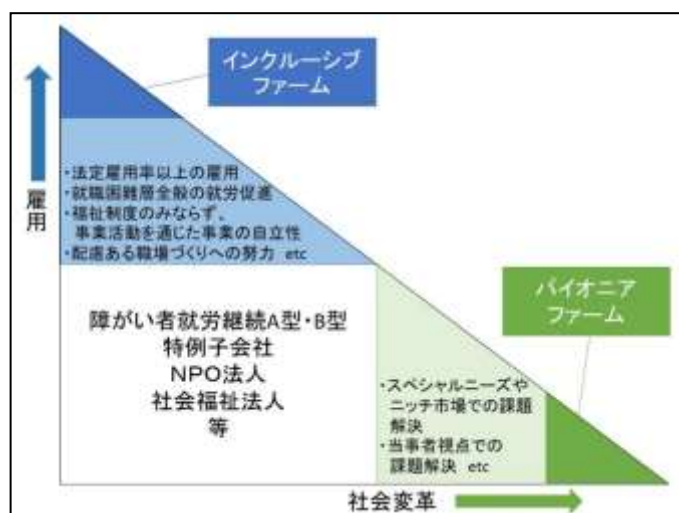
#### ③『行政の福祉化』への波及（支援案の策定）

- ・認証団体への事業公募等への優先参加、遊休府有施設の減免利用、政策ニーズを協議する場の設置、民間ファンド応募への支援など

2018年度は①②の目標について検証し、ソーシャルファームには2つのタイプが混在していることを整理した。

1つを「インクルーシブファーム」と名付け、ビルメンテナンス企業や障害者総合支援法の就労継続支援A・B型を利用する企業に代表されるように、既存の制度を利用しながら、脆弱性を抱える人が働くことができる場を確保している場合とした。

もう1つは「パイオニアファーム」と名付け、個人や地域の脆弱性に対して新たなアプローチを試みたり、新しい概念を想像したりするなどの、多様な価値創造をはらむ事業を行っている場合とした。



## (2) 2つの領域への認証ルールと支援方策の検討

2018年度は認証ルールと支援策の方向性を示した。

インクルーシブ領域では、「ソーシャルファーム（インクルーシブファーム）化の促進」である。就職困難者の雇用等という共通する認証指標を定めやすいインクルーシブ領域では、その予備軍の参入障壁を資金のみならず人的サービスやノウハウ提供などの面から支える中間支援組織を設置する必要性を示した。

パイオニア領域では「相互承認的なソーシャルファーム（パイオニアファーム）認定と開発支援」である。パイオニア領域は多様なアクターが存在し、ソーシャルファームの価値・手法・必要な制度の開発を担うことから共通の指標設定が困難である。そのため相互承認的なメンバーシップのもとで中間支援を担う協議会・ネットワーク組織を設置する必要性を示した。

また将来的には、「ソーシャルファーム関連の政策調整と活動環境整備」として、2つの領域の中間支援と連携しながら、行政の担当部局と政策調整をおこなうラウンドテーブルの形成の必要性を示した。

## (3) 支援策の策定に向けて

2019年度は「③『行政の福祉化』への波及（支援案の策定）」につながるよう、各アクターが生み出す価値・手法・制度などの「見える化」への理解の浸透」と「インクルーシブ・パイオニアを支える環境整備」に取り組んだ。

「見える化」への理解の浸透」では、2018年度にヒアリングに協力いただいた団体を中心に社会的インパクト評価研修を実施した。また、金融機関やソーシャルファームなどの相互理解を深めるきっかけとして金融とまちづくりに関するシンポジウムを開催した。

「インクルーシブ・パイオニアを支える環境整備」については、公契約市場以外における“インクルーシブ”の可能性を検討するために「公益法人（社会福祉法人）における社会性に配慮した調達状況に関する調査」を実施した。“パイオニア”では多様な活動を下支えする民間資金の獲得にむけて、休眠預金活用事業の分配団体に応募した「ヒューファイナンスへのアドバイス・コンサルテーション」を実施した。

支援体制としては、中間支援組織や協議の場の重要性を取り上げてきたが、インクルーシブ領域では、2019年4月に改正されたハートフル条例で定める「障がい者等の職場環境整備等支援組織（障がい分野）」にエル・チャレンジが7月に認定された。『行政の福祉化』が進めてきた総合評価入札制度など公契約を活用した脆弱性を抱える人の働く場づくり、インクルーシブ領域での中間支援組織が公式に設立された。

パイオニア領域においては相互承認的な協議の場やネットワーク組織の必要性は認識しながらも、そうした場の構築には至らなかった。そのために2018年度に引き続き、他都市の中間支援組織へのヒアリングや東京都ソーシャルファーム条例などの事例を収集し、支援方策を検討した。

## 2. プロジェクトの進め方

### (1) “見える化” への理解の浸透

#### ①社会的インパクトマネジメント研修

2019年8月28・29日の2日間にわたり、NPO法人ソーシャルバリュージャパン代表理事の伊藤 健 氏を招き、社会的インパクトマネジメント研修を実施した。狙いは、「社会的な価値をお金に換算する“見える化”が社会的インパクト評価」という誤解を解き、社会的インパクトそのものの意味と意義を理解し、次の事業展開に活かすことの重要性を参加者で共有すること。小グループでのワークショップやディスカッションを交え、各テーブルでロジックツリーをつくるなど、自らの事業・活動に反映できる内容とした。

#### ②地域×金融×社会 ～地域をつなぐ・社会をつくる～

「お金の流れを変えると地域・社会が変わる」をテーマに、金融機関やソーシャルファームの相互理解を深めるきっかけとなるセミナーを開催した。飛騨信用組合の古里 圭史 氏、NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝の埋橋 美帆 氏、近畿ろうきん 地域共生推進室の中須 雅治 氏3名の実践者を招き、金融機関がまちづくりのアクターとしてできることや地域通貨を活用したまちづくり、預金者の意思を反映する金融の仕組みなどの事例を紹介した。

### (2) インクルーシブファームを支える仕組みづくり

#### ①公益法人市場における社会性に配慮した調達状況に関する基礎調査

2018年3月に大阪府社会福祉審議会 行政の福祉化推進検討専門部会で提言された「基本理念である「障がい者、生活困窮者、ひとり親、就労困難者など生活に困難を抱える者を支援するため、『それぞれが持てる資源』を有効に活用すること」を大阪全体で共有し、『大阪の福祉化』をめざす」ことに寄与するために、準公共的団体（社福等）の調達の実態を把握した。具体的には、2019年9月から11月にかけて、社会福祉法人410団体へ社会性に配慮した調達についてアンケート調査を実施し、113団体から回答を得た。

### (3) パイオニアファームを支える仕組みづくり

#### ①一般財団法人大阪府地域人権金融公社（ヒューファイナンスおおさか）へのアドバイス

2018年事業で紹介した飛騨信用組合の「育てる金融」構想に関心の高かったヒューファイナンスおおさかは、2019年度からスタートする休眠預金活用事業の分配団体への立候補を検討していた。パイオニア領域では、相互承認的な協議会やネットワーク組織の構築の重要性は認識していたものの、多様な活動ゆえに地域のコアとなる団体やハブとなる団体の発掘などに苦戦していた。そこでパイオニア領域での具体的な資金調達方策を確保することで、それをきっかけに将来的な協議会等への発展を狙い、ヒューファイナンスへのアドバイス・コンサルティングを実施した。

その結果、ヒューファイナンスは全国15団体が選定された草の根活動支援事業の分配団体に選定され、融資だけでは対応が困難であったシードマネー（スタートアップ支援）領域の事業として「ひと・まち・げんき助成」をスタートさせた。2019年度の「ひと・まち・げんき助成」の公募には大阪府内20団体から募集があり、8団体への助成が内定した。

#### **(4) 他都市の中間支援のあり方**

パイオニア領域における中間支援のありかたを検討するために、ソーシャルファーム条例を2019年12月に施行した東京都。オープンイノベーションで企業・大学・NPOの共創を推進し、リビングラボやサーキュラーエコノミーづくりなどを通じて社会や地域の課題解決を試みる横浜市。ソーシャル・イノベーション・クラスター構想を提唱する京都市において、その事業推進拠点として活動する京都市ソーシャルイノベーション研究所にヒアリングを実施した。また、ソーシャルファームサミットジャパン in 鹿児島に参加し、全国の事例や動向の収集をおこなった。

## 第2章 “見える化” への理解の浸透

### 1. 社会的インパクトマネジメント研修

|   |          |
|---|----------|
| 社会的インパクトマネジメント研修  |          |
| 講師：伊藤 健<br>NPO 法人ソーシャルバリュージャパン代表理事<br>慶応義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任講師 |          |
| 日時：2019年8月28・29日 9:30～17:00                                     |          |
| 会場：A <sup>1</sup> ワーク創造館  | 参加者： 12名 |

2019年8月28～29日の2日間、東京より伊藤先生をお招きし「社会的インパクトマネジメント研修」を開催した。社会的事業を立ち上げる際には「社会的に弱い立場の方を支援するために」、「これからの社会にはこういった取り組みが必要」と、明確な理念を掲げることが多い。しかし、現実的な問題として事業を継続させていくため、メンバーの生計を維持させていくためには資金調達が必要になる。しかし、そうした活動を支えてきた国や地方の財政が縮小していく社会情勢の中で、「事業の取り組みがどのような影響を社会に与えているのか」納税者のシビアな目線に対して説明責任を果たしていく必要が求められる。

一方、クラウドファンディングや、機関投資家からのESG投資、ソーシャルインパクトボンドなど、資金調達の可能性は広がり、その活用に期待が集まっている。しかし、広く世間から資金調達を試みる場合でも、「事業が社会に与える影響…社会的インパクト」については積極的な情報発信が求められる。

今回は「事業が与える社会的インパクトをどのように計るか」をテーマに座学だけではなく、グループディスカッションも通して学びを深めた。



地域と社会、あなたの事業をつなぐ、成果の“見える化”。

## 社会的インパクトマネジメント研修

興味はある、でも、聞しそう、それは言わず嫌いか？  
事業の社会的価値を自分で評価してみませんか

成果の見える化と言われても、よくわからない。

SDGsは知っているが、自分の事業との関係がわからない

自分の事業活動の社会的価値を測定してみたい

達成事業の企業書が漢文字ばかりでよくわからない

アウトカム？

CSV？ SIB？

SRの？

ロジックツリー？

社会的インパクト？

KPI？

アウトプット？

**日時** 2019年 8月28日(水)～29日(木) 9時30分～17時00分

**会場** A<sup>1</sup>ワーク創造館 大塚市浪速田本東112-3-6(<http://www.adash.or.jp/>)

**対象** 大塚市内で地域課題解決や社会支援などに取り組む事業者・経営者層の方  
2日間の研修に参加できる方

**定員** NPO法人福祉のまちづくり奨励機構(06-6562-4001)

**講師**

伊藤 健

NPO法人ソーシャルバリュージャパン代表理事  
慶応義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任講師

受講料 20,000円  
※お申し込み後、先着順

参加をご希望の方は下記の必要事項を記載の上、FAX・メールでお申込みください(随時・随時)

**FAX: 06-6562-1549 メール: montu-chino@wep-npo.com**

| 氏名 | 所属団体 | Eメール |
|----|------|------|
|    |      |      |
|    |      |      |

### カリキュラム と ねらい

|       | 1日目<br>(8月28日(水曜日))                                     | 2日目<br>(8月29日(木曜日))  |
|-------|---|--|
| 9:00  | 9:00～9:30 受付  | 9:00～9:30 受付   |
| 10:00 | 10:00～10:05 イン트로ダクション<br>自己紹介・参加者のインパクト理解とは？            | 10:00～10:05  |
| 11:00 | 10:45～12:00 全体共有とディスカッション(1)<br>課題意識の共有(インパクト理解の必要性)    | 10:30～11:00 課題とグループワーク(3)<br>詳細な社会的価値評価  |
| 13:00 | 12:30～13:00 課題とグループワーク(1)<br>課題のEIS/CSG-CRISと社会価値の1/3/6 | 12:30～13:00  |
| 14:00 | 13:45～14:00 課題とグループワーク(2)<br>ロジックツリーの構築                 | 13:30～14:30 グストスピーチ<br>社会性について(伊藤 健)<br>[10:00～14:30の研修終了後]<br>[10:00～14:30の研修終了後] |
| 15:00 | 14:45～15:00 課題とグループワーク(3)<br>ロジックツリーの構築                 | 14:30～15:00 課題とグループワーク(4)<br>EIS/CSG-CRISの活用と社会価値の見える化                             |
| 16:00 | 15:45～16:00 全体共有とディスカッション(2)<br>社会的インパクトの見える化と社会価値の見える化 | 15:30～16:00 全体共有とディスカッション(2)<br>社会的インパクトの見える化と社会価値の見える化                            |

研修の2日間で、4名程度のグループでワークショップやディスカッションを行いながら、課題意識を深め、単なる知識だけでなく、自身の事業・活動に活かせる学びを得られます。

研修中の研修を参考に執筆する“見える化”がはじまります。でも、もちろん必要なのは、みんなの納得感とあなたの事業価値を高めること。社会的インパクトマネジメントへの理解を深め、取り組めます。



●社会的事業の成果は、社会的影響（インパクト）が1つの指標に

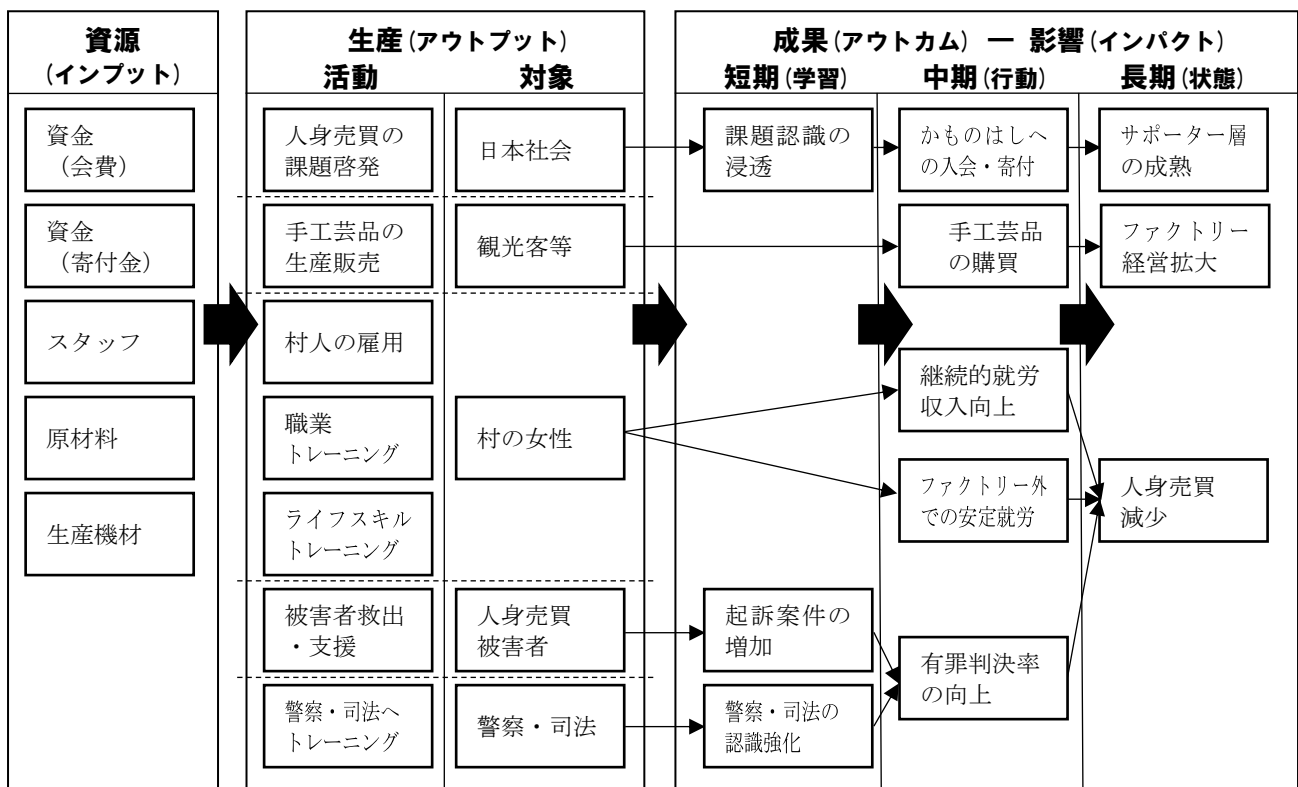
もしあなたが社会的事業に携わっているならば、あなたの事業の成果についてどのような説明をするだろうか。就労支援事業を行っているならば、「昨年度の就職者数は〇〇人」という内容で説明しやすいかもしれない。しかし今回の研修を通して、そうした実績値はあくまで事業目的の中間地点で、社会的事業の成果は「社会の変化」というより大きな視野を持つべきだという事を再認識した。

研修では、カンボジアで児童買春の問題解決に取り組む、NPO 法人かものはしプロジェクト カンボジア・コミュニティーファクトリー事業をケースワーク事例として学んだ。コミュニティーファクトリー事業は、経済状況の厳しい農村部の女性を対象に職業的・経済的な自立をサポートするため、手工芸品を製造するための工場を運営している。工場での生産と販路拡大も重要な要素ではあるが、それだけではなく、地元警察への研修を通じた人身売買数の減少（対地元社会）、事業を持続可能にするための支援者を広げる（対日本社会）こともカンボジアにおける児童買春の根治につながるという事業目標を立て、働きかけをしている。

短期的な成果も重要ではあるが、「事業単体での成果」ではなく「事業の成果が社会にどのような影響を与えていくのか」、そうした社会とのつながりや仕組みを認識し、事業設計をすることが、社会に必要とされ社会的インパクトを生み出すポイントであることが学べる事例であった。

●社会的インパクトを生み出す仕組み…ロジックモデルの明確化

そうした「事業の取り組み」がどのように「社会に影響を与えるのか」、その仕組みを考える枠組みが『ロジックモデル』。



かものはしプロジェクトのロジックモデル

左端に、事業活動を行うための原資となる資源（ヒト・モノ・カネ）。その経営資源をどの事業関係者（ステークホルダー）に、どのような取り組みを通して投入して社会的な生産活動（アウトプット）をするか。その結果として成果（アウトカム）が産出される。ただ、それだけで終わらずその成果が最終的に社会にどのような影響（インパクト）を与えるのか。右端の「社会的影響」こそが、取り組もうとする社会的事業の理念であり存在意義になる。

ロジックモデルの枠組みを使うことによって、日常的な取り組みが具体的にどの事業理念につながるかが明確になる。また、事業を取り巻く関係者（ステークホルダー）の分析を行う事で、働きかけが行われていないステークホルダーの存在に気づききっかけにもなる。

研修ではグループワークを通して、「現在取り組んでいる事業を客観的に整理・把握することができた」、「事業の目的で、現実とのギャップに気づき、見直しに活用できそう」という声が聞かれ、研修参加者にとってもっとも印象深く残るポイントとなった。

### ●事業活動を評価するための仕組み…定量的評価の意識

ロジックモデルで事業プランを整理してから、次のステップは事業の進捗・効果確認をあらかじめ設定する必要がある。PDCA（Plan 計画、Do 行動、Check 確認、Action 改善）のCを実行するために、「あらかじめどんな方法で効果確認を行うのか」を決めることは重要で、具体的にロジックモデルでの成果（アウトカム）～影響（インパクト）の各要素の効果を検証する手法を考える。

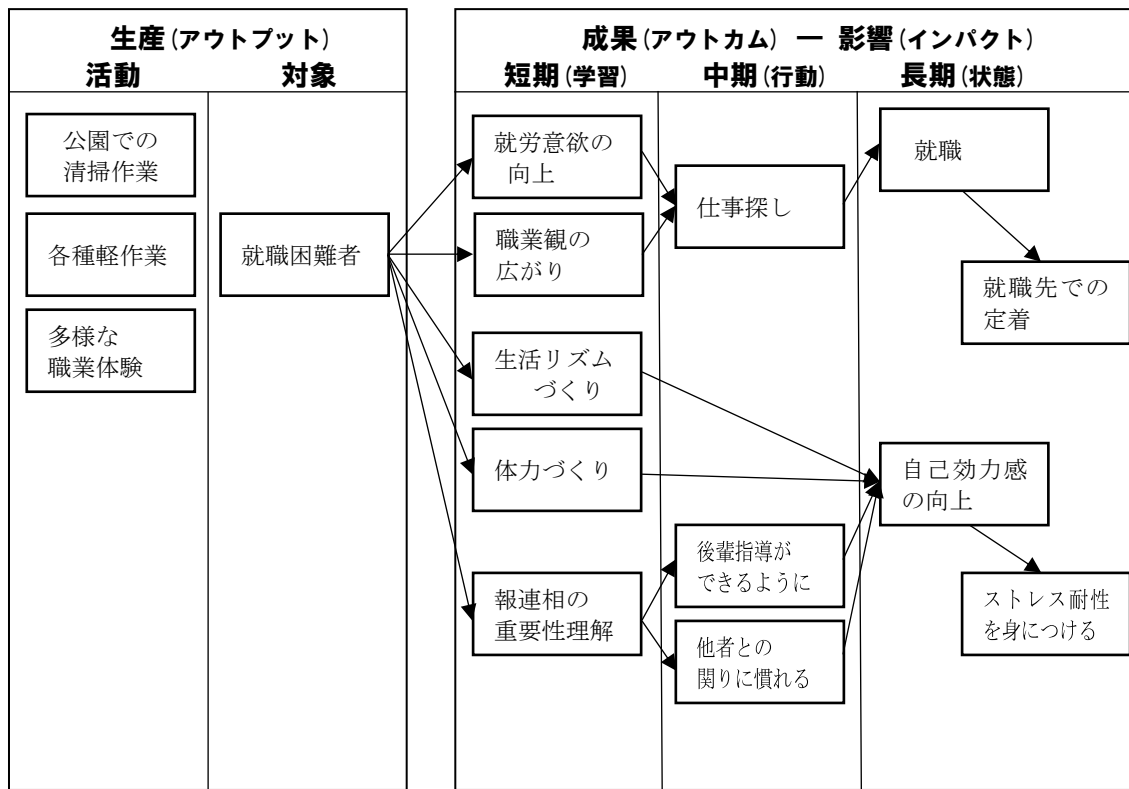
その場合、考えておく必要のある要素は、各結果に対して「どのような単位で」「定性的に or 定量的に」「どんなデータの取り方で」「どのくらいの頻度で」計測するのか、そして「その結果が良かったのか・悪かったのかを判断する指標」と「判断した結果を事業運営にどう活用するのか（PDCAではA）」。

その具体例として、研修のグループワークで作成したロジックモデルの一部を紹介する。



## ●検討事例①～就労支援事業

グループワークで検討した事例の一つが「就労支援事業」。そのロジックモデルの一部は以下の通り。

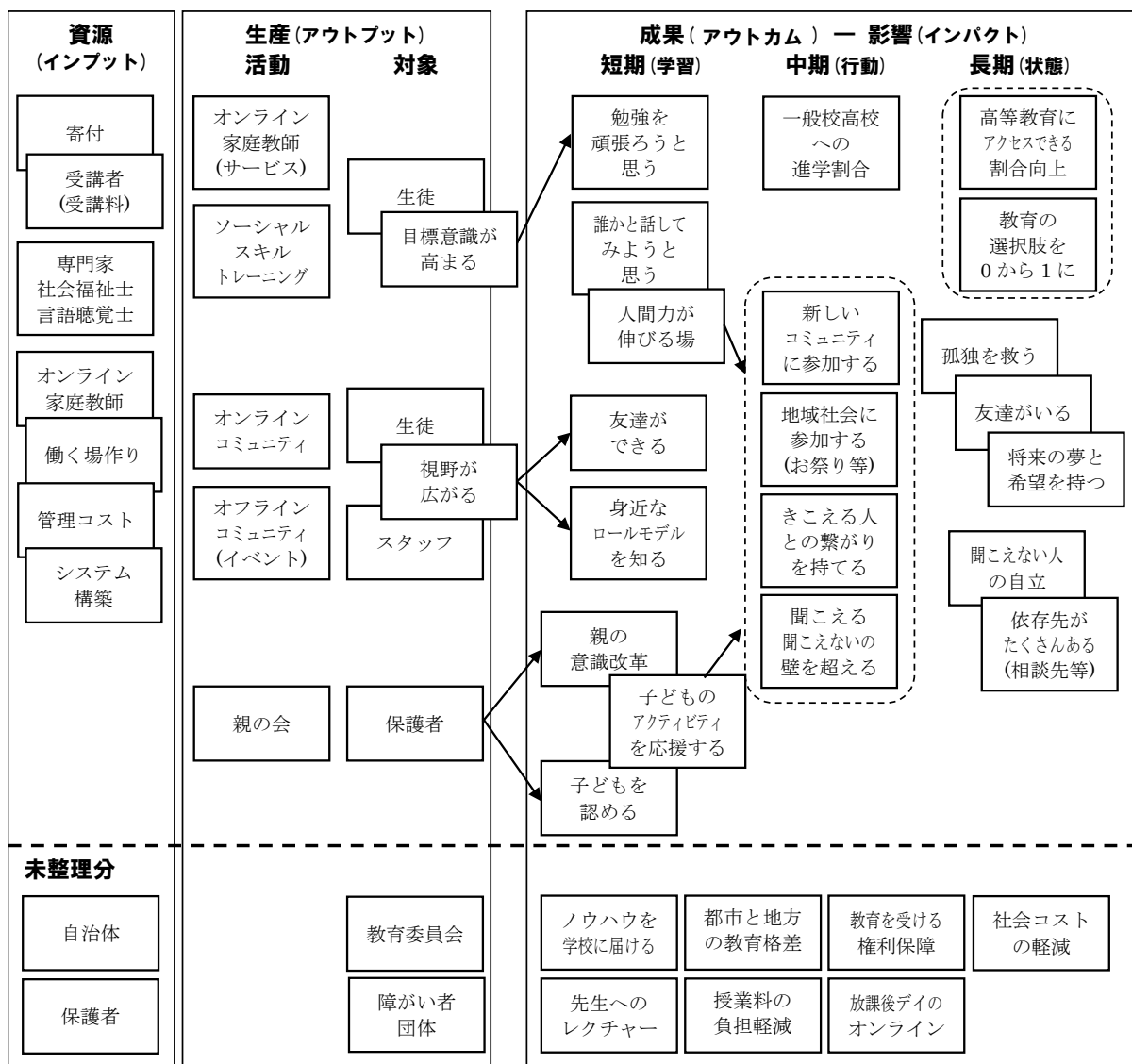


グループワークで検討した就労支援事業のロジックモデル（一部）

- ・わかりやすく数値化（定量化）できる評価指標としての意見
  - 「就職：○人」
  - 「就職先での定着：○年」
  - 「就労意欲の向上：○回ハローワークに行った」
  - 「体力づくり：○回作業に参加」
- ・数値化しにくいデータの評価指標化にむけたアイデア
  - 「自己効力感の向上：アンケート」
  - 「後輩指導ができるようになる：日誌・作業状況の観察報告の記録を取って分析する」
  - 「生活リズムづくり：日誌の分析」
  - 「職業観の広がり：職業興味検査を活用する」

## ●検討事例②～聴覚障がい者支援事業

グループワークで検討した事例の一つが「聴覚障がい者へのオンラインによる教育サービス」。そのロジックモデルの一部は以下の通り。



- ・わかりやすく数値化（定量化）できる評価指標としての意見

「生徒数：○人」

- ・議論の中でうまれた評価指標としての意見

わかりやすく数値化（定量化）できる評価指標としては、生徒に関わるステークホルダーへの社会的影響を測定するための聴覚障がい者の「一般校への進学割合」「高等教育にアクセスできる割合」

数値化が困難なものとしては、「依存先がたくさんある」「選択肢を0から1へ」「地域コミュニティへの参加」などがあつた。

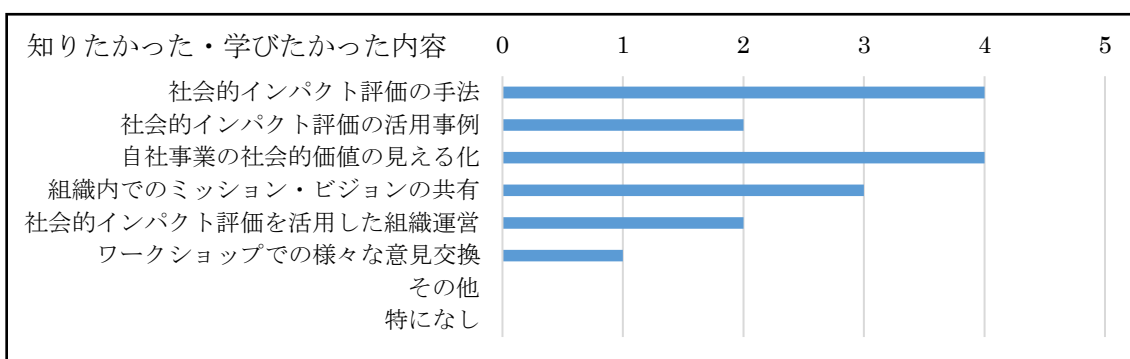
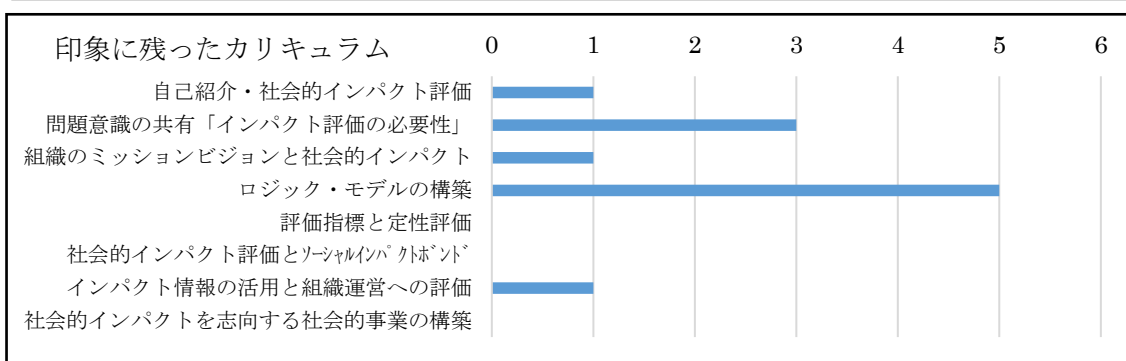
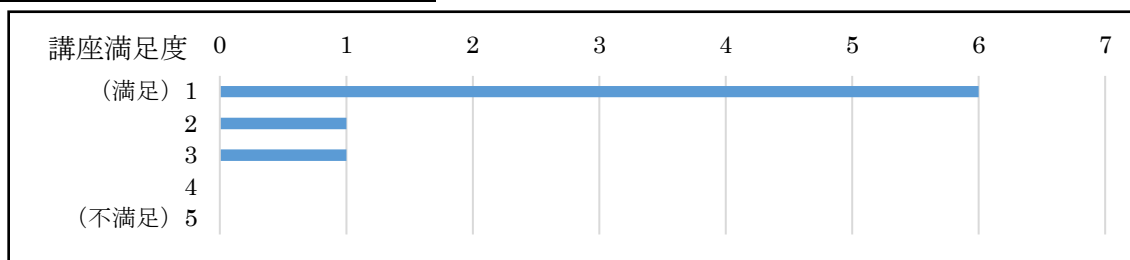
## ●事業活動を客観的に評価するためには、『基準』が必要

設定した評価指標をもとに計測した「結果が良かったのか・悪かったのかを判断する指標」については、事例検討では具体的な案が出なかった。評価指標が適正か？効果の有無を判断するには同じような取り組みをしている団体の成果や、統計情報などによる検証が必要であり、いくら主観的に「うまくいっている」と思っていたとしても、他にもっと効率的に成果を出している事業があれば、改善の余地が考えられるので必ずしも「うまくいっている」とは言えない。

しかし、社会的事業の評価指標では統計データが少なく、事業が効率的に実施されているかどうかの判断がなかなか難しいのが現状であり、伊藤先生が関わる団体における評価では、自らの活動のみで判断せず、一般的なデータの収集も行っている。

こうした「成果を分かりやすく評価する」という取り組みが成熟するには、社会的事業そのもの増える必要がある。そうすれば自ずと比較対象となるデータは多くなり、自分の取り組みを客観的に把握する事が容易になる可能性が高い。また、他の団体の好事例を参考にできる環境が生まれるかもしれない。「数値化」というと、ネガティブな印象を持つ方も多いが、数値化することにより気づくことができる可能性もある。そうした改善の積み重ねが、事業利用者の、ひいては社会に大きな利益をもたらすことにつながる可能性を共有できた。

## ●参加者の声（アンケートより）



## 2. 地域×金融×社会 ～地域をつなぐ・社会をつくる～

| 地域×金融×社会 ～地域をつなぐ・社会をつくる～  |         |
|---|---------|
| ファシリテーター：菅野 拓 氏（京都経済短期大学 講師）<br>基調報告：古里 圭史 氏（飛騨信用組合 常勤理事・総務部長 慶應義塾大学 政策・メディア研究科特任准教授）<br>事例報告：埋橋 美帆 氏（NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝 職員）<br>中須 雅治 氏（近畿ろうきん 地域共生推進室 上席専任役） |         |
| 日時：2019年10月19日 14：00～17：00  |         |
| 会場：A <sup>1</sup> ワーク創造館 ホール  | 参加者：34名 |

2019年10月19日に飛騨信用組合より古里氏、暮らしづくりネットワーク北芝より埋橋氏、近畿ろうきんより中須氏、ファシリテーターに菅野氏を招き「地域×金融×社会から地域をつなぐ・社会をつくる」を開催した。

ソーシャルファームを推進する「財源の確保＝ハイブリットな財源（市場・非市場・非貨幣資源）」の可能性として、“金融”をツールに地域課題や社会課題解決に取り組むそれぞれの事例を紹介し、パネルディスカッションをおこなった。

飛騨信用組合は「育てる金融・地域伴奏型の金融機関」から「金融を通じたまちづくり会社」への変革を通じて「地域の誰ひとり取り残さない金融サービス」の実現を目指す事例。暮らしづくりネットワーク北芝は、こどもが「稼げる」地域通貨まーぶを活用し、「こどもを応援する」という価値で共感を育みながら、まちぐるみでの子どもの貧困解決に取り組む事例。近畿ろうきんは、賛同いただいた預金者の利息分をNPOなどに寄付する社会貢献預金など「意志あるお金」の流れをつくり社会運動・社会活動を支える事例を紹介した。

パネルディスカッションでは、「財源の確保」という目的ではなく、金融を地域課題や社会課題を解決するツールとして活用することの重要性。NPOや地域をベースとした事業者などへのお金の流れをつくる際には、事業性や担保力のみならず「顔の見える関係」が生み出す信頼関係や応援する相互関係を「共感」で作り出すことの重要性を共有した。



## ●基調報告

### 地域伴奏型の金融機関をめざして ～金融機関が地域通貨をつくるまで：古里 圭史 氏

担保融資など従来型の金融機関の営業スタイルのみならず、地域の事業者・住民との新たな接点・つながりづくりの視点で、様々な事業を展開してきた飛騨信用組合。電子地域通貨のさるぼぼコインをスタートさせ、お金の地産地消を目指すのが、経済合理性という消費行動の大きな壁にぶつかっている。この壁をこえる新たな価値観を地域で生み出すことが現在の大きなテーマ。そのためにも、地域のプレイヤーとして「地域伴奏型の金融機関」から「金融を通じたまちづくり会社」への変革にチャレンジしている現状を報告いただいた。

#### □伴奏型の金融機関とは

伴奏型のコミュニティ・バンクを目指す飛騨信用組合は、伴走者として金融面からサポートするのみならず、自らもまちづくりのプレイヤーとして活動し、地域の事業者や住民と緊密な関係性構築を大切にしている。そのために手掛けてきたことを、SDGsの目標に重ねるのであれば、ターゲットの8.3と8.10にある金融サービスのアクセス改善を通じて、「地域の誰ひとり取り残さない金融サービス」の具体化を図ること。

#### □地域事業者との新たな接点づくり

営業できる地域が限定されているメンバーシップ型金融機関の“信用組合”。その宿命は、地域の盛衰が信用組合の盛衰と切り離せないものであること。一方で金融庁の管理監督下にある組織でもあり、担保あり融資や取引企業への設備更新融資など、リスクを軽減する従来型の営業から脱却することが難しく、地方銀行等との違いを示せてはいなかった。

ただ、地域経済の衰退やITを活用した金融革命（フィンテック革命）は看過できないものとなり、このままでは共に消えていくという危機感から、「①接点を増やす＝よろず相談 BizCon.HIDA」「②従来の金融で対応できないスタートアップ支援＝クラウドファンディング FAAVO」「③チャレンジングな事業支援＝さるぼぼ結ファンド」「④若者と地域産業の出会い＝インターンシップ」「⑤お金の地産地消＝さるぼぼコイン（電子地域通貨）」と事業を展開。

#### □各事業の状況

①よろず相談は、1か月に40-60件程度の相談が寄せられ、従業員の家族関係の相談まで、預金・融資ではつながれなかった地域の事業者・個人とつながり始めている。②クラウドファンディングは、自社の従業員で案件の発掘から文章のディレクションまでを務め、地域の魅力発見や従業員の目利き力向上につながっている。③ファンドは5億円を2つ組成し、8億円弱を投資するなど、地域の事業者の事情に対応できる金融の1つになっている。④インターンシップは、大学のない高山市で地域内外の若者と事業者が接点を持つ貴重な機会となっている。また、期間や業務内容などのコーディネートを自社の従業員が担うことで、事業所の多面的な把握に役立っている。⑤さるぼぼコインは、電子マネーの地域通貨としてスタートし約2年。地域内25%の1100事業所、地域内経済流通の約3%である9.4億円の発行量、利用者数は10,000人弱と消費人口の10%と電子通貨としては広がりを見せているが、観光など地域外のお金を地域に取り込み、そのお金を域内で流通させる歩留まりの高さ＝地産地消の向上については、これからの課題。



## □さるぼぼコインのこれからの戦略

税金や電気代など公的な領域で利用が可能になったり、利便性を高めることは追求しながらも、お金の地産地消を目指す地域通貨としての価値をどのように高めていくかが大きな課題。お得感だけでは、大手のキャッシュレスサービスにはかなわない。地域の住民さんが消費者として行動を起こす際に、「経済合理性」のみならず「域内経済の活性化」「コミュニティの活性化」などに価値を感じ、主体的であり意思のある消費者に育ってもらえるか。さるぼぼコイン限定の商品やサービスなどを展開しながら、経済合理性の世界を突破できる活動に注力している。



シュタイナーの言葉「システムの変革は容易だが、メンタリティーの変革が一番難しい」を痛感しているが、「現在の地域の姿は過去からの選択の結果。将来の地域の姿はこれからの選択の結果」ということを言い続けて、地域金融機関の究極目標である相互扶助を啓蒙していきたい。

## ●パネルディスカッション

### 子どもがまちを元気にする“地域通貨まーぶ”：埋橋 美帆 氏

こどもが「稼げる」地域通貨として、子どもの貧困課題の解決のツールとしてまーぶを活用している暮らしづくりネットワーク北芝。100 まーぶ=100 円の価値で、地域の 140 ほどの店舗で利用可能で、発行量は 2500 万まーぶ。お金の地産地消という観点では、地域通貨は使われてこそ価値があるが、貯める子どもたちが現れると、“貯める”ことを肯定的にとらえて、貯めたまーぶで夢を実現する取り組みを始めたり、寄付を考えるファンドレイジング体験を導入したり、「こどもを応援する」という価値で共感を呼び込む、地域通貨の事例を報告いただいた。

### □箕面市に子どもの貧困はあるの？

暮らしづくりネットワーク北芝は、箕面市にある約 250 世帯 500 人被差別部落で、「であい・つながり・げんき」を合言葉に、チャレンジできる暮らしづくりに取り組む。箕面市は大阪府内でも生活保護受給率が低く、裕福な自治体とされているが、子どもの貧困はある。低所得層が流入する市営住宅では、十分な教育・文化水準が確保されにくく、次世代にも貧困が連鎖してしまう現象がある。また、社会体験の機会が限定的で、ロールモデルも身近にないことで、将来の目標や生き方の選択肢を抱けなかったり「もうええし」とあきらめムードで成長する子どもたちもいる。そんな、「子どもたちを応援」しようとスタートしたのが、地域通貨まーぶ。



## □子どもが稼ぎ、まちで使える地域通貨

まなぶ・はたらく・あそぶにかけて「まーぶ」と名付けた地域通貨は、生活やくらしを子どもたちが学ぶためのツールと位置付けている。特徴は子どもが「稼げる」とことと近くの大規模ショッピングセンターキューズモールなど 140 店舗でも「使える」こと。日常のお手伝いだけでなく、稼げる場所と子どもをつなぐ月 2 回の“まーぶハローワーク”でキューズモールや地域団体にも協力いただき、20 分 100 まーぶ程度の求人などを用意している。また、お金の代わりに使うだけでなく子どもたちの中で“価値”を高めるために、「貯める」こともできる。大きな夢・幸せを手に入れる経験として、過去には 2 万まーぶを貯めて、タイのスタディーツアーに参加した子どももいる。最近では、子どもファンディング体験としてまーぶを誰かのために使う、寄付にも取り組んでいる。

## □おとなが試されている

年に 1 回「まーぶ夢コンテスト」を開催している。子どもたちがちょっとスケールの大きいやりたい夢をプレゼンし、選ばれたプロジェクトは実現に向けて、おとなも応援しながら、地域のいろんな人を巻き込みながら、実現までのプロセスを共有する。これまで「逃走中@キューズモール」や「気球に乗って学校を上から見てみたい」などなどを実現してきた。プレゼンを通過しても、子どもたちは設定されたまーぶをクリアする必要があり、実現に向けてどんどん本気になっていく。その本気に向き合いながら、実現に向けた黒子役をおとなが引き受けられるかが試されている。



これからのまーぶは、運営を持続可能にすることが大きなテーマ。現状の換金手数料だけでは持ち出しもある。ただ、損得だけを伝えても人を巻き込むことはできないので、ストーリーや価値を伝えながら、遺贈寄付などを受け入れられるような、体制の強化に取り組んでいきたい。

## 《意志あるお金》の流れとよりよい社会づくりの循環 中須 雅治 氏

近畿ろうきんの社会貢献や共生社会の実現に向けた取り組みを簡略にまとめたビデオを映しながら、ご預金の利息の引き下げ分（利息相当分）を NPO 等の市民団体に寄付する社会貢献預金（笑顔プラス）の取り組みを中心に紹介。最近では、寄付先団体に「お金を渡す」だけでなく、寄付先団体への「共感」を生み出す出会いの場づくりにも取り組むなど、社会運動・社会活動を通じたお金の循環づくりの取り組みを報告いただいた。

## □社会貢献預金 笑顔プラス

協同組織の金融機関として、労働組合と生協が資金を出し合って、働く人の暮らしを守るために生まれた“ろうきん”。そのルーツに「助け合い」の精神をもち、金融機関として NPO 法人や社会福祉法人向けの事業融資を民間の金融機関で初めて実施した老舗でもあ

る。社会貢献預金（笑顔プラス）は、お客さんが自らの預金を通じて社会運動や公益活動を応援する取り組みで、定期預金の金利引き下げ分と近畿ろうきんの拠出金を財源に、「子ども支援」「女性・マイノリティー支援」「障がい者支援」「被災地支援・防災」「環境保全」「国際協力」などに取り組む団体に寄付をしている。2018年4月にスタートし、現在は68億円の残高（9月末時点）となり、寄付金の貴重な原資となっている。

#### □運動・活動を進めるために

参加型の「社会貢献プロジェクト・笑顔プラス」として、労働組合や生協の学習会・ワークショップなどを通して、寄付先団体の活動を「広く知ってもらおう」機会づくりにも取り組み、寄付したお金がどのように活動に活かされているのかを実感し、また自らができること、参加できることを考える機会につなげている。これからも《意志のあるお金》の循環を生み出すために、システムだけではなく、社会貢献してもよいと考える潜在的な預金者の方々の「共感」を生み広げていきたい。



#### ●まとめ

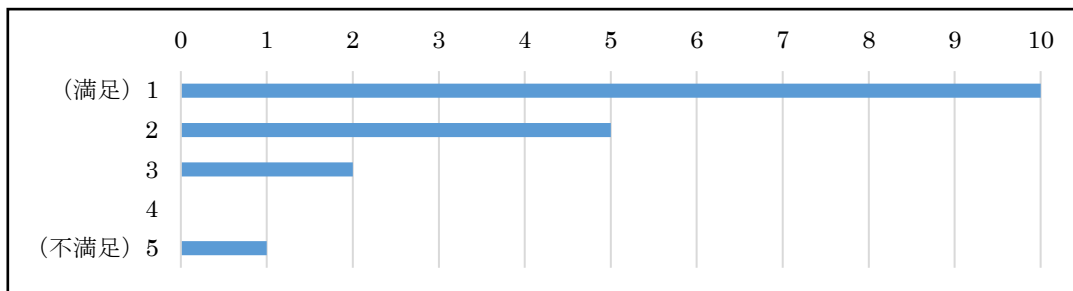
ファシリテーターの菅野氏は、金融機関とまちづくり NPO と報告者の所属や事業そのものは一見異なるが、地域課題や社会課題を解決するツールとして金融を活用し、地域の中間支援機関としてエンジンの役割を持っているという点で共通していること。また、NPO や公益活動の助成や融資の判断においても、担保力や資産など目に見える基準だけではなく、言葉で言い表せない「顔の見える関係」が生み出す信頼関係の重要性を指摘。そして、それを支えるのは、金融機関と事業者、利用者と支援者という分断を乗り越えて、共に助け合い、自らも「当事者・プレイヤー」であるという共感を生み出せる価値づくりにあるとまとめました。



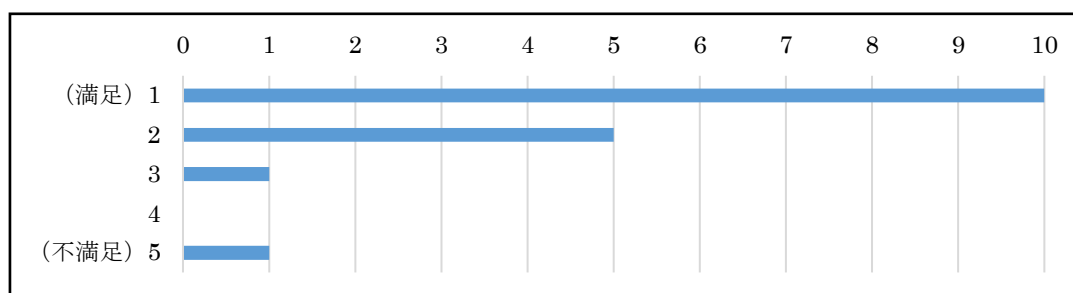
## ●参加者の声（アンケートより）

### ①満足度

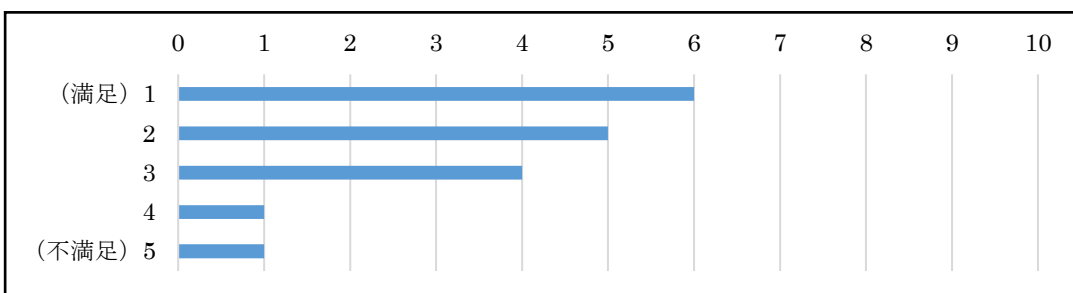
【基調講演】 地域伴奏型の金融機関をめざして：古里 圭史 氏



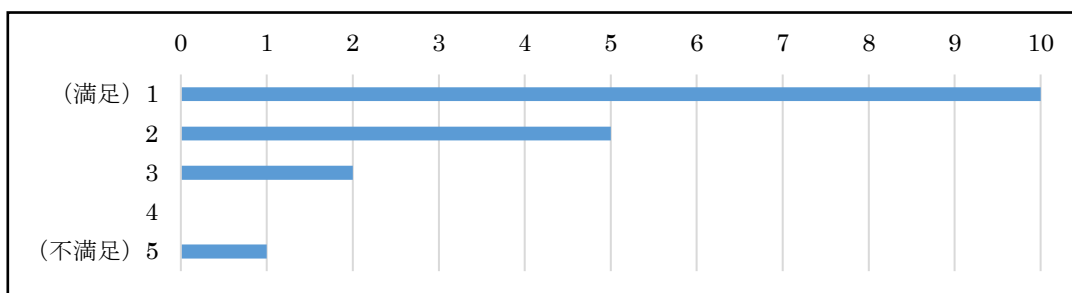
【事例報告】 子どもがまちを元気にする“地域通貨まーぶ”：埋橋 美帆 氏



【事例報告】《意志あるお金》の流れとよりよい社会づくりの循環 中須 雅治 氏



【パネルディスカッション】

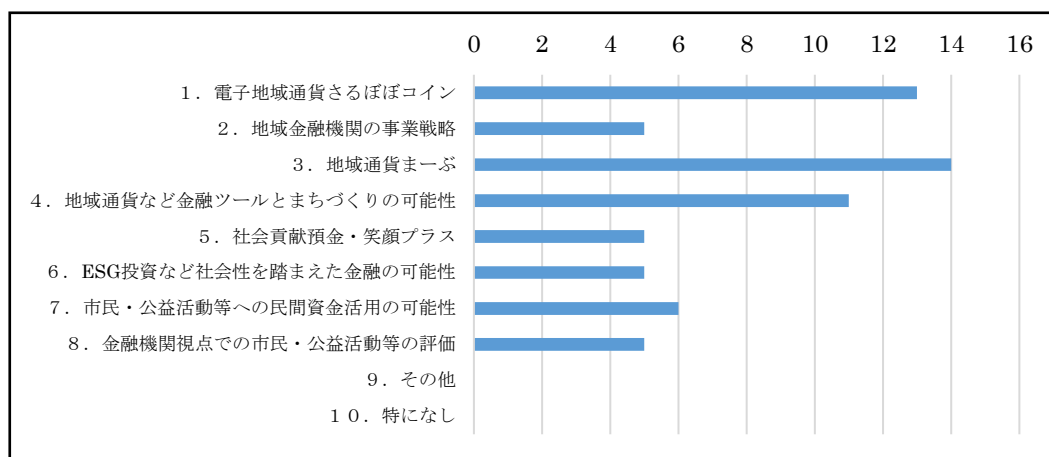


### ②印象に残った内容

- ・まーぶの実践
- ・地域通貨は未来へつながるのか？過去に戻るのか？流通規模が1つのテーマかも。
- ・まーぶの事例報告は、見ている視点が”社会”全体のように感じました。

- ・飛驒信用組合と近畿ろうきんは自社の取り組みを通じた課題にスポットを当ててプレゼンされていたと感じました。
- ・積極的な自主活動には自前の財源づくりは不可欠だと感じていますが、その方法論として飛驒信用組合さんの話は勉強になりました。
- ・より具体活動に近い視点の北芝の話も印象に残りました。
- ・こうした金融を通じた取り組みの副次的な効果も参考になりました。
- ・近畿ろうきんの取り組みは銘柄の見える化という部分でイメージが膨らみました。
- ・仕組みづくりを考える者にとっては、非常に素晴らしい企画でした。
- ・飛驒信組の取り組みが勉強になりました。
- ・地域通貨の可能性や今後についても大変興味深い内容でした
- ・さるぼぼコインスキーム図
- ・銀行員は融資を獲得することが中心課題になりますが、飛驒信組の地域の状況に応じた取り組みに感動。そのポイントは「よろず相談」かな。
- ・信組の中でこれだけのメニューをそろえるための、内部の意思決定にどの程度期間を要したのでしょうか。
- ・子どもをターゲットとした、まーぶのような地域通貨の取り組みが実現していることが一番の驚き。
- ・飛驒信組の取り組みは、実際は大きかったであろう社内の抵抗を乗り越えてきた古里さんに敬服。

### ③知りたかった・学びたかった内容



### ④ご意見やご要望

- ・まーぶを通じた、寄付文化の育成・推進
- ・地域にどのように社会活動への行動を根付かせるのか？そうした意識の構築の重要性と実現の難しさが理解できた。
- ・地域に社会活動を根付かせるという視点を持った進め方を模索する工夫を試みます。
- ・視野・見識を広げようと軽い気持ちで参加しましたが、来てよかった。
- ・今後の取り組みに夢が広がります。飛驒信組さんと関わりを深めていきたい。
- ・温めている活動の実現に向けて、クラウドファンด์・通常ファン化、寄付・保険などの活用を学んでいきたい。

### 第3章 インクルーシブファームを支える仕組みづくり

#### 1. 公益法人市場における社会性に配慮した調達状況に関する基礎調査

##### (1) 調査概要

2018年3月に大阪府社会福祉審議会 行政の福祉化推進検討専門部会で提言された「基本理念である「障がい者、生活困窮者、ひとり親、就労困難者など生活に困難を抱える者を支援するため、『それぞれが持てる資源』を有効に活用すること」を大阪全体で共有し、『大阪の福祉化』をめざす」ことに寄与するために、大阪府内に事業所を有する社会福祉法人410団体へ社会性に配慮した調達状況調査を実施した。

実施期間：2019年9月から11月

調査対象：外部への委託発注が想定される大阪府内に施設を持つ社会福祉法人を抽出した。

- ・対象施設：特別養護老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、病院など
- ・想定する委託業務：リネン業務、清掃業務、消耗品の購入など

配布数：410件（督促1回）

回収数：113件

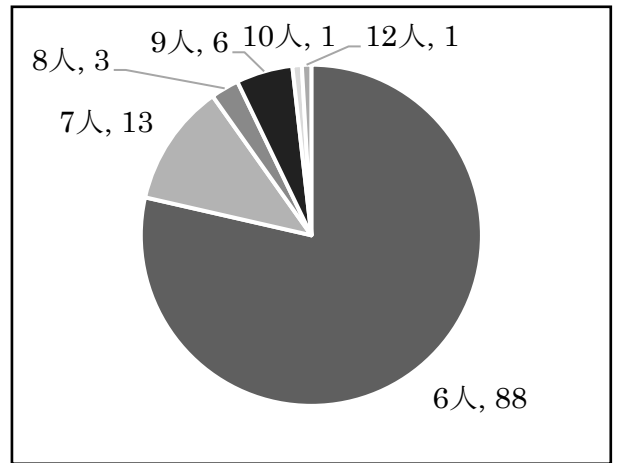
回収率：27.6%

## (2) アンケート結果

### ①事業活動

#### ●理事数

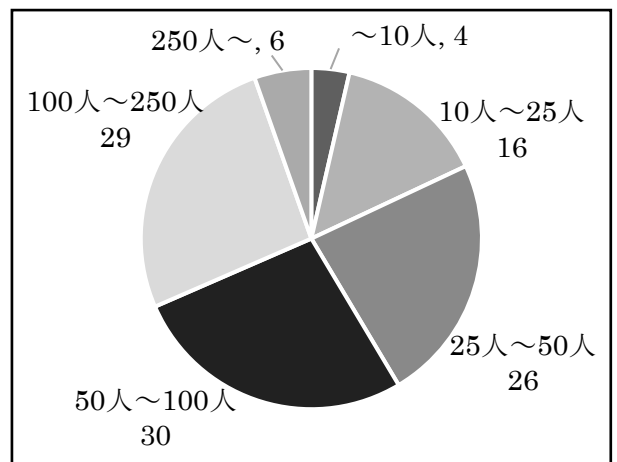
|     |     | 理事数 |       |       |
|-----|-----|-----|-------|-------|
|     |     | 回答数 | 有効%   | 累積%   |
| 有効  | 6人  | 88  | 78.6  | 78.6  |
| 回答  | 7人  | 13  | 11.6  | 90.2  |
|     | 8人  | 3   | 2.7   | 92.9  |
|     | 9人  | 6   | 5.4   | 98.2  |
|     | 10人 | 1   | 0.9   | 99.1  |
|     | 12人 | 1   | 0.9   | 100.0 |
|     | 合計  | 112 | 100.0 |       |
| 無回答 |     | 1   |       |       |
| 合計  |     | 113 |       |       |



- ・理事数は6人が最も多い。

#### ●常勤職員数

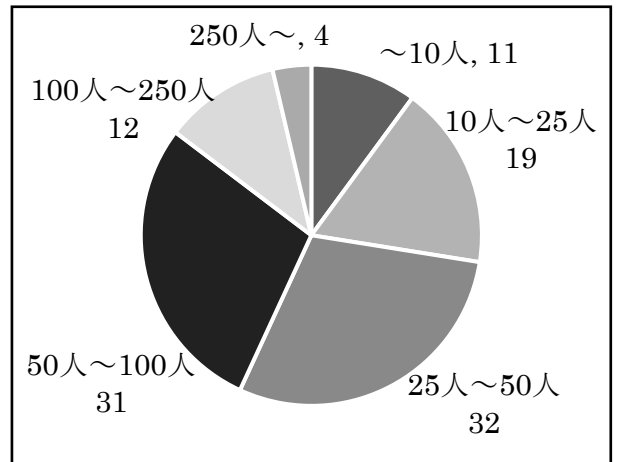
|     |             | 常勤職員数 |       |       |
|-----|-------------|-------|-------|-------|
|     |             | 回答数   | 有効%   | 累積%   |
| 有効  | 10人未満       | 4     | 3.6   | 3.6   |
| 回答  | 10人～25人未満   | 16    | 14.4  | 18.0  |
|     | 25人～50人未満   | 26    | 23.4  | 41.4  |
|     | 50人～100人未満  | 30    | 27.0  | 68.5  |
|     | 100人～250人未満 | 29    | 26.1  | 94.6  |
|     | 250人～       | 6     | 5.4   | 100.0 |
|     | 合計          | 111   | 100.0 |       |
| 無回答 |             | 2     |       |       |
| 合計  |             | 113   |       |       |



- ・常勤職員数は10人未満が4件（3.6%）と少ない。最も少ない常勤職員数の法人は6人が2件となっている。10人以上25人未満が16件（14.4%）、25人以上50人未満が26件（23.4%）、50人以上100人未満が30件（27.0%）、100人以上が29件（26.1%）、250人以上が6件（5.4%）である。500人を超える法人は2件で530人、666人であった。

●非常勤職員数

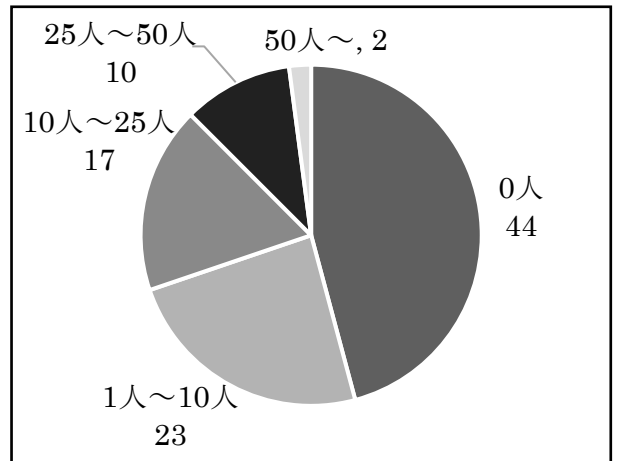
|          |             | 非常勤職員数 |       |       |
|----------|-------------|--------|-------|-------|
|          |             | 回答数    | 有効%   | 累積%   |
| 有効<br>回答 | 10人未満       | 11     | 10.1  | 10.1  |
|          | 10人～25人未満   | 19     | 17.4  | 27.5  |
|          | 25人～50人未満   | 32     | 29.4  | 56.9  |
|          | 50人～100人未満  | 31     | 28.4  | 85.3  |
|          | 100人～250人未満 | 12     | 11.0  | 96.3  |
|          | 250人～       | 4      | 3.7   | 100.0 |
|          | 合計          | 109    | 100.0 |       |
| 無回答      |             | 4      |       |       |
| 合計       |             | 113    |       |       |



・非常勤職員数は10人未満が11件（10.1%）。10人以上25人未満が19件（17.4%）、25人以上50人未満が32件（29.4%）、50人以上100人未満が31件（28.4%）、100人以上が12件（11.0%）、250人以上が4件（3.7%）である。500名を超える非常勤職員がいるのは1件のみで1064人である。

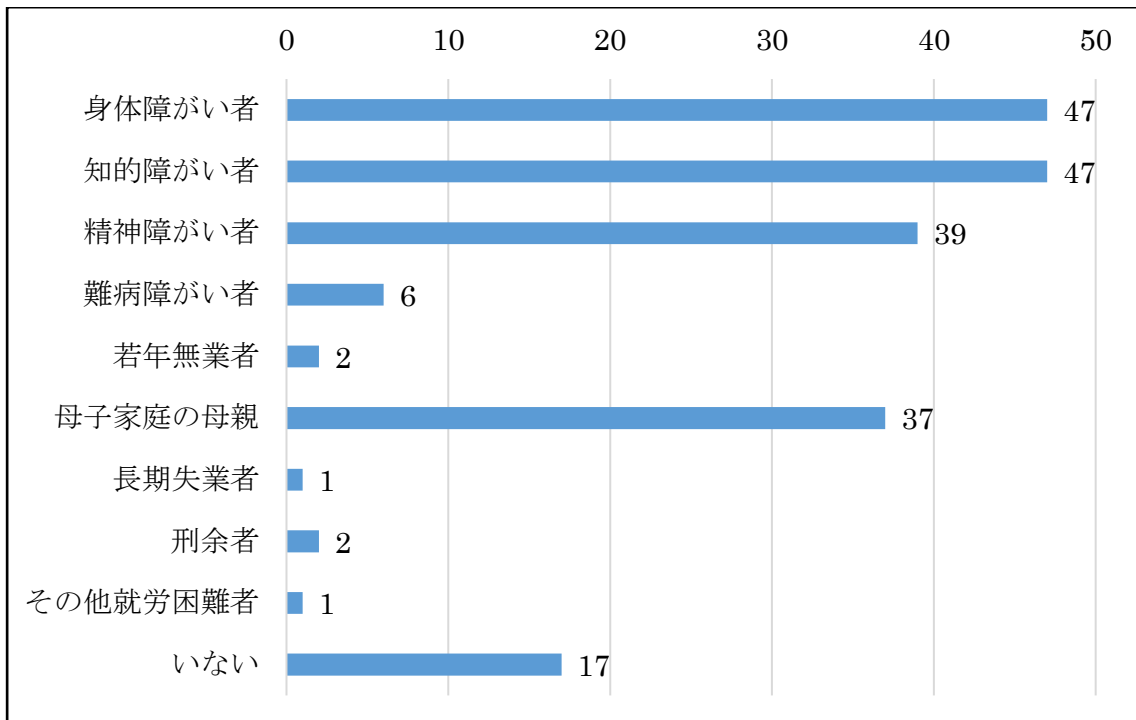
●登録ヘルパー数

|          |            | 登録ヘルパー数 |       |       |
|----------|------------|---------|-------|-------|
|          |            | 回答数     | 有効%   | 累積%   |
| 有効<br>回答 | 0人         | 44      | 45.8  | 45.8  |
|          | 1人以上10人未満  | 23      | 24.0  | 69.8  |
|          | 10人以上25人未満 | 17      | 17.7  | 87.5  |
|          | 25人以上50人未満 | 10      | 10.4  | 97.9  |
|          | 50人以上      | 2       | 2.1   | 100.0 |
|          | 合計         | 96      | 100.0 |       |
| 無回答      |            | 17      |       |       |
| 合計       |            | 113     |       |       |



・登録ヘルパー数がない法人が44件（45.8%）である。10人未満が23人（24.0%）、10人以上25人未満が17件（17.7%）、25人以上50人未満が10件（10.4%）、50人以上が2件（2.1%）である。100人を超える登録ヘルパーがいる法人は1件のみで353人であった。

●雇用や就労において配慮が必要とされる方の雇用状況 (N=105: 項目無記入の回答を除く)



雇用や就労において、配慮が必要とされる方の雇用状況

|          | 回答数 | %      | % (対N) |
|----------|-----|--------|--------|
| 身体障がい者   | 47  | 23.6%  | 44.8%  |
| 知的障がい者   | 47  | 23.6%  | 44.8%  |
| 精神障がい者   | 39  | 19.6%  | 37.1%  |
| 難病障がい者   | 6   | 3.0%   | 5.7%   |
| 若年無業者    | 2   | 1.0%   | 1.9%   |
| 母子家庭の母親  | 37  | 18.6%  | 35.2%  |
| 長期失業者    | 1   | 0.5%   | 1.0%   |
| 刑余者      | 2   | 1.0%   | 1.9%   |
| その他就労困難者 | 1   | 0.5%   | 1.0%   |
| いない      | 17  | 8.5%   | 16.2%  |
| 合計       | 199 | 100.0% | 189.5% |

・配慮が必要とされる方として雇用しているのは身体障がい者と知的障がい者が最も多く 47 件 (23.6%) ずつ、精神障がい者が 39 件 (19.6%)、母子家庭の母親が 37 件 (18.6%) 以上の 4 種類が多くを占めている。その他回答としては、「65 歳以上高齢者」との回答があった。

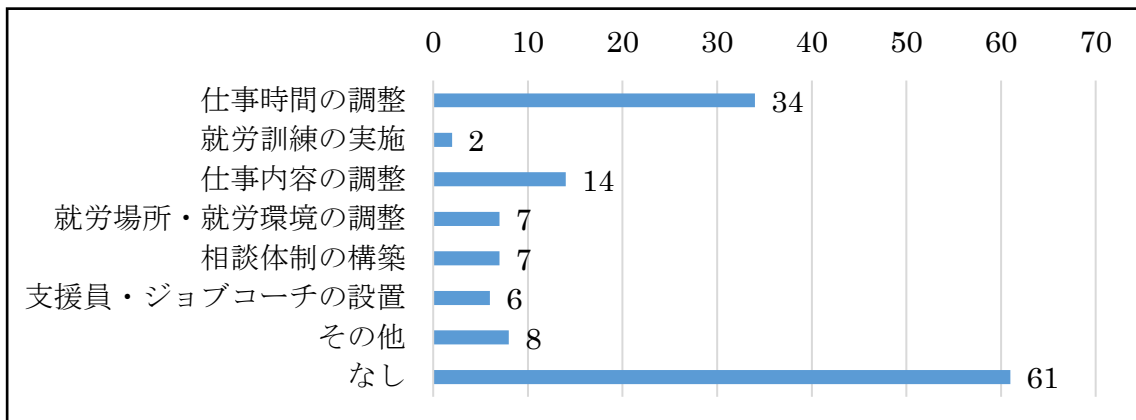


●障がい者雇用数・法定雇用数

|            | 度数  | 最小値  | 最大値   | 平均値    | 標準偏差    |
|------------|-----|------|-------|--------|---------|
| 障がい者の雇用人数  | 109 | 0.0  | 35.0  | 3.196  | 4.7030  |
| 貴法人の法定雇用人数 | 111 | 0.00 | 23.00 | 2.5267 | 3.17553 |

- ・障がい者雇用人数は、0人から35人で、平均は3.2人である。障がい者の法定雇用人数は、0人から23人で、平均は2.5人となり、全体的に法定雇用人数を上回る障がい者を雇用している状況である。
- ・障がい者を雇用していないのは、有効回答109法人中、24件(22.0%)を占めるが、法定雇用員数が0人となる小規模法人も有効回答113法人中、22件(19.8%)となっている。
- ・実際に障がい者雇用人数と法定雇用人数の差を見ると、法定雇用率を達成していない法人は有効回答12件(26.9%)、法定雇用率ちょうどの法人が39件(36.1%)、法定雇用率より多くの障がい者を雇用している法人が21件(37.0%)である。
- ・最も障がい者雇用率が高いのは、法定雇用率2名に対して聴覚障がい者を35名雇用している法人である。

●雇用や就労上の具体的な配慮 (N=96: 要配慮者の雇用をしている法人)



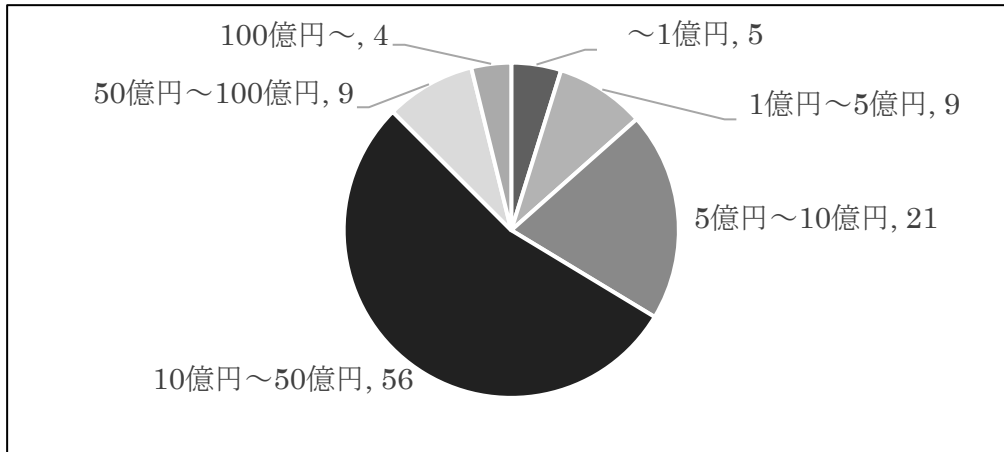
雇用や就労上の具体的な配慮

|               | 回答数 | %      | % (対N) |
|---------------|-----|--------|--------|
| 仕事時間の調整       | 34  | 24.5%  | 30.1%  |
| 就労訓練の実施       | 2   | 1.4%   | 1.8%   |
| 仕事内容の調整       | 14  | 10.1%  | 12.4%  |
| 就労場所・就労環境の調整  | 7   | 5.0%   | 6.2%   |
| 相談体制の構築       | 7   | 5.0%   | 6.2%   |
| 支援員・ジョブコーチの設置 | 6   | 4.3%   | 5.3%   |
| その他           | 8   | 5.8%   | 7.1%   |
| なし            | 61  | 43.9%  | 54.0%  |
| 合計            | 139 | 100.0% | 123.0% |

その他回答：手話通訳、従業員教育、使用物品の調整、障がい者用トイレの設置、託児施設

- ・具体的な配慮としては短時間勤務などの仕事時間の調整が30.1%と最も多く、次いで仕事内容の調整が12.4%と多い。具体的な配慮を行っていない法人は54.0%を占める。

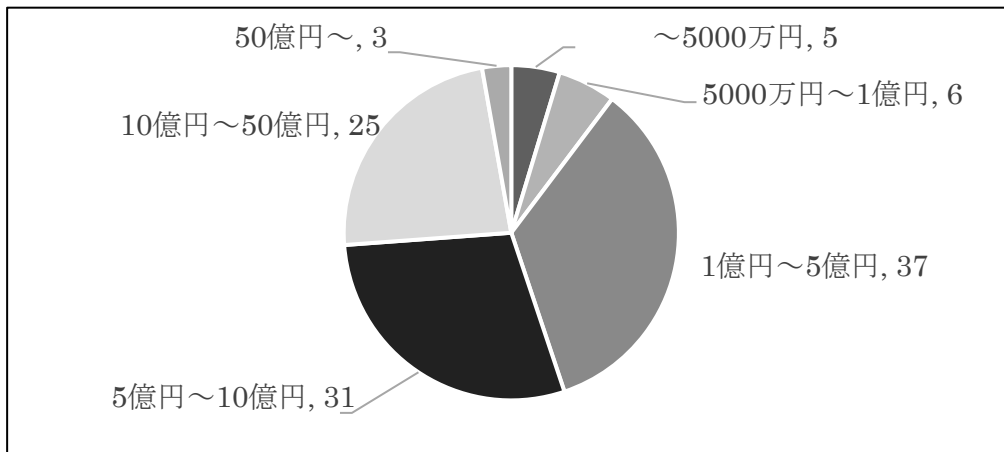
●財務：資産の部合計



資産の部合計

|          |               | 回答数 | 有効%    | 累積%    |
|----------|---------------|-----|--------|--------|
| 有効<br>回答 | 1億円未満         | 5   | 4.8%   | 4.8%   |
|          | 1億円以上5億円未満    | 9   | 8.7%   | 13.5%  |
|          | 5億円以上10億円未満   | 21  | 20.2%  | 33.7%  |
|          | 10億円以上50億円未満  | 56  | 53.8%  | 87.5%  |
|          | 50億円以上100億円未満 | 9   | 8.7%   | 96.2%  |
|          | 100億円以上       | 4   | 3.8%   | 100.0% |
|          | 合計            | 104 | 100.0% |        |
| 無回答      |               | 9   |        |        |
| 合計       |               | 113 |        |        |

●財務：サービス活動に係わる費用

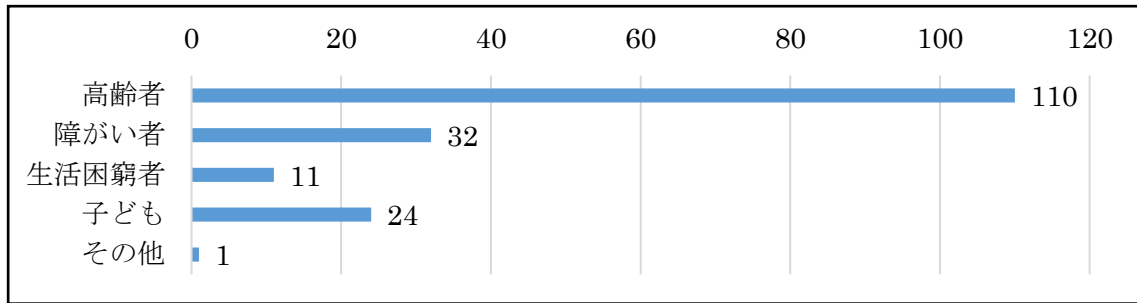


サービス活動に係わる費用

|          |               | 回答数 | 有効%    | 累積%    |
|----------|---------------|-----|--------|--------|
| 有効<br>回答 | 5000万円未満      | 5   | 4.7%   | 4.7%   |
|          | 5000万円以上1億円未満 | 6   | 5.6%   | 10.3%  |
|          | 1億円以上5億円未満    | 37  | 34.6%  | 44.9%  |
|          | 5億円以上10億円未満   | 31  | 29.0%  | 73.8%  |
|          | 10億円以上50億円未満  | 25  | 23.4%  | 97.2%  |
|          | 50億円以上        | 3   | 2.8%   | 100.0% |
|          | 合計            | 107 | 100.0% |        |
| 無回答      |               | 6   |        |        |
| 合計       |               | 113 |        |        |

## ②実施活動

### ●事業の主な対象者 (N=113 : 回収数)



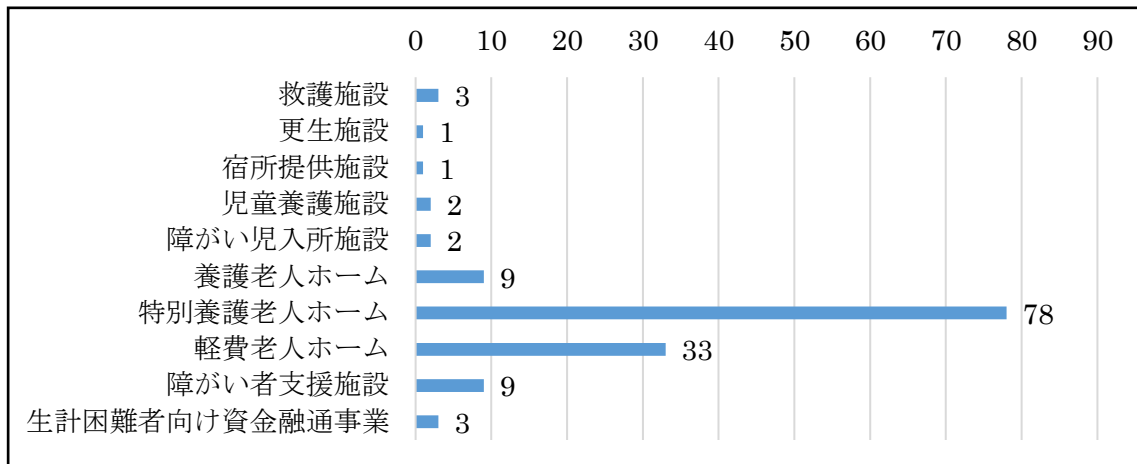
事業の主な対象者

|       | 回答数 | %      | %(対N)  |
|-------|-----|--------|--------|
| 高齢者   | 110 | 61.8%  | 97.3%  |
| 障がい者  | 32  | 18.0%  | 28.3%  |
| 生活困窮者 | 11  | 6.2%   | 9.7%   |
| 子ども   | 24  | 13.5%  | 21.2%  |
| その他   | 1   | 0.6%   | 0.9%   |
| 合計    | 178 | 100.0% | 157.5% |

その他回答：認知症対応

- ・事業の主な対象者としては、特別養護老人ホームなど高齢者を対象としているところが多い。

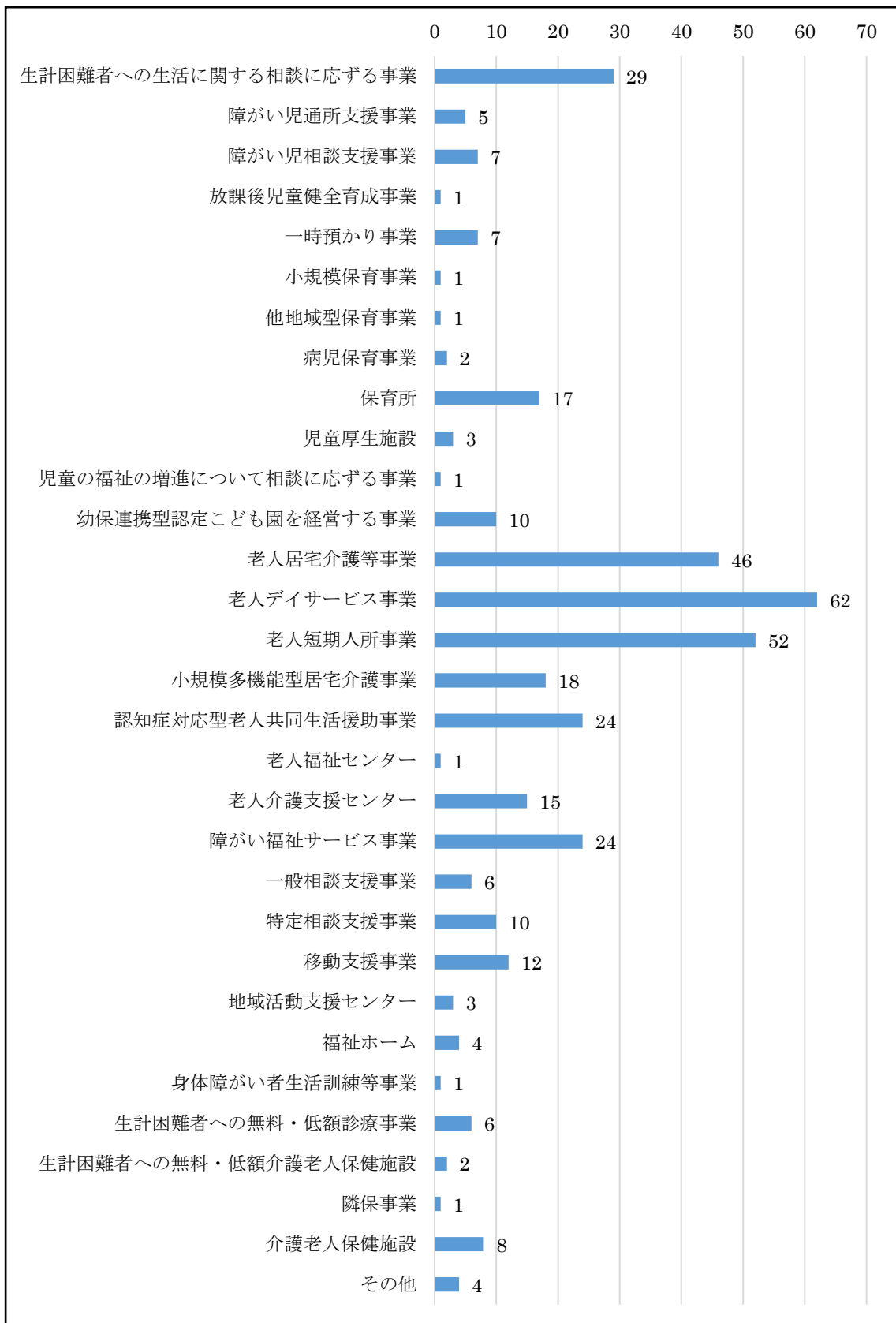
### ●実施している第一種社会福祉事業 (N=101 : 項目無記入の回答を除く)



実施している第一種社会福祉事業

|                            | 回答数 | %      | %(対N)  |
|----------------------------|-----|--------|--------|
| 救護施設                       | 3   | 2.1%   | 3.0%   |
| 更生施設                       | 1   | 0.7%   | 1.0%   |
| 宿所提供施設                     | 1   | 0.7%   | 1.0%   |
| 児童養護施設                     | 2   | 1.4%   | 2.0%   |
| 障がい児入所施設                   | 2   | 1.4%   | 2.0%   |
| 養護老人ホーム                    | 9   | 6.4%   | 8.9%   |
| 特別養護老人ホーム                  | 78  | 55.3%  | 77.2%  |
| 軽費老人ホーム                    | 33  | 23.4%  | 32.7%  |
| 障がい者支援施設                   | 9   | 6.4%   | 8.9%   |
| 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業 | 3   | 2.1%   | 3.0%   |
| 合計                         | 141 | 100.0% | 139.6% |

●実施している第二種社会福祉事業 (N=113 : 回収数)

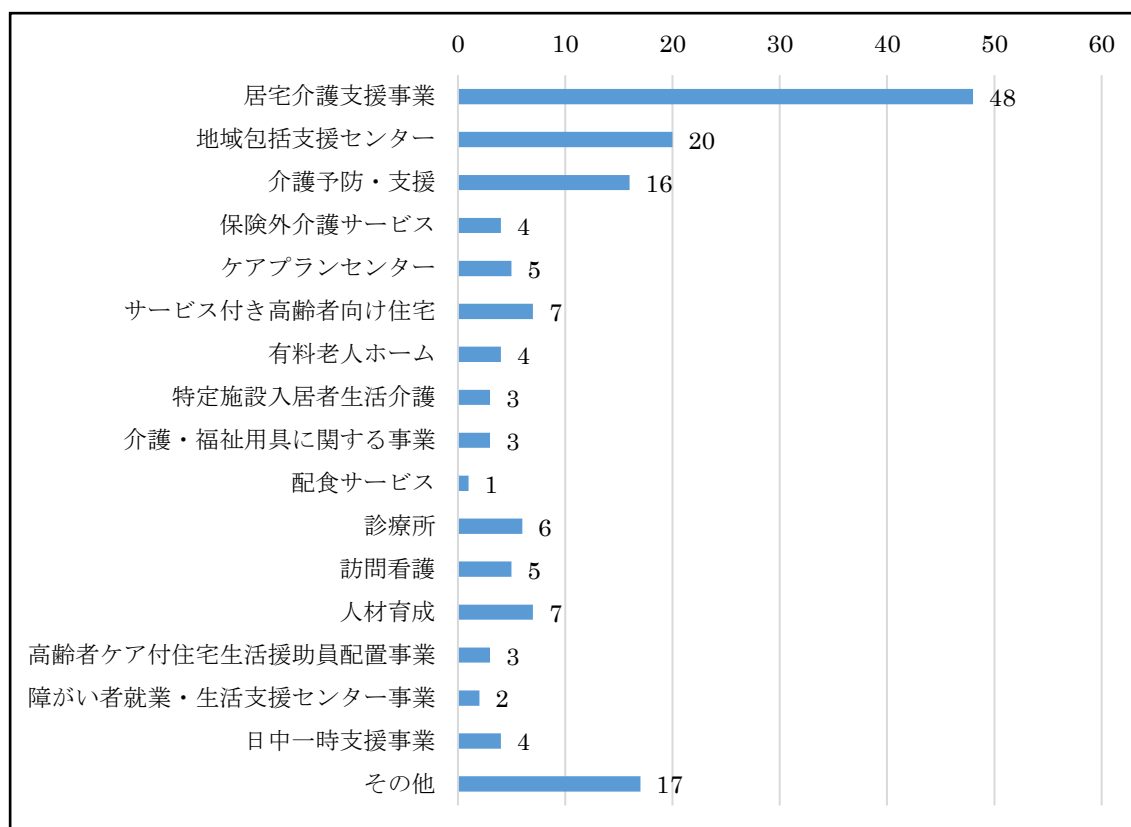


実施している第二種社会福祉事業

|                       | 回答数 | %      | % (対N) |
|-----------------------|-----|--------|--------|
| 生計困難者への生活に関する相談に応ずる事業 | 29  | 7.6%   | 25.7%  |
| 障がい児通所支援事業            | 5   | 1.3%   | 4.4%   |
| 障がい児相談支援事業            | 7   | 1.8%   | 6.2%   |
| 放課後児童健全育成事業           | 1   | 0.3%   | 0.9%   |
| 一時預かり事業               | 7   | 1.8%   | 6.2%   |
| 小規模保育事業               | 1   | 0.3%   | 0.9%   |
| 他地域型保育事業              | 1   | 0.3%   | 0.9%   |
| 病児保育事業                | 2   | 0.5%   | 1.8%   |
| 保育所                   | 17  | 4.4%   | 15.0%  |
| 児童厚生施設                | 3   | 0.8%   | 2.7%   |
| 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業  | 1   | 0.3%   | 0.9%   |
| 幼保連携型認定こども園を運営する事業    | 10  | 2.6%   | 8.8%   |
| 老人居宅介護等事業             | 46  | 12.0%  | 40.7%  |
| 老人デイサービス事業            | 62  | 16.2%  | 54.9%  |
| 老人短期入所事業              | 52  | 13.6%  | 46.0%  |
| 小規模多機能型居宅介護事業         | 18  | 4.7%   | 15.9%  |
| 認知症対応型老人共同生活援助事業      | 24  | 6.3%   | 21.2%  |
| 老人福祉センター              | 1   | 0.3%   | 0.9%   |
| 老人介護支援センター            | 15  | 3.9%   | 13.3%  |
| 障がい福祉サービス事業           | 24  | 6.3%   | 21.2%  |
| 一般相談支援事業              | 6   | 1.6%   | 5.3%   |
| 特定相談支援事業              | 10  | 2.6%   | 8.8%   |
| 移動支援事業                | 12  | 3.1%   | 10.6%  |
| 地域活動支援センター            | 3   | 0.8%   | 2.7%   |
| 福祉ホーム                 | 4   | 1.0%   | 3.5%   |
| 身体障がい者生活訓練等事業         | 1   | 0.3%   | 0.9%   |
| 生計困難者への無料・低額診療事業      | 6   | 1.6%   | 5.3%   |
| 生計困難者への無料・低額介護老人保健施設  | 2   | 0.5%   | 1.8%   |
| 隣保事業                  | 1   | 0.3%   | 0.9%   |
| 介護老人保健施設              | 8   | 2.1%   | 7.1%   |
| その他                   | 4   | 1.0%   | 3.5%   |
| 合計                    | 383 | 100.0% | 338.9% |

その他回答：ケアサービス、通所リハビリテーションなど

●実施している主な公益事業（N=113：回収数）

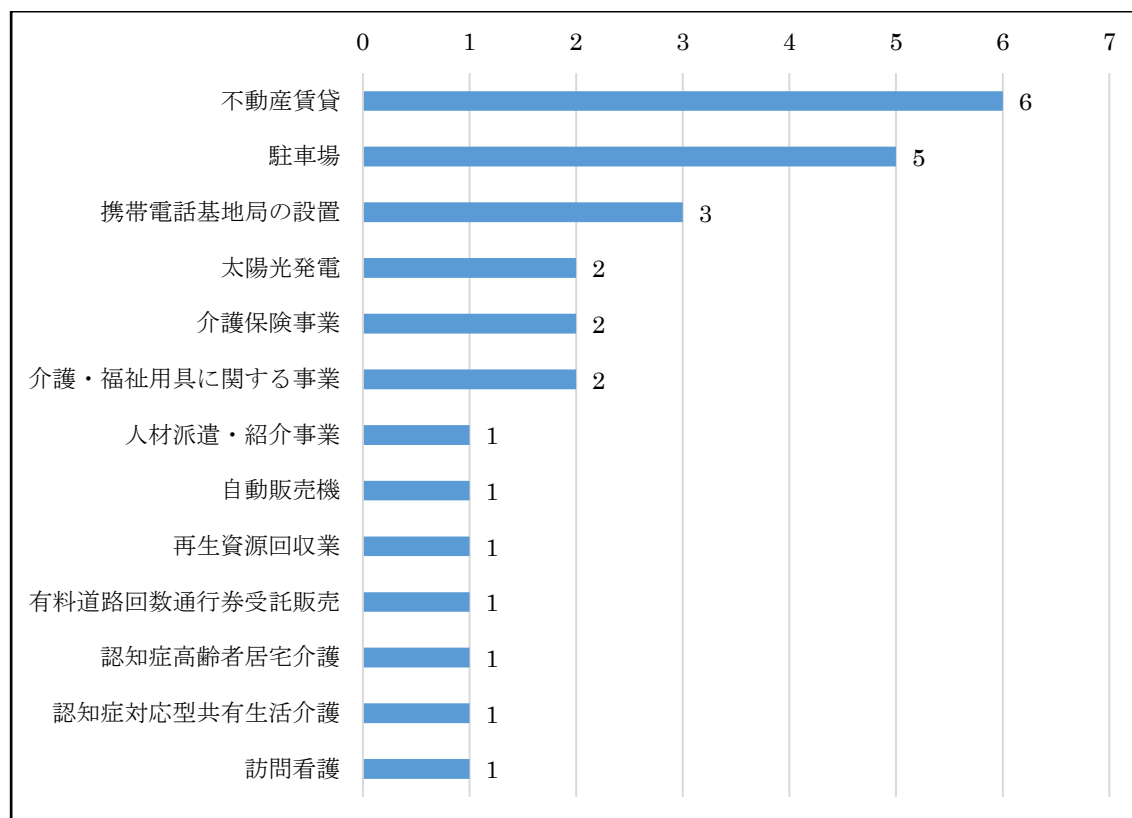


実施している主な公益事業の事業内容

|                   | 回答数 | %      | % (対N) |
|-------------------|-----|--------|--------|
| 居宅介護支援事業          | 48  | 31.0%  | 42.5%  |
| 地域包括支援センター        | 20  | 12.9%  | 17.7%  |
| 介護予防・支援           | 16  | 10.3%  | 14.2%  |
| 保険外介護サービス         | 4   | 2.6%   | 3.5%   |
| ケアプランセンター         | 5   | 3.2%   | 4.4%   |
| サービス付き高齢者向け住宅     | 7   | 4.5%   | 6.2%   |
| 有料老人ホーム           | 4   | 2.6%   | 3.5%   |
| 特定施設入居者生活介護       | 3   | 1.9%   | 2.7%   |
| 介護・福祉用具に関する事業     | 3   | 1.9%   | 2.7%   |
| 配食サービス            | 1   | 0.6%   | 0.9%   |
| 診療所               | 6   | 3.9%   | 5.3%   |
| 訪問看護              | 5   | 3.2%   | 4.4%   |
| 人材育成              | 7   | 4.5%   | 6.2%   |
| 高齢者ケア付住宅生活援助員配置事業 | 3   | 1.9%   | 2.7%   |
| 障がい者就業・生活支援センター事業 | 2   | 1.3%   | 1.8%   |
| 日中一時支援事業          | 4   | 2.6%   | 3.5%   |
| その他               | 17  | 11.0%  | 15.0%  |
| 合計                | 155 | 100.0% | 137.2% |

その他回答：市民交流センターの管理運営、循環バス設置事業、高齢者サロン事業、地域交流スペース事業、通所リハビリテーション事業、短期入所療養介護事業、喀痰支援事業、訪問入浴介護事業、地域支援事業、盲ろう者支援事業、生活困窮者自立相談支援関係事業、認知症初期集中支援推進事業、一時生活支援事業（緊急一時宿泊事業）、ホームレス居宅定着支援事業、会館等経営事業、企業内保育所の運営事業、高齢者の福祉・介護事業、高齢者の福祉の増進を目的とする事業、保育を必要とする児童の保育、障がい者（児）の作品展示販売施設、成年後見支援センター事業、基幹相談支援センター事業、社会参加支援事業、障がい者虐待防止センター事業、添付参照、認知症カフェ、老人センターでの講座、弁当販売、非営利団体への賃貸借事業

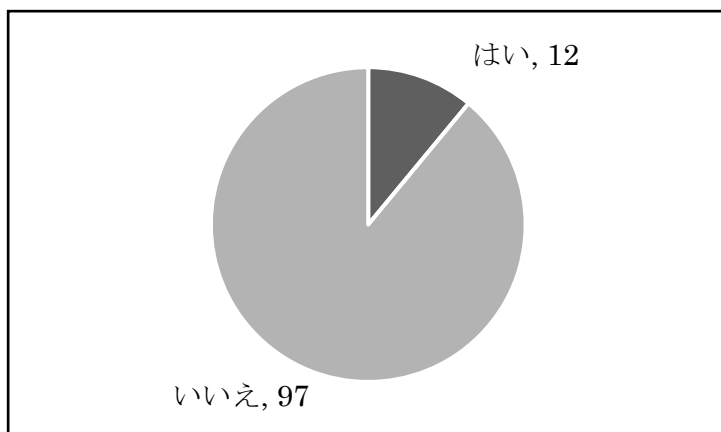
●実施している主な収益事業（N=113：回収数）



実施している主な収益事業の事業内容

|               | 回答数 | %      | % (対N) |
|---------------|-----|--------|--------|
| 不動産賃貸         | 6   | 22.2%  | 5.3%   |
| 駐車場           | 5   | 18.5%  | 4.4%   |
| 携帯電話基地局の設置    | 3   | 11.1%  | 2.7%   |
| 太陽光発電         | 2   | 7.4%   | 1.8%   |
| 介護保険事業        | 2   | 7.4%   | 1.8%   |
| 介護・福祉用具に関する事業 | 2   | 7.4%   | 1.8%   |
| 人材派遣・紹介事業     | 1   | 3.7%   | 0.9%   |
| 自動販売機         | 1   | 3.7%   | 0.9%   |
| 再生資源回収業       | 1   | 3.7%   | 0.9%   |
| 有料道路回数通行券受託販売 | 1   | 3.7%   | 0.9%   |
| 認知症高齢者居宅介護    | 1   | 3.7%   | 0.9%   |
| 認知症対応型共有生活介護  | 1   | 3.7%   | 0.9%   |
| 訪問看護          | 1   | 3.7%   | 0.9%   |
| 合計            | 27  | 100.0% | 23.9%  |

●地域貢献活動計画書の作成

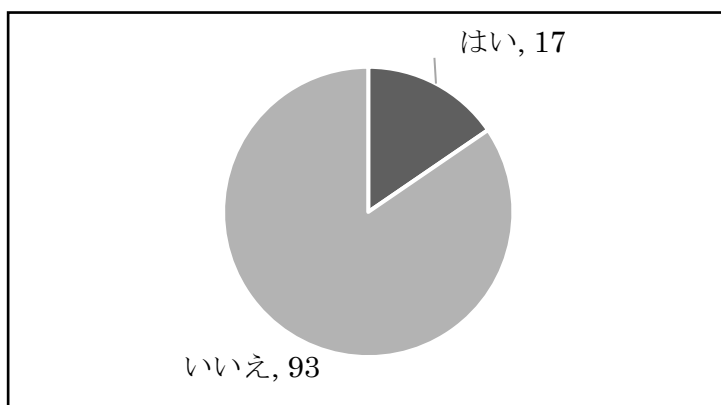


地域貢献活動計画書の作成をされていますか

|          |     | 回答数 | 有効%   |
|----------|-----|-----|-------|
| 有効<br>回答 | はい  | 12  | 11.0  |
|          | いいえ | 97  | 89.0  |
|          | 合計  | 109 | 100.0 |
| 無回答      |     | 4   |       |
| 合計       |     | 113 |       |

- ・地域貢献活動計画書を作成しているのは 12 法人（11.0%）である。

●社会貢献基金の設置



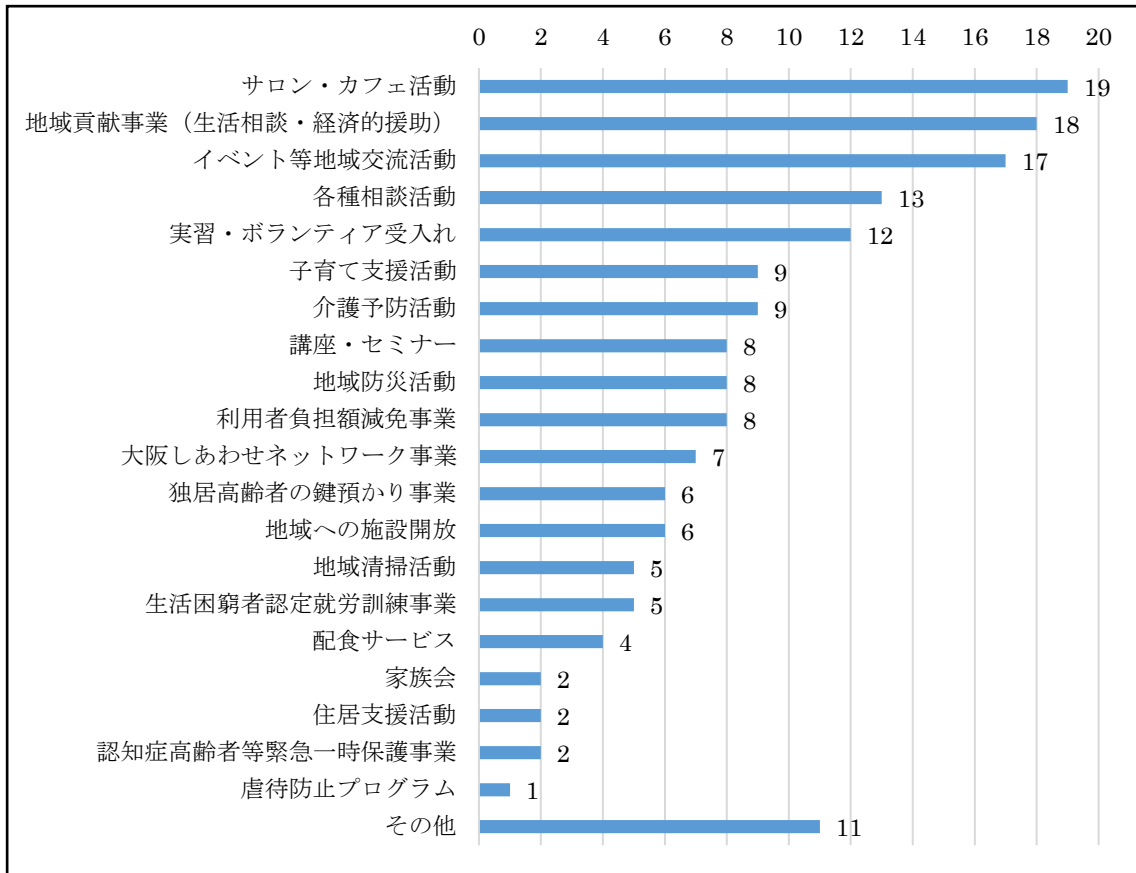
社会貢献基金を設けていますか

|          |     | 回答数 | 有効%   |
|----------|-----|-----|-------|
| 有効<br>回答 | はい  | 17  | 15.5  |
|          | いいえ | 93  | 84.5  |
|          | 合計  | 110 | 100.0 |
| 無回答      |     | 3   |       |
| 合計       |     | 113 |       |

- ・社会貢献基金を設けているのは 17 法人（15.5%）である。



●実施している主な地域貢献活動（N=113：回収数）

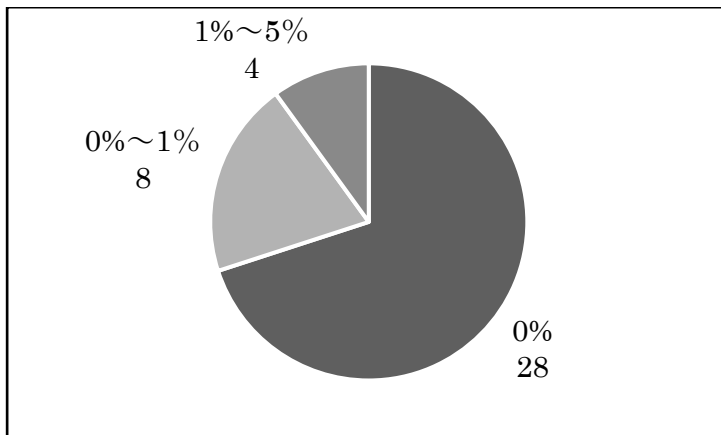


主な地域貢献活動の取り組み内容

|                    | 回答数 | %      | %(対N)  |
|--------------------|-----|--------|--------|
| サロン・カフェ活動          | 19  | 11.0%  | 16.8%  |
| 地域貢献事業（生活相談・経済的援助） | 18  | 10.5%  | 15.9%  |
| イベント等地域交流活動        | 17  | 9.9%   | 15.0%  |
| 各種相談活動             | 13  | 7.6%   | 11.5%  |
| 実習・ボランティア受入れ       | 12  | 7.0%   | 10.6%  |
| 子育て支援活動            | 9   | 5.2%   | 8.0%   |
| 介護予防活動             | 9   | 5.2%   | 8.0%   |
| 講座・セミナー            | 8   | 4.7%   | 7.1%   |
| 地域防災活動             | 8   | 4.7%   | 7.1%   |
| 利用者負担額減免事業         | 8   | 4.7%   | 7.1%   |
| 大阪しあわせネットワーク事業     | 7   | 4.1%   | 6.2%   |
| 独居高齢者の鍵預かり事業       | 6   | 3.5%   | 5.3%   |
| 地域への施設開放           | 6   | 3.5%   | 5.3%   |
| 地域清掃活動             | 5   | 2.9%   | 4.4%   |
| 生活困窮者認定就労訓練事業      | 5   | 2.9%   | 4.4%   |
| 配食サービス             | 4   | 2.3%   | 3.5%   |
| 家族会                | 2   | 1.2%   | 1.8%   |
| 住居支援活動             | 2   | 1.2%   | 1.8%   |
| 認知症高齢者等緊急一時保護事業    | 2   | 1.2%   | 1.8%   |
| 虐待防止プログラム          | 1   | 0.6%   | 0.9%   |
| その他                | 11  | 6.4%   | 9.7%   |
| 合計                 | 172 | 100.0% | 152.2% |

その他回答：買い物弱者支援、高齢者対象の無料循環バス、見守り支援、福祉的就労支援ネットワーク、街かどデイハウス、大阪市介護予防ポイント、認知症緊急ショートステイ、近隣企業とのタイアップで情報発信、親子で介護サーキット、スマイルサポーター、無料送迎サービス、

● サービス活動費用の合計に比した公益活動費用の割合

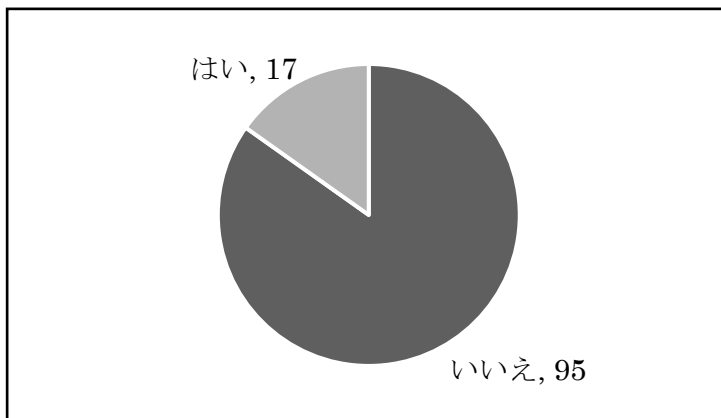


サービス活動費用の合計に比した公益活動費用の割合

|     |           | 回答数 | 有効%   |
|-----|-----------|-----|-------|
| 有効  | 0%        | 28  | 70.0  |
| 回答  | 1%未満      | 8   | 20.0  |
|     | 1%以上 5%未満 | 4   | 10.0  |
|     | 合計        | 40  | 100.0 |
| 無回答 |           | 73  |       |
| 合計  |           | 113 |       |

③ 調達

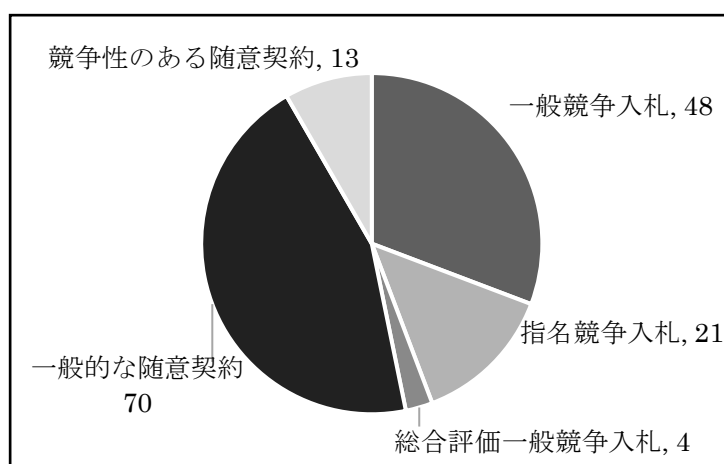
● 監査法人の設置状況



会計監査人の設置状況

|     |     | 回答数 | 有効%   |
|-----|-----|-----|-------|
| 有効  | はい  | 17  | 15.2  |
| 回答  | いいえ | 95  | 84.8  |
|     | 合計  | 112 | 100.0 |
| 無回答 |     | 1   |       |
| 合計  |     | 113 |       |

●調達において導入した契約の種別 (N=113 : 回収数)



過去5年間で調達において導入した契約の種別

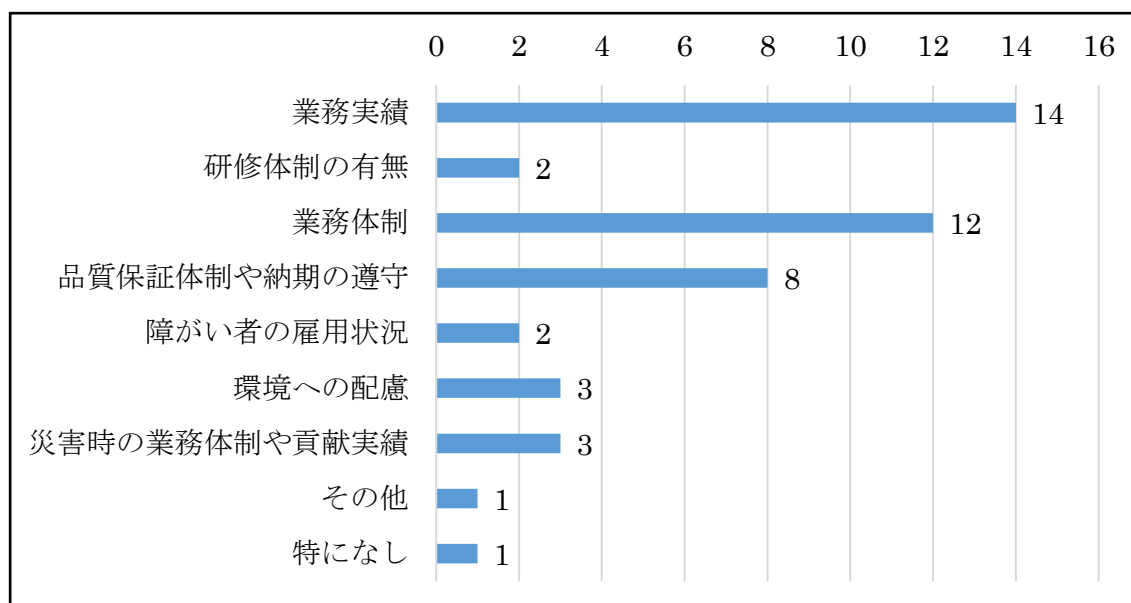
|            | 回答数 | %      | %(対N)  |
|------------|-----|--------|--------|
| 一般競争入札     | 48  | 30.8%  | 51.6%  |
| 指名競争入札     | 21  | 13.5%  | 22.6%  |
| 総合評価一般競争入札 | 4   | 2.6%   | 4.3%   |
| 一般的な随意契約   | 70  | 44.9%  | 75.3%  |
| 競争性のある随意契約 | 13  | 8.3%   | 14.0%  |
| 合計         | 156 | 100.0% | 167.7% |

- 一般的な随意契約が最も多く、44.9%と占める。次いで一般競争入札 30.8%、指名競争入札 13.5%となっている。総合評価一般競争入札は4件、競争性のある随意契約は13件のみであった。
- 実際に「総合評価一般競争入札」「競争性のある随意契約」を活用された発注業務の内容は次の通りである。(N=16 : 「総合評価一般競争入札」「競争性のある随意契約」の回答数)

「総合評価一般競争入札」「競争性のある随意契約」を活用された発注業務

|           | 回答数 | %      | %(対N)  |
|-----------|-----|--------|--------|
| 各種設備設置・改修 | 7   | 26.9%  | 43.8%  |
| 給食業務      | 5   | 19.2%  | 31.3%  |
| 建築業務関連    | 5   | 19.2%  | 31.3%  |
| 施設管理業務    | 3   | 11.5%  | 18.8%  |
| 備品購入      | 2   | 7.7%   | 12.5%  |
| 会計監査人     | 1   | 3.8%   | 6.3%   |
| 自動車購入     | 1   | 3.8%   | 6.3%   |
| リネンリース    | 1   | 3.8%   | 6.3%   |
| システム導入    | 1   | 3.8%   | 6.3%   |
| 合計        | 26  | 100.0% | 162.5% |

● 「総合評価一般競争入札」「競争性のある随意契約」について配慮・評価している事項  
(N=16 : 「総合評価一般競争入札」「競争性のある随意契約」の回答数)



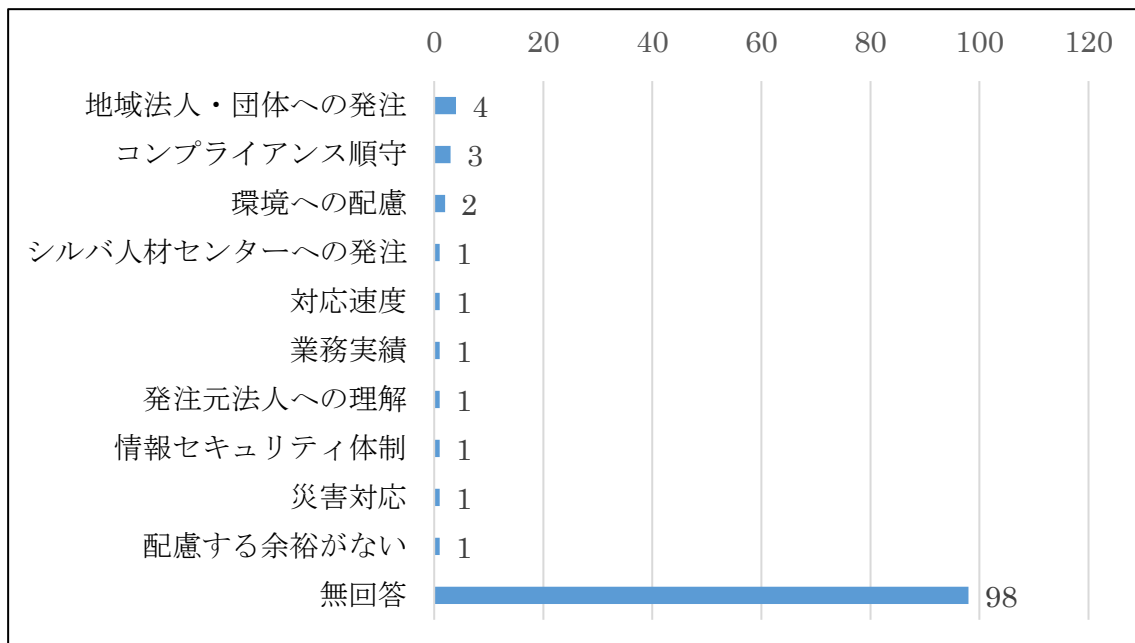
配慮・評価している事項

|               | 回答数 | %      | %(対N)  |
|---------------|-----|--------|--------|
| 業務実績          | 14  | 30.4%  | 87.5%  |
| 研修体制の有無       | 2   | 4.3%   | 12.5%  |
| 業務体制          | 12  | 26.1%  | 75.0%  |
| 品質保証体制や納期の遵守  | 8   | 17.4%  | 50.0%  |
| 障がい者の雇用状況     | 2   | 4.3%   | 12.5%  |
| 環境への配慮        | 3   | 6.5%   | 18.8%  |
| 災害時の業務体制や貢献実績 | 3   | 6.5%   | 18.8%  |
| その他           | 1   | 2.2%   | 6.3%   |
| 特になし          | 1   | 2.2%   | 6.3%   |
| 合計            | 46  | 100.0% | 287.5% |

- ・最も配慮・評価されているのは業務実績で30.4%を占める。次いで業務体制が26.1%、品質保証・納期保証が17.4%となっている。
- ・具体的には、次のような回答が見られた

|             | 回答数 | %      | %(対N)  |
|-------------|-----|--------|--------|
| 発注元法人への理念理解 | 3   | 17.6%  | 18.8%  |
| 業務実績        | 3   | 17.6%  | 18.8%  |
| 提案内容（納期・品質） | 3   | 17.6%  | 18.8%  |
| 保守体制        | 3   | 17.6%  | 18.8%  |
| 職員の業務姿勢     | 2   | 11.8%  | 12.5%  |
| 柔軟な契約内容     | 1   | 5.9%   | 6.3%   |
| 価格評価        | 1   | 5.9%   | 6.3%   |
| 財務基盤        | 1   | 5.9%   | 6.3%   |
| 合計          | 17  | 100.0% | 106.3% |

●調達にあたり、経済合理性以外の、社会性や公共的な価値への配慮事項 (N=113 : 回収数)

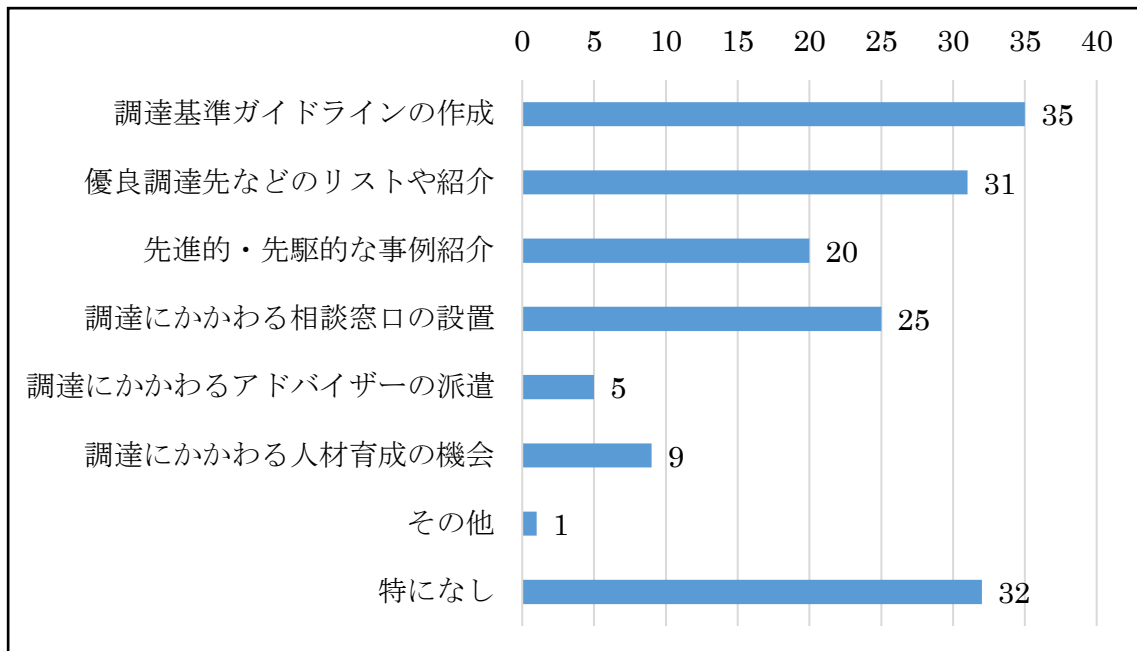


社会性や公共的な価値への配慮事項

|                | 回答数 | %      | % (対N) |
|----------------|-----|--------|--------|
| 地域法人・団体への発注    | 4   | 3.5%   | 3.5%   |
| コンプライアンス順守     | 3   | 2.6%   | 2.7%   |
| 環境への配慮         | 2   | 1.8%   | 1.8%   |
| シルバー人材センターへの発注 | 1   | 0.9%   | 0.9%   |
| 対応速度           | 1   | 0.9%   | 0.9%   |
| 業務実績           | 1   | 0.9%   | 0.9%   |
| 発注元法人への理解      | 1   | 0.9%   | 0.9%   |
| 情報セキュリティ体制     | 1   | 0.9%   | 0.9%   |
| 災害対応           | 1   | 0.9%   | 0.9%   |
| 配慮する余裕がない      | 1   | 0.9%   | 0.9%   |
| 無回答            | 98  | 86.0%  | 86.7%  |
| 合計             | 114 | 100.0% | 100.9% |

- ・調達にあたって、経済的合理性以外に、社会性や公共的な価値に配慮している内容は無回答が98件（86.7%）を占め、社会的・公共的調達への無理解、意識関心の低さが伺える。

●今後、社会性や公共的な価値に配慮した調達を進めるために必要な支援 (N=113: 回収数)



今後、社会性や公共的な価値に配慮した調達を進めるために必要な支援

|                  | 回答数 | %      | % (対N) |
|------------------|-----|--------|--------|
| 調達基準ガイドラインの作成    | 35  | 22.2%  | 36.1%  |
| 優良調達先などのリストや紹介   | 31  | 19.6%  | 32.0%  |
| 先進的・先駆的な事例紹介     | 20  | 12.7%  | 20.6%  |
| 調達にかかわる相談窓口の設置   | 25  | 15.8%  | 25.8%  |
| 調達にかかわるアドバイザーの派遣 | 5   | 3.2%   | 5.2%   |
| 調達にかかわる人材育成の機会   | 9   | 5.7%   | 9.3%   |
| その他              | 1   | 0.6%   | 1.0%   |
| 特になし             | 32  | 20.3%  | 33.0%  |
| 合計               | 158 | 100.0% | 162.9% |

- ・今後、社会性や公共的な価値に配慮した調達を進めるために必要な支援について、求めている事項としては、調達基準ガイドラインの設置が最も多く 36.1%、次いで、優先調達先などのリストや照会が 32.0%、調達に関わる相談窓口の設置が 25.8%、先進的・先駆的な事例紹介が 20.6%などとなっている。特になしという回答も 33.0%と高い割合を示している。

### (3) アンケート結果からみた「社会性に配慮した調達」についての検討

今回実施した「公益法人市場における社会性に配慮した調達状況に関する基礎調査」の結果から、大阪府内の社会福祉法人においては、「社会性に配慮した調達」の意義は理解されながらも、実践までは至っていないと考えられる。

#### ① 調達は一般的な随意契約が中心

今回の対象法人の行っている第一種福祉事業（複数回答）では、養護老人ホーム 8.9%、特別養護老人ホーム 77.2%、軽費老人ホーム 32.7%、障がい者支援施設 8.9%などである。

第二種福祉事業（複数回答）としても、老人居宅介護等事業 40.7%、老人デイサービス事業 54.9%、老人短期入所事業 46.0%などと対人サービスが非常に多い。これらの業種は消耗品の購入やクリーニング、清掃などの業務が多く発注される現場でもある。

実際の調達の状況として一般的な随意契約が最も多く、44.9%と占める。次いで一般競争入札 30.8%、指名競争入札 13.5%となっている。総合評価一般競争入札は 4 件、競争性のある随意契約は 13 件であった。

#### ② 契約先の選定は価格と安心感を重視

随意契約先としては、これまでの実績をもとにした取引が多い印象を受ける。一般競争入札や指名競争入札については、価格比較が中心であった。価格以外の配慮・評価をもとにした入札としては、総合評価一般競争入札は 4 件(4.3%)、競争性のある随意契約は 13 件(14.0%)である。しかし、その多くは設備関係、機器設置などであり、恒常的に発注が見込まれる業務としては、給食 5 件、施設管理 3 件、備品購入 2 件、リネンリース 1 件の合計 11 件にとどまった。また、配慮・評価している事項として障がい者の雇用状況を取り入れている回答は 2 件のみであった。

これまで、発注してきた関係性を維持すること、お互いの業務を理解していることによる効率性、発注のしやすさは十分に理解できるが、公益法人であることを鑑みると、昔ながらの付き合い、価格面のみならず、社会性への配慮などを付加していくことが望まれる。

インクルーシブファーム化の推進という観点では、具体的にリネン、消耗品の購入など、日常的に発注することの多い分野について、障がい者雇用を積極的に行っている法人からの購入に切り替えるなどの可能性を検討することである。これは、単に障がい者雇用を行っている企業への発注を促すだけではなく、現在、関係性のある発注先企業に障がい者雇用や環境への配慮などを求めることも重要となるだろう。

#### ③ 独自性のある地域貢献活動や地域貢献活動計画の策定はこれから

既存の発注先をすべからく否定するわけではなく、発注先が地元企業であるというのは、地域貢献という点ではプラスになるだろう。

一方で、調達以外の地域貢献活動については道半ばといった印象を受けた。社会福祉法人は「公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課され、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動の実施が求められているが、地域（社会）貢献活動計画を作成している法人は 11.0%と少なく、社会貢献基金の設置も 15.5%にとどまった。

実施している主な地域貢献活動も、サロン活動やイベントなどが中心で、本来業務の延長で地域との関係性のなかで実施されてきたものも多く、積極的とは感じられない。また、地域貢献事業（生活相談・経済援助）は、(社福)大阪府社会福祉協議会が各法人に呼び掛けて府域で一体的に実施していることもあり、法人が独自に地域性や社会性などを踏まえて実施する事業とまではいえない。

財源についても、サービス活動費用全体に占める公益活動費用の割合が 1%以上と回答した法人は 1 割で、7 割の法人は公益活動費用を予算に位置付けていなかった。

大阪府の総合評価一般競争入札や EU などでは公共調達を活用し社会的価値の実現を図る取り組みを進めていることから、公益法人である社会福祉法人の調達における社会性や地域貢献にむけた取り組みにも期待される。そのためにも、地域（社会）貢献計画などの策定や、法人のポリシーなどを積極的に示す必要があるだろう。

#### ④社会性や公共性に配慮した調達をすすめるために必要な支援

今後、社会性や公共的な価値に配慮した調達を進めるために必要な支援（複数回答）としては、調達基準ガイドラインの作成 36.1%、優良調達先などのリストや紹介 32.0%、先進的・先駆的な事例紹介 20.6%、調達にかかわる相談窓口の設置 25.8%などが高い割合を示した。

そのことから、社会性や公共性に配慮した調達の実施する意向はあったとしても、ノウハウを十分に有していないと考えるのが妥当である。

社会福祉法人には、一定規模以上の契約については、競争入札が求められるなど、契約ルールが定められている。これからは、社会性・公共性に配慮した調達を推進する調達基準ガイドラインやマニュアルなどを策定し、社会福祉法人の自発的な取り組みをバックアップする必要がある。

具体的な支援策としては、「先進的な調達事例となる法人の発掘」や「社会性・公共性に配慮した取り組みを推進する受託先等の紹介」、「優良受託者のリスト化」などが考えられる。また、これまでの実績を通じた信頼関係などを考慮すると既存の取引先にも社会性・公共性への配慮を求めることで、インクルーシブ化を推進することも重要であろう。

### 社会福祉法人における契約ルール

|      | 区分   |             |          | 契約ルール                                     |
|------|--|-------------|----------|---|
|      | 工事または製造の請負   | 食料品・物品等の買入れ | その他      |   |
| 予定価格 | 250 万円以下   | 160 万円以下    | 100 万円以下 | 随意契約可<br>(2社以上の相見積)                       |
|      | 1000 万円以下  |             |          | 随意契約可<br>(3社以上の相見積)<br>※企画競争が望ましい         |
|      | 1000 万円超   |             |          | 競争入札                                      |
|      | 法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定する。<br>(上限額)<br>建築工事： 20 億円<br>建築技術・サービス： 2 億円<br>物品等： 3000 万円 |             |          | 随意契約可<br>(3社以上の相見積)<br>※企画競争が望ましい<br>競争入札 |

(平成 28 年 10 月 21 日【厚生労働省】「社会福祉法人の財務規律の向上に関わる検討会資料」より)









4) 質問2)「総合評価一般競争入札」「競争性のある随意契約」を選択された方にお聞きします。契約価格以外に配慮・評価している事項をお答えください。(複数回答)

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 業務実績        | <input type="checkbox"/> 研修体制の有無        |
| <input type="checkbox"/> 業務体制        | <input type="checkbox"/> 品質保証体制や納期の遵守   |
| <input type="checkbox"/> 障がい者の雇用状況   | <input type="checkbox"/> その他の就職困難者の雇用状況 |
| <input type="checkbox"/> 既雇用者の継続雇用   | <input type="checkbox"/> 生活賃金の保証        |
| <input type="checkbox"/> 男女共同参画への配慮  | <input type="checkbox"/> 環境への配慮         |
| <input type="checkbox"/> 文化・芸術への配慮   | <input type="checkbox"/> 災害時の業務体制や貢献実績  |
| <input type="checkbox"/> 地元事業者や製品の活用 | <input type="checkbox"/> ボランティア等地域貢献実績  |
| <input type="checkbox"/> その他( )      | <input type="checkbox"/> 特になし           |

5) 質問2)「総合評価一般競争入札」「競争性のある随意契約」を選択された方にお聞きします。配慮・評価している事項について、具体的にお答えください。

6) みなさんにお聞きします。調達にあたって、価格や質・供給の安定性などの経済合理性以外に、社会的な脆弱性や環境の持続可能性など、社会性や公共的な価値に配慮している場合は、具体的にお答えください。

7) みなさんにお聞きします。今後、社会性や公共的な価値に配慮した調達を進めるために必要な支援について、求めている事項をお答えください。(複数回答)

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 調達基準ガイドラインの作成    | <input type="checkbox"/> 優良調達先などのリストや紹介 |
| <input type="checkbox"/> 先進的・先駆的な事例紹介     | <input type="checkbox"/> 調達にかかわる相談窓口の設置 |
| <input type="checkbox"/> 調達にかかわるアドバイザーの派遣 | <input type="checkbox"/> 調達にかかわる人材育成の機会 |
| <input type="checkbox"/> その他( )           | <input type="checkbox"/> 特になし           |

**ご回答ありがとうございました。返信用封筒に入れ、10月4日(金)までに投函ください。**



## 2. 企業と障がい者福祉事業所をつなぐ事例～大阪府工賃向上計画

社会福祉法人における社会性・公共性に配慮した調達を進めるうえで、ニーズの高かった「調達基準ガイドラインの作成」、「優良調達先などのリストや紹介」、「先進的・先駆的な事例紹介」、「調達にかかわる相談窓口の設置」といった支援方策を検討するために、大阪府工賃向上計画の実施団体である一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構にヒアリングを行った。

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 日 時   | 2020年3月17日 19:00～22:00                |
| 場 所   | Bar Charge                            |
| 対 応 者 | 一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構 プロジェクトリーダー栗津 浩 |

### ●優先調達の効果の見える化

2013年4月に「障がい者優先調達推進法」が施行され、国や地方公共団体などにおいては就労継続支援事業所など障がい者の就労支援施設等から優先調達の取り組みが進められている。大阪府においても毎年度調達方針を定め、「大阪府の調達実績が前年度実績を上回るよう着実に取り組む」ことが目標とされ、月額工賃実績も増加している。

また、大阪府では2019年度より、「優先調達の効果の見える化」にも取り組み、優先調達が障がい者の工賃向上にどれほどの効果をもたらしているかを明確にし、「目標工賃額と連動した計画的な調達の推進」「民間事業者への波及」を目指している。

事業成果として、2018年度は大阪府内の地方自治体等より9億円を超える発注があった。大阪府単独で1.7億円の発注のうち、B型事業所への直接契約は170万円強となっており、中間支援である共同受発注窓口との契約は2500万円程度と10倍以上となっている。



令和元年度  
第3回工賃向上計画の推進に関する専門委員会資料より

| 発注先           | 金額(万円)             | 件数  | 注: B型事業所への発注(金額) | 件数     |
|---------------|--------------------|-----|------------------|--------|
| 発注事業所         | 1,732,790          | 7   | 1,732,790        | 7      |
| 共同受注窓口        | 25,997,413         | 281 | 24,838,351       | 264    |
| 発注先: 在宅就業     | 5,135,091          | 185 |                  |        |
| 共同受注: 就労継続支援  | 129,690,617        | 66  | 8,096,800        | 6      |
| 共同受注: 特許子会社   | 7,102,802          | 56  |                  |        |
| 障がい者受発注窓口等    | 5,048,261          | 87  |                  |        |
| 計             | 174,306,974        | 682 | 55,127,941       | 277    |
|               |                    |     | 20.15%           | 40.62% |
| 大阪府の職員(H30年度) | 調達比率               |     |                  |        |
| A: 大阪府        | 174,306,974 100.0% |     |                  |        |
| B: 市町村        | 722,924,978 79.4%  |     |                  |        |
| C: 都府県        | 13,119,497 1.4%    |     |                  |        |
| D: 計          | 910,350,449 100.0% |     |                  |        |

同上 資料より

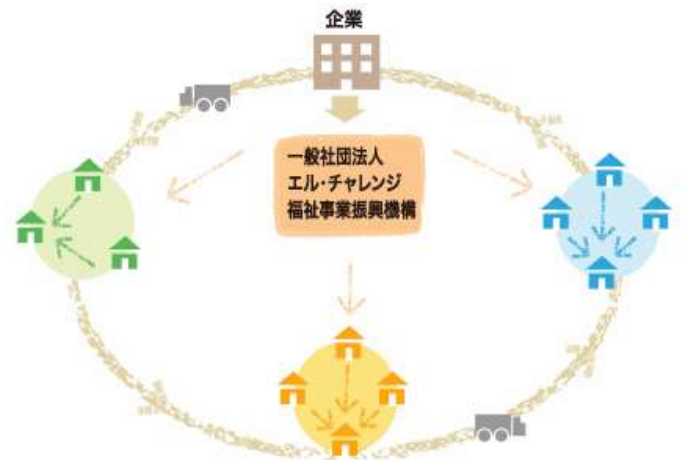
### ●企業と就労継続支援事業所の間立つ『共同受注』

「共同受注窓口」を設置している大阪府工賃向上計画は、一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構（以下、エル・チャレンジ）が事業運営をしている、就労継続支援事業所などで就労支援を受ける人たちが受け取る「工賃」の向上を目指した事業で、その一つの取組みに「共同受注システム」が位置づいている。

共同受注システムは「仕事を発注したい企業」と、「仕事を受注して就労支援のプログラムに活かし、作業者の工賃支払いにつなげたい福祉事業所」をつなぐシステムで、業務を発注したい企業はエル・チャレンジに問い合わせをする。

その問い合わせに対応するのが「受発注コーディネータ」で、コーディネータは業務内容を把握し、請負可能な福祉事業所との調整を行う。

発注業務とそれを請け負う福祉事業所は必ずしも1対1というわけではなく、場合によっては1つの業務を複数の福祉事業所に分散して請け負う「共同受注」という形式を取る事がある。



### ●中間支援を行う上での課題

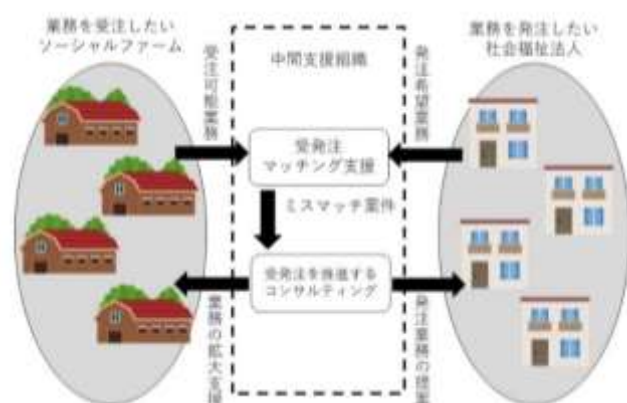
こうしたシステムを運営しているうえでの一

つ目の課題は、「業務のミスマッチ」がある。大阪府内には1200以上の福祉事業所があるものの、各事業所で請け負える業務は類似することが多く、企業側のニーズすべてに対応できるというわけではない。新型コロナウイルス流行の影響で、中国に発注していた業務が滞り、そうした相談が増えても、対応できる業務が少なかったり、対応できる規模を超過していたり、断るケースも少なくない。

もう一つの課題は、「福祉事業所と発注者の納品物に対する意識」がある。発注者が地方公共団体等であれば、福祉事業所の納期に合わせた対応を検討いただけることもあるが、営利企業の場合は納品物に対する「品質・納期」を一定水準以上に求められる傾向にある。一方で、福祉事業所側は「福祉事業所の目的はあくまで就労支援」という意識も強く、「品質・納期」への意識について企業側が求めている水準に達していないこともある。そうした意識の違いを踏まえ、福祉事業所・企業両面への働きかけや調整が必要になる。

### ●社会福祉法人で公共性・社会性に配慮した調達をすすめるために

今回調査対象とした社会福祉法人と、社会的価値の創造に積極的なソーシャルファームをつなぐ場合、単純に紹介するだけでは不十分と考えられる。発注者側のニーズを把握し、1社では請け負いきれないボリュームの大きい業務について対応できるようになる支援。受注者側のポテンシャルを把握し、業務を調整する必要がある。



また、発注者側のニーズに即した、ソーシャルファームへのモニタリングや、トラブルの未然予防などの対応を行う必要がある。単純にマッチングさせて終わりというわけではなく、こうした業務発注のすそ野が広がるよう、成功事例を増やしてその情報発信を積極的に行い、発注者が具体的なノウハウを身に付け、より多くの事業者（インクルーシブ予備軍）が取り組みをスタートさせやすいような環境整備も求められる。

## 第4章 パイオニアファームを支える仕組みづくり

### 1. 民間資金の候補としての休眠預金活用事業

「インクルーシブファーム」は“行政の福祉化”が推進する総合評価入札などの仕事の発注を通じて、就職困難者の雇用等という共通の方向性で合意を得やすい。一方で、「パイオニアファーム」はその活動が多岐に渡り、指標の設定や資金（仕事）調達に課題があり、その領域で大阪版ソーシャルファーム認定制度を構築するには、「相互承認的なソーシャルファーム認定と開発支援」が必要であることは2018年度報告書で指摘した。ただ、本PJではそうした場の構築には至らなかった。そこで、パイオニア領域の多様な活動を下支えする民間資金の獲得にむけて、休眠預金活用事業の分配団体に応募した「ヒューファイナンスへのアドバイス・コンサルテーション」を実施した。

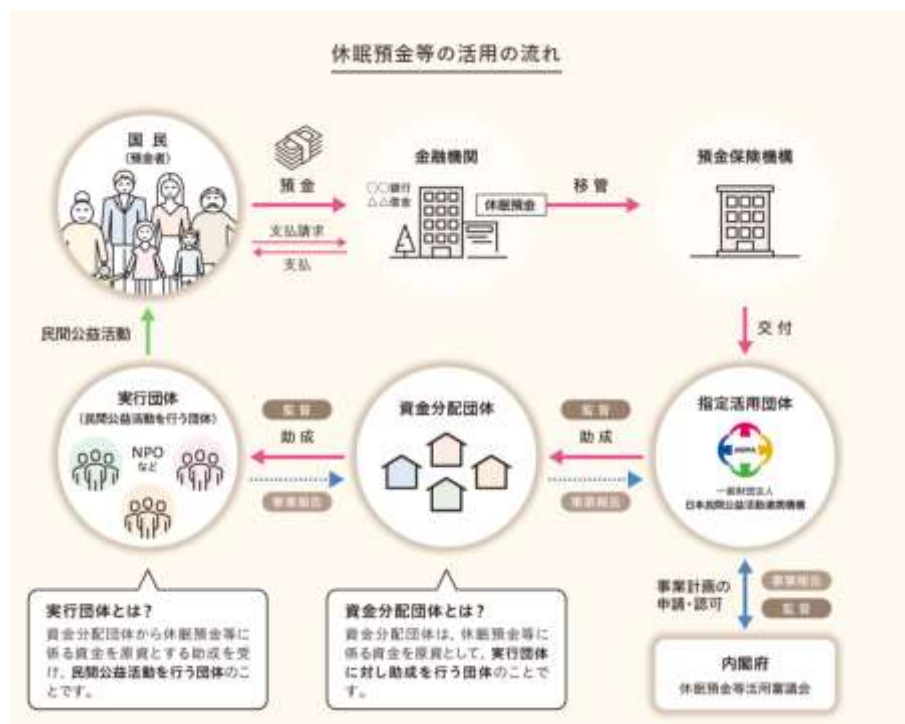
#### (1) 休眠預金活用事業とは ～制度の狭間問題の解決に休眠預金を活用する

2018年に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が施行され、10年以上入出金等が確認できない休眠預金等を、民間公益活動の促進に活用することになった。

具体的な目的は「①国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること」「②民間公益活動の自立した担い手の育成並びに民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること」とされた。

休眠預金の規模は、「2010～13年度の平均で約1,050億円、預金者の請求による払戻し対応後でも約620億円と推計されている。」（大和総研 休眠預金活用法が成立 2019年秋頃から福祉・健康増進・地方活性化事業へ助成・貸付が開始 経済環境調査部 研究員 亀井 亜希子 2016年12月20日）であり、民間公益活動や地域経済の発展への寄与などが期待されている。

休眠預金を民間公益活動の促進に活用するフローは下記のとおりであり、公募の結果2018年度に指定活用団体となったJANPIA（一般財団法人 日本民間公益活動連携機構）が、各地の資金分配団体を通じて、地域の実行団体（民間公益活動を実施する団体）に助成をおこなう。



## (2) 2019 年度分配団体公募の概要について

2019 年 4 月より資金分配団体の公募が始まった。資金分配団体が解決を目指す社会的課題は、3 つの優先領域が設定され、7 つの具体的な支援活動が示された。

|  |
|--|
| <p>領域Ⅰ．子ども及び若者の支援に係る活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援</li> <li>②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援</li> <li>③社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援</li> </ul> <p>領域Ⅱ．日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④働くことが困難な人への支援</li> <li>⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援</li> </ul> <p>領域Ⅲ．地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥地域の働く場づくりの支援</li> <li>⑦安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援</li> </ul> |
|--|

また、助成事業は 4 つのタイプが用意され、地域に根差した活動支援から新規性に富んだ活動支援、ソーシャルビジネス形成支援、災害支援となっていた。

### ①草の根活動支援事業

|          |  |
|----------|--|
| 概要       | 全国各地で地域に根差して展開されている活動の拡大、成果の向上を目指す助成事業         |
| 助成対象地域   | 全国ブロック枠、地域ブロック枠：北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄 |
| 助成総額     | 10 億円を目安                                       |
| 分配団体への助成 | 1 団体あたり最大 1 億円（最長 3 年間）                        |
| 選定分配団体数  | 地域や分野ごとの多様性に配慮し 10～20 団体程度を目途                  |
| 実行団体への助成 | 1 団体あたり最大 2 千万円を上限（最長 3 年間）                    |

### ②新規企画支援事業

|          |   |
|----------|---|
| 概要       | 新たな手法や多様なセクターや組織等との連携などで、社会の諸課題の解決を図る新規企画の創出と実行の加速化を目指す助成事業 |
| 助成対象地域   | 全国  |
| 助成総額     | 5 億円を目安   |
| 分配団体への助成 | 1 団体あたり最大 2 億円（最長 3 年間）                                     |
| 選定分配団体数  | 3～5 団体を目途に全国で選定   |
| 実行団体への助成 | 1 団体あたり最大 6 千万円を上限（最長 3 年間）                                 |



### ③ソーシャルビジネス形成支援事業

|          |   |
|----------|---|
| 概要       | 革新的事業で社会の諸課題の解決を図るビジネスモデルの創出と推進を目指す助成事業 |
| 助成対象地域   | 全国                                      |
| 助成総額     | 3億円を目安                                  |
| 分配団体への助成 | 1団体あたり最大2億円（最長3年間）                      |
| 選定分配団体数  | 1～3団体を目途に全国で選定                          |
| 実行団体への助成 | 1団体あたり最大6千万円を上限（最長3年間）                  |

### ④災害支援事業

|          |   |
|----------|---|
| 概要       | 大規模な自然災害等に対する、防災・減災の取り組みや、緊急災害支援、復旧・生活再建支援等を実施する NPO や各種団体等による活動の推進を目指す助成事業 |
| 助成対象地域   | 全国  |
| 助成総額     | 3億円を目安  |
| 分配団体への助成 | 1団体あたり最大2億円（最長3年間）  |
| 選定分配団体数  | 1～3団体を目途に全国で選定  |
| 実行団体への助成 | 1団体あたり最大4千万円を上限（最長3年間）  |

### (3) 休眠預金活用助成で重視されていること

休眠預金活用助成では、「財源が“国民の資産”であること」「社会的課題解決には、“民間公益活動の持続的発展”が不可欠であること」から、「“成果”の見える化」と「資金分配団体・実行団体の“基盤強化”」を重視している。「“成果”の見える化」として、分配団体・実行団体に社会的インパクト評価の実施を求め、「資金分配団体・実行団体の“基盤強化”」として各団体への伴走支援だけでなく、分配団体の“人材確保・育成”の予算を別枠で確保した。

## 2. 一般財団法人大阪府地域人権金融公社（ヒューファイナンスおおさか）へのアドバイス

### (1) ヒューファイナンスおおさかの概要

ヒューファイナンスおおさかは、1969年に大阪府および大阪市からの出資により設立された財団法人であり、地域課題解決型の金融機関として、事業所のみならず NPO など公益活動や個人への融資を実施してきた。

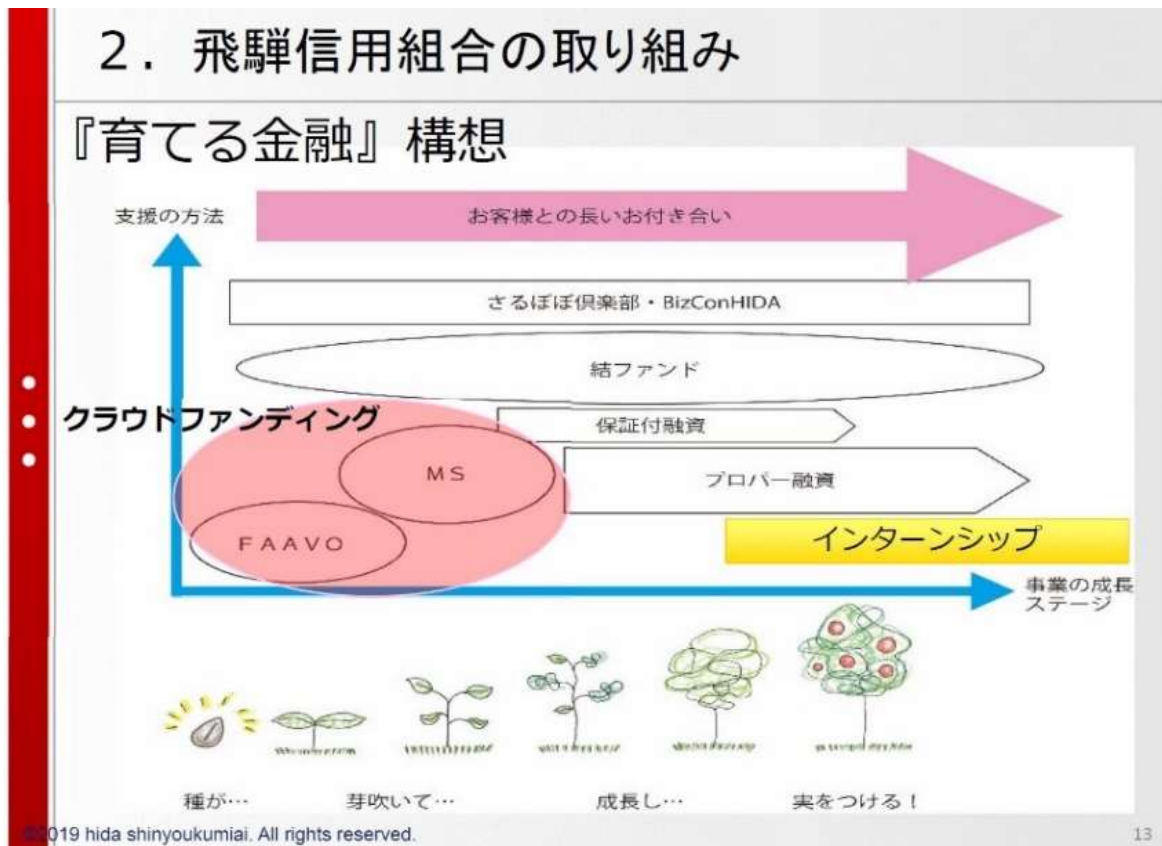
事業所向け融資メニューには、「ひと・まち・げんき融資（地域貢献活動支援融資・補助事業等つなぎ資金融資）」があり、“地域貢献活動支援融資”では、福祉事業、就労支援、安全・安心活動などの取り組みを実践する事業所や公益活動を実施する NPO 法人・社会福祉法人等を対象とした融資を。“補助事業等つなぎ資金融資”では後払いとなる委託・助成・補助事業等のつなぎ資金として、立替え資金がないため事業公募エントリーや補助金申請を断念していた事業者の資金繰りの悩みを解決してきた。

個人向け融資メニューとしては、「高校・大学等入学準備資金融資」「債務整理後生活再生資金融資」などもあり、全国でも希少な「民間公益活動の促進」にも取り組む金融機関である。

## (2) 民間公益活動を推進するうえでヒューファイナンスおおさかの課題

2018年度に本事業で紹介した「飛驒信用組合」の取り組みについて、ヒューファイナンスおおさかは関心が高かった。その理由としては、『民間（プライベートセクター）も人口減少で縮み、行政（パブリックセクター）も縮むと、従来モデルの隙間を誰が埋めるのか？』という問題意識や『決算書ベースで経費削減など経営診断と融資だけでは、少子高齢化・人口減少の進む地域産業は衰退する。若手がチャレンジできるよう、種を見つけ、実をつけるまで育む地域の将来を見越した「育てる金融機関」が地域に必要。』という言葉に共感を持てたからだ。また、『8050・中高年ひきこもりなど従来の福祉や教育では対応しきれない新たな問題解決を模索しながら、その隙間を埋めること』の必要性を強く感じ、クラウドファンディングや他の助成事業が対象としているチャレンジングなシードマネー領域（スタートアップ支援）との関わりを生み出すことが課題であった。

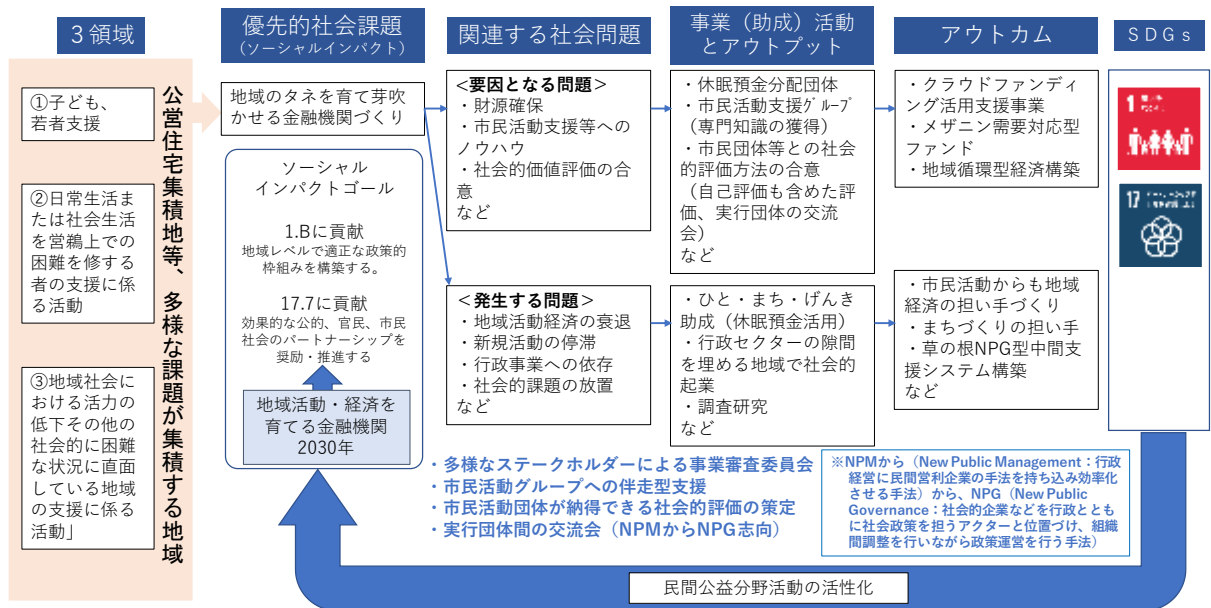
ヒューファイナンスおおさかは、営業エリアが「大阪府域」とされていることや、融資メニューだけでは、一定の事業性を有する団体・個人が顧客の中心であり、飛驒信用組合の「育てる金融機関」としての実践は刺激となった。福祉事業や就労支援事業などへの融資を通じて、「8050・中高年ひきこもりなど従来の福祉や教育では対応しきれない新たな問題解決を模索しながら、その隙間を埋めること」の必要性を強く感じ、クラウドファンディングや他の助成事業が対象としているチャレンジングなシードマネー領域（スタートアップ支援）との関わりを生み出すことが課題であった。



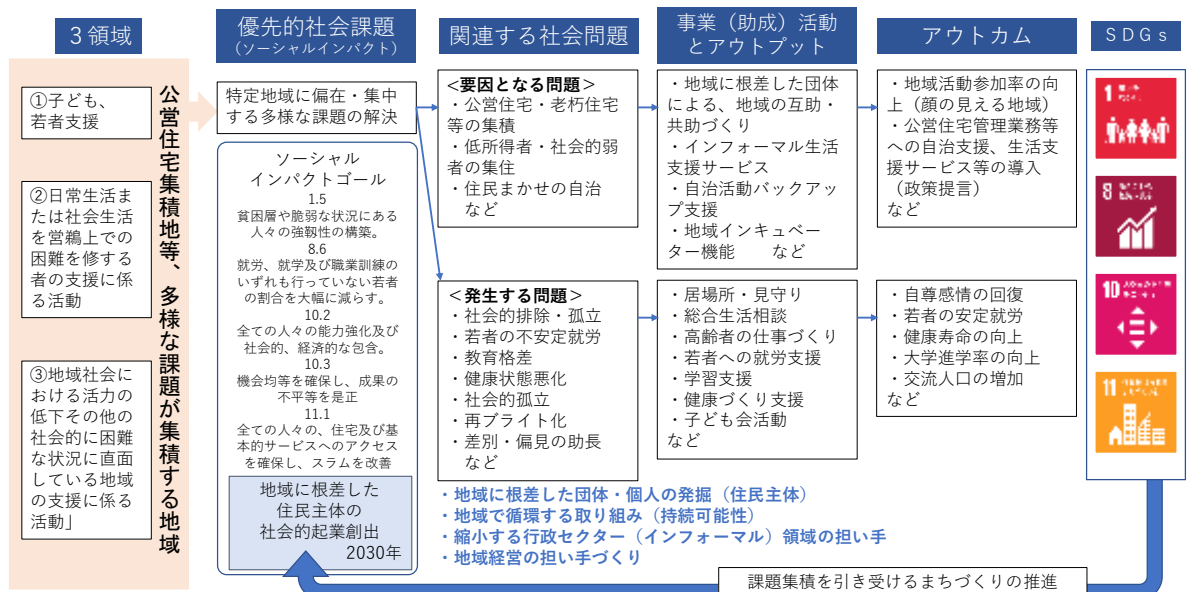
### (3) 休眠預金の活用で「シードマネー」領域に挑戦

ヒューファイナンスおおさかでは、大阪府域における民間公益活動の「シードマネー」を支える手段として、休眠預金の「①草の根活動支援事業」への応募を検討した。「ひと・まち・げんき助成」と名付け、2つの事業目標を定めロジックツリーを作成し、取り組みを整理した。1つ目の目標は、ヒューファイナンスが自らパイオニアファームとなる「①地域の種を育て芽吹かせる金融機関づくり」。2つ目の目標は地域のパイオニアファームの活動を推進する「②多様な課題の集積する地域で、地域住民主体の互助共助づくり」とした。

#### ①地域の想いを支え、地域の種を育て芽吹かせる金融機関づくり

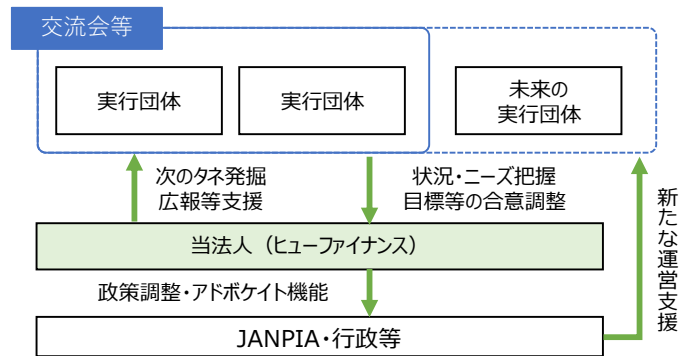


#### ②公営住宅等集積地など、多様な課題の集積する地域で、地域住民主体の互助共助づくり



実施体制を検討するに際して、本事業で 2018 年度に検討を進めてきた、パイオニアファームにおける「相互承認的なソーシャルファーム認定と開発支援」を参考とした。「ひと・まち・げんき助成」をきっかけに中間支援を担う協議会やネットワーク組織への発展に期待し、直接的な支援のみならず、交流会を設定している。

また、実行団体への伴走支援は、ネットワークと協働を重視し、コンソーシアムを組成して取り組むこととした。



### ■ヒューファイナンス【金融支援】

役割：事業性を考慮した審査・指標設定と資金提供

目標：「育てる金融機関」への発展

### ■ソーシャル・バリュー・ジャパン等【評価】

役割：実行団体への研修等を通じた目標設定のサポート

目標：実行団体の自己評価等のスキル向上

### ■HRC コンサルティング【調査研究】

役割：実行団体の課題抽出やニーズ把握等のサポート

目標：実行団体の事業計画づくり等における基礎資料の提供

### ■ヒューマンワーク・アソシエーション【対人支援 SV】

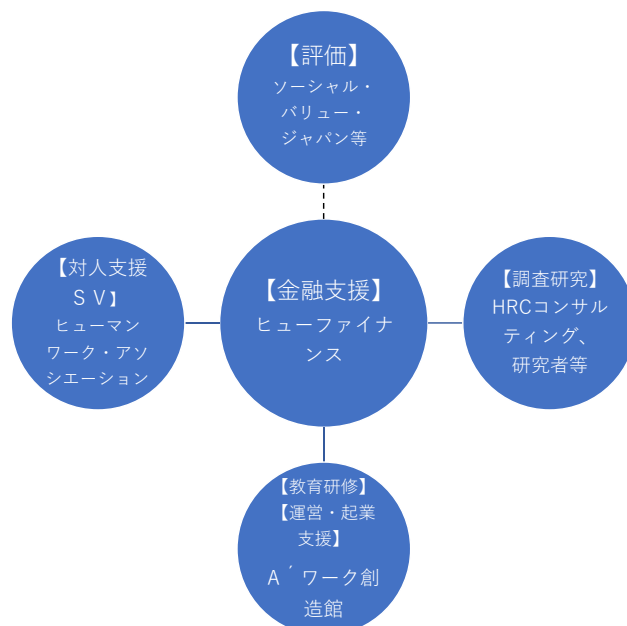
役割：対人支援などにおける困難ケース対応の SV 的役割

目標：実行団体の対人支援力の向上

### ■A´ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）【運営・起業支援】【教育研修】

役割：実行団体の計画策定のサポートと運営時のハンズオン（伴走型）支援

目標：実行団体の人材開発と実務力の向上



#### (4) 草の根活動地域支援事業 分配団体としての採択

審査の結果、地域ブロック（大阪エリア）の分配団体として、ヒューファイナンスおおさかは分配団体として選定された。

| 草の根活動支援事業 15団体15事業      |                            |
|-------------------------|----------------------------|
| 全国ブロック（団体名）             | （事業名）                      |
| (公財)お金をまわそう基金           | 医療的ケア児と家族の夢を寄付で応援          |
| (社福)中央共同募金会             | 当事者会のピアサポート支援事業            |
| (更保)日本更生保護協会            | 安全・安心な地域社会づくり支援事業          |
| (公財)日本対がん協会             | がん患者支援などの事業                |
| (公財)パブリックリソース財団         | 子ども支援団体の組織基盤強化             |
| (公財)ブルーシー・アンド・グリーンランド財団 | 障害児等の体験格差解消事業              |
| 認定NPO法人まちぼっと            | 市民社会強化活動支援事業               |
| 地域ブロック（団体名）             | （事業名）                      |
| (一財)大阪府地域支援人権金融公社       | ひと・まち・げんき助成                |
| (公財)佐賀未来創造基金            | 人口減少と社会包摂型コレクティブインパクト事業    |
| (公財)信頼資本財団              | 孤立状態の人につながりをつくる            |
| (一財)中部圏地域創造ファンド         | NPOによる協働・連携構築事業            |
| (公財)長野県みらい基金            | 地域支援と地域資源連携事業              |
| NPO法人ひろしまNPOセンター        | 中国5県休眠預金等活用コンソーシアム休眠預金活用事業 |
| (一社)北海道総合研究調査会          | 北海道未来社会システム創造事業            |
| (公財)みらいファンド沖縄           | 沖縄・離島の子ども派遣基金事業            |



2019年度「休眠預金等活用法」に基づく資金分配団体公募

草の根活動支援事業 地域ブロック 採択事業

|           |   |            |
|-----------|---|------------|
| 事業名 主題    | ひと・まち・げんき助成   |            |
| 事業名 副題    | 公営住宅を含む地域で、民の互助・共助・ネットワークづくり  |            |
| 地域ブロック    | 近畿ブロック【事業対象地域：大阪府】  |            |
| 団体名       | 一般財団法人 大阪府地域支援人権金融公社  |            |
| 代表者名      | 代表理事  | 越智昭博       |
| 解決すべき社会課題 | <p>1) 子ども及び若者の支援に係る活動; ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援; ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援; ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援</p> <p>2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動; ④ 働くことが困難な人への支援; ⑤ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援</p> <p>3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動; ⑥ 地域の働く場づくりの支援; ⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援</p> |            |
| 事業の概要     | <p>公営住宅が集積した地域では、公営住宅の応能応益家賃制度により、高齢者を含む低所得者等の方々、孤立、貧困、不就労、健康不安等の様々な課題が集中していると言われていています。その中で、様々な行政サービスが必要な方々に届いていない現状もあります。</p> <p>公益住宅が集積した地域で、高齢者や多様な世代の交流、居場所づくり、顔の見える地域づくり並びに総合的な相談等と関係機関との協働により、孤立や多様な課題を解決し、公にたよらない民による互助・共助又は地域ネットワークづくりを行う団体の事業のモデル化を目指します。</p>                     |            |
| 事業期間      | 3年  |            |
| 助成額(円)    | 助成金   | 48,000,000 |
|           | PO関連経費  | 23,757,660 |
|           | 評価関連経費  | 4,537,405  |
|           | 合計  | 76,295,065 |

|        |   |
|--------|---|
| 審査コメント | <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資や支援の実績を有する金融機関が地域に根ざした形で支援・掘りおこしを担う点は評価できる。</li> <li>・困難層支援を対象に多様なテーマを想定している。</li> <li>・金融機関を含む多様な関係者との連携・提携をどのように取り組むかを具体化していただきたい。</li> <li>・将来的に実行団体への支援を融資に結びつけていくのは高いハードルであり、種まきフェーズの団体をどのように育て継続性を持たせていくかを具体的に示すことが望まれる。</li> </ul> |
|--------|---|

※審査コメントは、審査時点（2019年9月末）に作成されたものです。

※事業情報は、審査コメントを受けた事業の見直しを反映した契約時点（2019年11月下旬）のものです。

### 3. 「ひと・まち・げんき助成」の実施状況

#### (1) 「ひと・まち・げんき助成」の公募要領

- 対象地域・活動：大阪府内で公営住宅及び公営住宅等を含む地域の互助・共助づくり
- 事業期間：2020年度～2022年度
- 採用予定実行団体数：6～8団体を予定
- 助成事業費：3年間で4800万円
- 1団体あたりの助成金：150万円～300万円
- 対象となる団体：地域に根差して従来から事業を展開しており、活動の拡大及び成果の向上を目指したい団体（法人格の有無は問いません）
- 公募期間：2019年12月23日（月）～2020年2月17日（月）

#### (2) 「ひと・まち・げんき助成」の公募結果

- 応募団体数：20団体
- 採択団体数：8団体

|       |  |       |       |
|-------|--|-------|-------|
| 団体名   | 一般社団法人<br>タウンスペースWAKWAK  | 事業エリア | 高槻市   |
|       |  | 助成金額  | 640万円 |
| 申請事業名 | 被災者支援からインクルーシブコミュニティネットワーク構築事業   |       |       |
| 事業概略  | 大阪北部地震後、コミュニティ再生が急務となる中、独居高齢者、障がい者、生活困窮者等の要支援者が数多く居住する市営住宅（508戸）を中心に、これまでネットワークを築いてきた自治会等遅延組織、学校、行政、企業、大学等多セクター45団体との共創により、民家の空き家を改装。コミュニティソーシャルワーク機能を併せ持った多世代型の包摂コミュニティスペースを創出。子ども、高齢者、障がい者、大学生、子育て層、外国籍住民など町に住む多様な層がいつでも気軽に立ち寄り困りごとを相談でき、かつそこで多世代を対象とした多様な事業を展開。「つながる・つつみこむ・出会う」包摂の居場所および住民主体のまちづくり社会的企業を設立する。 |       |       |

|       |  |       |       |
|-------|--|-------|-------|
| 団体名   | 特定非営利活動法人<br>三島コミュニティ・アクションネットワーク  | 事業エリア | 茨木市   |
|       |  | 助成金額  | 600万円 |
| 申請事業名 | 「ひと・まち・元気」支援事業   |       |       |
| 事業概略  | 茨木市安威川東部地域とその周辺地域にある府営住宅及び市営住宅を中心とする、地域の顔の見えるネットワーク、社会資源を活用しながら、それぞれの住民生活に程よい支援関係を築き（巡回相談活動）、ちょっとしたおせっかい（安心ドアセンサーの設置）、そっとより添って（緊急時の一人ひとりの避難計画策定など）の見守りを支援する事業です。 |       |       |

|       |   |       |        |
|-------|---|-------|--------|
| 団体名   | 特定非営利活動法人<br>釜ヶ崎支援機構  | 事業エリア | 大阪市西成区 |
|       |   | 助成金額  | 460万円  |
| 申請事業名 | 萩之茶屋地域ひと・まち・いきいきリカバリー事業   |       |        |
| 事業概略  | <p>①高齢化が進み、健康の維持及び適切なケアが必要となっている大阪市営萩之茶屋第一・第二住宅の住民を対象にカフェ&amp;健康促進プログラムを開催することで社会的孤立を解消し、相談支援が必要な方とつながりを作ることで、総合的な相談への入口を拡げ、地域とのつながりを強化する活動</p> <p>②生活保護受給者の方へボランティアや中間的就労機会を提供し社会活動を促進する活動</p> <p>③ホームレス状態で生活する人々の社会的包摂を進めるために、あいりんシェルターの整理券配布の仕組みを改善し結核対策等医療支援や自立支援と連携させる活動</p> <p>④LGBT、刑務所を出所した人、依存症の人等、多様な生きづらさを抱える当事者の居場所の自律的な運営に伴う活動</p> |       |        |

|       |  |       |       |
|-------|--|-------|-------|
| 団体名   | 岬町人権協会   | 事業エリア | 大阪府岬町 |
|       |  | 助成金額  | 780万円 |
| 申請事業名 | 誰もが暮らしやすい地域の創造   |       |       |
| 事業概略  | <p>公営住宅を中心に地域での高齢者一人世帯住民の安否確認、社会的孤立を防ぐための見守り活動。喫茶・サロン・カラオケ・健康体操、食事提供等とおした居場所づくりと交流活動。日々の生活を可能にする食品、物品の購入支援や移動支援活動。空き家を活用した物品による買い物弱者支援</p> |       |       |

|       |  |       |        |
|-------|--|-------|--------|
| 団体名   | 公益財団法人<br>住吉隣保事業推進協会   | 事業エリア | 大阪市住吉区 |
|       |  | 助成金額  | 620万円  |
| 申請事業名 | 共に生きるまちづくり支援事業   |       |        |
| 事業概略  | <p>①「断らない相談」と継続的な伴奏支援で社会的に孤立しがちな困窮者をサポートする。</p> <p>②「自分らしく安心できる」居場所や「一人ひとりが主役になれる」出番の機会を地域住民と共につくる。また、地域における「居場所」や「出番の機会」を発掘し、協力体制を築く。</p> <p>③多様な組織・機関と連携し、それぞれの専門性を活かした包括的な支援体制を構築する。</p> <p>④相談・居場所・出番のトライアングルで人材を育成し、「誰一人取り残さない」共生のまちづくりの基盤をつくる。</p> |       |        |

|       |  |       |       |
|-------|--|-------|-------|
| 団体名   | 富田林市人権協議会  | 事業エリア | 富田林市  |
|       |  | 助成金額  | 400万円 |
| 申請事業名 | あいらぶ新小校区福祉プロジェクト   |       |       |
| 事業概略  | <p>福祉的な困難状況を抱えた同和地区の市営住宅と府営住宅を含む小学校地区において、これまで培ってきた地域の絆を活かし、各関係機関・団体・企業が連携して、地域の居場所づくり、誰もが社会貢献できるボランティアシステム、小学校の学習支援を行う。</p> |       |       |



|       |   |       |         |
|-------|---|-------|---------|
| 団体名   | 特定非営利活動法人<br>共生と自立のまちづくり・ふれあい                   | 事業エリア | 大阪市東住吉区 |
|       |   | 助成金額  | 700万円   |
| 申請事業名 | 矢田地域の安心・安全のまちづくり                                |       |         |
| 事業概略  | 地域の有志から提供のあった空家を活用し、住民自らがプレイヤーとなる居場所と出番づくりにとりくむ |       |         |

|       |   |       |        |
|-------|---|-------|--------|
| 団体名   | 特定非営利活動法人<br>スイスイ・すてーしょん  | 事業エリア | 大阪市淀川区 |
|       |   | 助成金額  | 300万円  |
| 申請事業名 | 子ども・若者の笑顔から生まれる温かい地域創造事業  |       |        |
| 事業概略  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に公営住宅に居住する子供を中心に「人とつながる場」「さまざまな経験の場」等を通じて、心を育み、子ども自身の自己肯定感を高めることや未来の地域活動を担う人材育成。</li> <li>・スタッフに孤立状態の若者を起用し、その若者の「居場所支援・役割の提供」から社会的な自立促進を行う。</li> <li>・子どもや若者の親に対する相談支援、包括的支援により経済的困窮や家庭内の課題解決をはかり、安心・安全な地域の創造を叶える。</li> </ul> |       |        |

### (3) 「ひと・まち・げんき助成」をパイオニア領域の中間支援のタネとして

「ひと・まち・げんき助成」は2022年度までの3か年度の助成事業であり、2018年度に提言したパイオニア領域における「相互承認的なソーシャルファーム認定と開発支援」の中間支援を担う協議会やネットワーク組織の1つに発展することを期待したい。

助成対象地域や活動が、大阪府内で公営住宅及び公営住宅等を含む地域の互助・共助づくりと限定されているものの、『行政の福祉化』においても、府営住宅の空室を活用し、グループホームや保育所、若者の就労支援、子育て支援拠点など地域のまちづくりに活用してきた実績がある。「ひと・まち・げんき助成」の採択団体数は8団体だが、20団体の応募があったことから、採択団体のみならず応募団体等を対象にネットワーク組織を設置し、助成後の事業継続支援方策の検討や政策的な調整を図ることは、「既存資源等を活用した福祉施策の推進」という「行政の福祉化」の方向性と合致する。

また、「ひと・まち・げんき助成」における伴走支援はヒューファイナンスのみならず、コンソーシアム形式での実施が予定されている。各構成員が本助成金の枠組みにこだわることなく、大阪府内のパイオニア領域における中間支援の担い手として活動することにも期待したい。

## 第5章 中間支援のあり方

### 1. 事例ヒアリング

#### (1) 東京都 ソーシャルファーム条例

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 日 時   | 2020年3月25日 10:30~12:00             |
| 場 所   | 東京都庁 第一本庁舎 21階 北側                  |
| 対 応 者 | 東京都 産業労働局 雇用就業部 就業支援施策担当課長 篠田 高志 氏 |

#### ■条例の概要

##### ○設立経緯

東京都が目指す3つのシティ「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の1つダイバーシティを推進する取り組みとして2019年12月25日に施行。

**都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例**

施行：令和元年12月25日

### 条例の概要

1. 前文
  - 誰もが生き生きと働き活躍できるダイバーシティの実現を目指す
  - 「ソーシャルインクルージョン」(注)の考え方に立って、就労を希望する全ての都民を対象として支援
  - 自律的な経済活動の下、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働く社会的企業の創設を後押し
  - 誰一人取り残されることなく誇りと自信を持って働く社会の実現を目指す

(注) ソーシャルインクルージョン：東京都と都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合うこと
2. 総則（第1章）
  - 都は、国、区市町村、事業者等と連携し、就労の支援に係る施策等を総合的に実施
  - 都民、事業者、区市町村の役割について規定
3. 都民及び事業者に対する支援等（第2章）
  - 就労を希望する都民に対して、就労に関する相談、情報提供、職業能力開発等の支援を実施
  - 就労困難者と認められる者に対して、その者の配慮すべき実情等に応じた支援を実施
  - 事業者に対して、雇用及びその継続に関する相談、情報提供、職場環境整備等の支援を実施
  - 就労困難者と認められる者の雇用及びその継続等が、その者の配慮すべき実情等に応じて行われるよう支援
4. ソーシャルファーム(注)の創設及び活動の促進等（第3章）
  - ソーシャルファームの創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効果的に実施
  - 支援策等を取りまとめた指針等を策定
  - 支援対象となるソーシャルファームを都が認証、認証基準は指針等において定める

(注) ソーシャルファーム：事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業
5. 計画の策定等（第4章）
  - 就労の支援に係る施策等に関する事業計画を策定、施策の実施状況を検証し、施策に反映

##### ○条例の特徴

- ・「ソーシャルインクルージョン」の理念のもと、就労困難者のみならず、すべての都民を対象とした就労支援の条例。
- ・ソーシャルファームの認証は2020年度に策定予定の指針で明確にする。検討中ではあるが、概念として求める要件は下記の3つ
  - ①事業からの収入を主たる財源として運営していること
  - ②就労に困難を抱える方を相当数雇用していること
  - ③職場において、就労に困難を抱える方が他の従業員と共に働いていること

- ・支援施策は、既存施策の拡充と新規施策の実施を組み合わせ、雇い入れをスムーズにする事業主支援が中心。

既存拡充：「就労に関する相談、情報提供、職業能力開発等の支援」

「事業者への雇用及びその継続に関する相談、情報提供、職場環境整備等の支援」

新規施策：「ソーシャルファームの創設と活動促進、認証」

「就労困難者の実情等に応じて、本人・事業主両面からの支援の実施」

#### ○予算

- ・2020年度は東京しごとセンターに出損する形で事業主支援を中心に事業を実施。
- ・予算は9億円。大枠としては、8億円が事業主支援補助金（イニシャルコストや一定期間のランニングコストの軽減など）。1億円が事業主相談窓口（ソーシャルファーム起業相談や専門家派遣など）。

#### ○指針策定にむけた動き

- ・2020年2月6日より「ソーシャルファームに関する指針に係る検討会」を設置し、6月完成をめどに指針づくりがスタート。

##### 「ソーシャルファームに関する指針に係る検討会」 委員名簿

小林 秀樹：社会福祉法人東京都社会福祉協議会 事務局長

古宮 善彦：東京労働局 職業安定部 職業対策課長

寺島 彰：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 参与

松原 由美：早稲田大学 人間科学学術院 准教授 【座長】

山北 浩史：Co-Labo 山北事務所 中小企業診断士

#### ○指針を策定するうえでの論点

- ・検討事項としては「①自律的な経営：事業からの収入とは？」「②対象者の明確化：就労に困難を抱える方とは？」「③職場の共働性：他の従業員と共に働くこととは？」など、概念を整理し、具体的な水準や基準を示すこと。
- ・具体的には、「①障がい者施策とのすみわけ（A型・B型・特例子会社 etc）」「②対象者の認定基準（韓国的な列挙型か相談窓口におけるアセスメント型か etc）」「③2段階の基準策定（認証基準と補助基準をわけるか etc）」など
- ・事業主支援としての公共調達の利用については、総合評価一般競争入札における、国の女性活躍推進法における“えるぼし認定”のようなソーシャルファームの認証団体への加点、福祉的随意契約の対象とする方策などを検討中。
- ・大企業のみならず、障がい者や若者就労等に実績のある地域の中小企業をソーシャルファームと認定し、応援できるしくみづくりにつなげる意向。
- ・中間支援的な位置づけは、東京しごとセンターが担うことになるが、ソーシャルファームの発掘と目利きは新規性に富む事業であり、PDCAを動かしながら事業を実施する。

## (2) 横浜市 オープンイノベーション政策

|       |  |
|-------|--|
| 日 時   | 2020年3月18日 11:30~18:00   |
| 場 所   | 横浜市政策局 共創推進課 (神奈川県横浜市中区尾上町1丁目8)<br>ことぶき協働スペース (横浜市中区寿町4-14 寿町健康福祉交流センター2階) |
| 対 応 者 | 横浜市 担当係長: 関口 昌幸 氏<br>NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボ 代表理事 杉浦 裕樹 氏                    |

### ■横浜市のオープンイノベーション政策

#### ○横浜市の政策推進における基本姿勢

##### 【横浜市の政策推進における基本姿勢】

2018年10月4日に「横浜市中期4か年計画2018-2021」を策定。推進するにあたっての基本姿勢として、次の点を重視して取組みを進めることとした。

- ①SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた取組
- ②データ活用・オープンイノベーションの推進 (公民連携による積極的データ活用)
- ③地域コミュニティの視点に立った課題解決 (地域コミュニティ主義によるリビングラボの取組み)

#### ○多様な主体によるオープンイノベーションの推進

企業、NPO、大学などの、多様な民間主体と行政が対話を通じて連携を進め、それぞれの持つアイデアやノウハウ、資源などを活用することで、社会や地域の課題に対し、新たな価値や解決策を共に創り上げるオープンイノベーションを推進する。行政だけではできない、オープンイノベーションで企業・大学・NPOなどと共創を生み出していくことが趣旨。

#### ○サーキュラーエコノミー plus の展開

地球温暖化による気候変動に対応するため、環境にも経済にも持続可能性を持たせる新しい経済活動として、横浜ならではのサーキュラーエコノミーを展開している。サーキュラーエコノミーはヨーロッパで提案され始めた新しい経済の考え方。具体的に経済の力でSDGsを達成しようということを目指すものである。オープンイノベーションでSDGsを達成していこうというのがサーキュラーエコノミーの流れで、ヨーロッパ中を席捲している。日本にはやっと去年あたりから提案されるようになった。

横浜市ではサーキュラーエコノミーをそのままやろうと思っておらず、「サーキュラーエコノミー plus」という名称で、ヨーロッパのサーキュラーエコノミーを日本なりに転換し直し、横浜市がこれまでやってきた政策を合わせて、SDGsを達成しながら超高齢化や地球温暖化の課題に対応していこうとしている。

別添1 サーキュラー・エコノミーplusの概念図



## ○共創フロント・オープンデータ

「共創フロント」民間事業者から公民連携に関する相談・提案を受ける窓口として開設した。以前は、企業のボランティア活動・フィランソロピーといった社会貢献活動を支援することが多かった。現在は企業、地域の課題を企業と一緒に解決する窓口へ変えていこうとしており、3年前から共創フロントの位置づけを見直した。

例えば、保育情報の例。横浜市にはデータテクノロジーを持った企業が多く存在してる。横浜市の保育情報を市が発信しきれていないので、企業から「オープンデータ化してもらえば企業がサイトを作ります。運営も行います。」というような提案を受け、保育情報をオープンデータ化し、集約して調整しながら、新しい保育サービスのあり方を作るようなプラットフォームを企業と一緒に構築してやっていきたいと思いますということになった。

## ■リビングラボ

### ○基本的な考え方

リビングラボもヨーロッパの考え方。日本で初めて作ったリビングラボは、北欧の手法を学んで大企業と一緒に東京大学の研究者が鎌倉市に作ったマーケティング型のリビングラボであった。企業が自社のサービスを考える際に、住民からヒアリングをしたり実験に協力したりしてもらい、そのための拠点をリビングラボと呼んだ。その後、大学と大企業が連携する動きの中で、他の地域にもこの方法が広がっていった。特にヘルスケア関係のリビングラボの場合は住民のデータを大学が持っていき、企業としてはその拠点を使得って自分たちの開発した製品やサービスを住民の人たちに試して、それが本当にマーケットに受け入れられるのを見る、試した結果住民の方へいくばくかの謝金をお支払いする。

しかし、このやり方は行政に関わる必要はない、企業が勝手にやればいいことだと考えた。なぜなら、このやり方は、従来パネルインタビューやアンケート調査としてやっていたものを、なかなかそれでは製品開発できないので住民の中に入って、住民と一緒に継続的な場を持ちながら自分たちの製品やサービスを一緒に開発しようということだからだ。あくまでもその目的は、横浜に本社があるわけでもない東京の大企業が自分たちの製品やサービスを活用するために、大学と組んで住民を利用するだけで、一種の実験場。行政に関わる必要は全くない。

そうではなく、地元の方々が一緒になって課題解決をする仕組みや場を作り、それを持続可能にしていくためにはビジネスにしていくのが基本の発想。単体のボランティアなNPOだけだと不安定で持続性に疑問がある。とはいえ町内会・自治会などの地縁組織が主体になるのは、30~40代の担い手が全くいない状態で年齢的に難しい。町内会・自治会・NPOはこのリビングラボの主体にはならない。かといって、大企業だと研究開発に利用されるだけになってしまう。そのため、中核になるのは地元で根差して住民の方々を今まで経済を回して、地域を支えてきた地元の中小企業に注目した。彼らを「地域なりわい企業」と呼んでいる。リビングラボの重要な主体となる。その方々が本気になって、住民や大学と一緒にリビングラボを展開しようとしているのが、横浜型のリビングラボである。

現在リビングラボは15ほどあり、法人化はしていない。それらをサポートするために、民間団体を立ち上げたり（一般社団法人リビングラボ・サポートオフィス）、ヒアリングに応じた関口氏も無報酬の理事として参加し、アドバイスしている。



## ○初年度の取り組み

初年度は様子見の1年であった。寿地域にこういった会議体やプレイヤーがいるのかどのように予算を組み立てるべきかを検討していた。

横浜市健康福祉局援護対策担当所管で委託的な作法の中で運営されていた。具体的な事業目的は共創推進課との対話で形成している。寿地区には将来を見据えた動的なビジョンがないため、ゆるやかにネットワーキングしながら、まちづくりへの発展を見据えている。その一環として、一種のサウンディング調査や空き室調査を2019年度は実施した。

### 【参考】協働契約とは？

横浜市市民協働条例第12条に定められた、市民と市がよりよいパートナーシップを築き、地域課題や社会的課題を解決するために、お互いの特性を活かし相乗効果を挙げながら、新たな仕組みや事業を生み出すための横浜市独自の契約方法で、協働契約を締結するメリットは、「①役割分担や責任の所在の明確化」「②成果や著作権が契約書双方に帰属」など。

以下 市民と市職員のための協働契約ハンドブックより抜粋

## ○協働契約と委託の主な相違点

一般的に委託とは、市が責任を負うべき事業について委託料を支払って外注するものであり、その事業内容については決定権も説明責任も市側にあるため、基本的に受託側は委託側（市）の指示によって業務を遂行することになります。一方で協働契約とは、協働の相手側と市が対等の立場のもと、企画立案から遂行までお互いの認識を出し合い、合意の上で進めていくものです。そのため、事業目的や方法等をどちらか一方が決めるのではなく、お互いに合意した内容を協働契約として明文化し、役割分担をしながらより良い課題解決や市民サービスの実現を図っていくものです。

### ■主な相違点

|         | 委託（請負委託）                          | 協働契約  |
|---------|-----------------------------------|---|
| 事業実施    | 委託者（市）が作った委託契約書、仕様書に基づき、受託者が業務を行う | 市と協働の相手方が合意した協働契約書、仕様書に基づき、お互いが役割分担をしながら業務を行う |
| 契約書・仕様書 | 委託者が項目を定め、受託者が受託する                | 双方が対等な関係で業務を行うことが明記される。項目は双方の合意により決定          |
| 成果の帰属   | 原則委託者に帰属                          | 双方に帰属   |
| 責任の所在   | 委託者が最終的な責任を負う                     | それぞれの主体の役割に応じてそれぞれ応分の責任を負う                    |
| 協議の内容   | 決まった内容、スケジュール等の進捗管理が中心            | 必要に応じて見直しや修正のための協議を行う                         |



### (3) 京都市 ソーシャル・イノベーション・クラスター構想

|       |  |
|-------|--|
| 日 時   | 2020年1月9日 10:00~12:00  |
| 場 所   | 公益財団法人京都高度技術研究所 ASTEM (京都市下京区中堂寺南町 134)  |
| 対 応 者 | 事務局長：遠山 喜彦 氏<br>イノベーションコーディネータ：山中 はるな 氏、前田 展広 氏<br>京都市産業観光局商工部地域企業振興課 ソーシャルイノベーション創出支援担当係長 筒井 昭彦 氏 |

#### ■団体概要

##### ○設立経緯

2011年度から京都市の補助事業として、公益財団法人京都高度技術研究所（ASTEM）が実施する京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想の一環。京都市ソーシャル・イノベーション研究所（以下 SILK）はその事業推進拠点として 2015年4月に ASTEM 内に設置。

##### ○活動目的

市民、企業、NPO、大学などの多種多様な組織や個人が、京都で社会的課題の解決に挑戦することで、過度の効率性や競争原理とは異なる価値観を日本はもとより、世界にも広めることを目的にした「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」の推進。

その事業推進拠点、ソーシャルビジネスの中間支援組織として、

- ・構想全体のコーディネート機能
- ・行政・企業・NPO・大学・中間支援団体などネットワーク形成
- ・企業等と公的機関とのマッチング(官民連携パブリックコーディネート)

などに取り組む。

##### ○主な活動内容

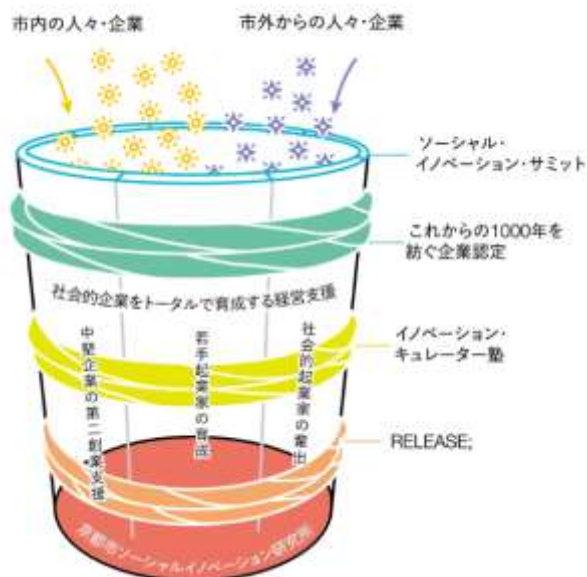
①学び育つ場：未来をつくる人材を社会に実装する「京都ソーシャル・イノベーション学校」

- ・イノベーション・キュレーター塾（1年間 全10回 受講料18万円 定員15人）

フェアトレード推進の実践者である高津玉枝氏を塾長に、2015年度よりスタートしたイノベーション・キュレーターの養成塾。“四方よし”（売り手よし、買い手よし、世間よし、未来よし）ビジネスを支援する人材を輩出。80人弱の修了生それぞれが、企業や個人とつながり、ソーシャルビジネスを推進・支援する仕組み（クラスター）づくり。

- ・ビジネスをつくるダイアログ

利益のみを追求するビジネスから、自らが望む未来を実現するために必要なビジネスを生み出す「個別相談」「座談会」などを実施





- ・ **社会（化）見学**

ソーシャル・イノベーションに取り組む企業経営者の決意、その従業員や製品、サービスの質の高さを感じ、理念型経営を学ぶ場

- ・ **その他**

「働き方改革チャレンジプログラム」

「京都スタートアップカレッジ」

「A-KIND 塾（実施主体は信頼資本財団）」など

②つながる場：イノベーションを起こす関係を紡ぐ「社会を変える意志を集めて、強いコミュニティをつくる」

- ・ **ソーシャル・イノベーション・サミット**

地域や社会の課題に対し、革新的なアプローチで効果的・持続的なソーシャル・イノベーションに取り組まれている方々を招いた全国サミット。2015年から4回開催。日本列島のイノベーションをつなぐ。

- ・ **事業所コラボレーション コーディネート**

企業・行政・個人・NPO・学校など、組織の枠組みを超えた事業者同士のつながりをコーディネート。

- ・ **社会的企業誘致**

日本全国で活動する社会的企業の事業所や店舗を京都へ誘致し、ソーシャル・イノベーション都市・京都のブランドを発信。

- ・ **その他**

「未来の西京まち結び～みらまち結び～」

「ここからはじまるイノベーション連続セッション」 など

③広がる場：健やかな消費や投資の選択肢を広げる「市場経済を動かす規模で、ソーシャル・イノベーションの潮流をつくる」

- ・ **これからの1000年を紡ぐ企業認定**

社会的課題を解決する革新的な手法と、未来をも見据えた「四方良し」の経営を実現している企業を認定。認定方法は年に1回で、「①経営理念」「②マルチステークホルダーへの配慮」「③ソーシャル・イノベーションの創出」の3分野を「①事業の社会的意義と経営者の人間性」「②ビジネスモデルの新規性と優位性」「③市場性（外部環境の視点）」「④マネジメント力」「⑤財務力・収益性キャッシュフロー」の5項目で10人の有識者で構成された審査委員会で認定。

- ・ **京都市ソーシャルプロダクトMAP**

京都市内のソーシャルプロダクトを取り扱う事業者のマップ。創刊はフリーペーパーで、その後、はGoogle Mapで随時更新中。

<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=z2VLMK66AfH0.kDDFtq9dBDO8&hl=ja>

- ・ **MAKING OUR MARKET KYOTO**

商品が原材料から手に届くまでを知ることを通じて、エシカル（倫理的）消費を推進するプロジェクト

## ・その他

「イチバンボシギフト」(環境負荷に配慮した商品などを出産祝いとして送るプロジェクト)  
「RELEASE;©」(産官学民ビジネス共創プロジェクト) など

## ■ヒアリング概要

### ①SILK の概要

#### ・設立経緯

京都市基本計画(2011年度～10年間)「はばたけ未来へ！ 京プラン」に位置づく、京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業の推進の一環として設立。2011年度から ASTEM でスタートし、4 か年は事業構想を検討し、2015年に SILK を設置。

SILK の設立にあたっては所長の大室氏の人脈や発想を最大限活かすことを心掛けた。

#### ・運営方針

SILK 所長は長野県立大学グローバルマネジメント学部教授・ソーシャル・イノベーション創出センター長の大室悦賀氏。既存の枠組みではなく、新たな枠組みや仕組みの創出に重きを置いた取り組みを応援する。委託ではなく ASTEM への補助事業であり、柔軟な運用が可能となっている。

#### ・事業内容

2017年3月に SILK のコンセプトペーパー「SILK JOURNAL」を発行し、その立ち位置を明確に示している。これからの 1000 年を紡ぐソーシャル・イノベーションの創出を目的に「学び育つ場」「つながる場」「ひろがる場」の各種事業を実施。

### ②京都市事業としての位置づけ

「これからの 1000 年を紡ぐ企業認定」の運用、「社会的課題の解決を図ろうとする企業をトータルで育成する経営支援」の二本立て。産業観光局商工部の事業。

#### ・事業予算と目標設定

2016年度 3200 万円、2017年度 3000 万円、2018・2019年度予算は企業支援の位置づけで 2000 万円。目標数値は「これからの 1000 年を紡ぐ企業認定」では認定数。経営支援分野は、数値化が困難な領域であるが、プロジェクトのプロセス公開や波及効果(大学での授業開催数や京都市内へのひろがり)の見える化などを充実させ、トータルな活動として評価。

部局横断型の事業であり、庁内調整にむけて、積極的な広報を実施。

#### ・企業(ソーシャル・ビジネス)支援事業として

良質な商品を提供していても売上にはつながらず、後継者不足に悩む既存事業者等の支援として、そうした事業所などが適切に評価されるマーケットづくりやソーシャル・イノベーターとマッチングすることで付加価値の創出などを支援。

中間支援組織としてはソーシャルビジネス支援に特化させ、コミュニティビジネスは京都府が実施する「京都ちーびず」、NPO 支援は「NPO センター」と役割分担をしている。

### ③中間支援組織としての事業運営上の心構え

- ・あるべき姿を最初に示す

SILK の開設 2 年目に「SILK JOURNAL」を発行。SILK の目指す社会像を先に示すことで、共感を生み出すしくみづくりにつなげている。

- ・紡ぐを大切に

事業活動を通じて社会をよくする取り組みが持続可能な仕組みとなることを意識し、事業所同士や NPO、公共セクターとの出会いやコーディネート（つなぐ）、コラボレーションを重視。行政予算がなくなっても続くエコシステムづくり。

- ・ステークホルダーを増やす

限られた予算の中で最大限の効果を生み出すためにはステークホルダーを増やすことが重要。現在の予算では常勤だと 3~4 人が限界。兼務の推進や共感いただいた方に無償フェロー（研究員）に就任してもらい、SILK のネットワークを広げている。

- ・収益性ではなく持続性

1000 年企業の認定においては、財務状況等は把握しながらも、収益性のみならずソーシャル・イノベーション（社会的価値）を創出し持続できるのかを審査員が判断している。

京都に地盤のある京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫が SILK のパートナーとして連携し、相談企業をつなぐこともある。特に利率の優遇などの取り決めはないが、認定企業に対しては、一定の社会的信用を付与できていると思われる。

京都信用金庫からはソーシャルビジネスは大きくこけることが少ないという評価をもらっている。

- ・新たな枠組みを生み出すということ

最低限の決められたこと（1000 年企業認定／イノベーション・キュレーター塾）以外は、SILK コーディネータの発想から生まれる取り組みを大切にしている。

コーディネータには、生き方と働き方を重ねることを求められている。

#### (4) ソーシャルファームジャパンサミット in 鹿児島

|  |
|--|
| ソーシャルファームジャパンサミット in 鹿児島 1日目   |
| <b>基調講演・特別報告・シンポジウム</b>  |
| <b>基調講演：ソーシャルファームがつくる世界の今、地域の未来～ソーシャルファーム元年を迎えて～</b><br>炭谷 茂* 氏（ソーシャルファームジャパン 理事長／恩賜財団済生会 理事長）   |
| <b>特別報告：東京都のソーシャルファーム条例</b><br>伊藤 ゆう 氏（東京都議会議員）  |
| <b>シンポジウム：世界のソーシャルファームと日本のソーシャルファーム</b><br>コーディネーター：炭谷 茂 氏<br>パネラー：寺島 彰 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会参与<br>伊藤 ゆう 氏（東京都議会議員）<br>※予定されていた田中 夏子 氏の代理 |
| 日時：2020年2月15日 13：30～17：00  |
| 会場：鹿児島大学（郡元キャンパス）101 講義室   |

#### ●基調講演：ソーシャルファームがつくる世界の今、地域の未来：炭谷 茂 氏

この基調講演では、2019年12月に東京都でソーシャルファーム条例が制定されたことを受け、2020年を日本におけるソーシャルファーム元年としようと呼びかけられた。

日本を含む先進諸国共通の課題は「①社会的孤立と排除」「②貧困層の増大」「③情報化社会の進展」の3つがある。その対策として「ソーシャルインクルージョンの理念」を掲げ、「①地域をベースに共に助け合うこと」「②縦割り行政を超えること」「③中間組織を育てること」などが各国で進められている。それを“働く”という観点から具現化したものが「ソーシャルファーム」であり、特にEU諸国・韓国では、支援策の法制度化など、積極的に推進している。

その支援策は、“労働市場で就労の機会を得ることが困難な方”の働く場創出に向け、「①福祉の場ではなく、経済・社会の仕組みに障がい者等の働く場を組み入れること（わけない）」「②職業訓練等の機能を付与すること（育てる）」「③競争相手は民間企業であること（良い商品）」などがある。

日本でも、国立市で制定されたソーシャルインクルージョン推進条例（人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例）や東京都のソーシャルファーム条例制定をきっかけに、こうした動き全国的なものにしていきたい。

#### ●特別報告：東京都のソーシャルファーム条例：伊藤 ゆう 氏

日本で初めて制定された東京都のソーシャルファーム条例を制定するにあたり、議論されてきた経過やその理念、今後の方向性について説明をされた。

東京都のソーシャルファーム条例の正式名称は「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」。小池都知事が掲げる「ダイバーシティ：誰もが生き生きと生活できる、活躍できる都市」を推進する政策に位置づく。2018年11月より就労支援のあり方を考える有識者会議が設置され、8回の審議を重ね2019年12月に条例が制定された。

こだわった部分は、「①福祉の枠組みだけで検討しないこと」「②事業主へ伴走型の支援を実

現すること」「③就労を希望するすべての都民を対象とすること」などがある。たとえば、担当部署を産業部局としたこと。事業主支援は「①財政的：一定期間の補助」「②行政的：公共調達市場（総合評価方式）の活用」「③税務的：減免措置」などの財政的支援のみならず2020年度以降“指針等”を策定して、相談支援などの具体化を図ること。特定の属性や個性を例示し対象を限定するのではなく、当事者それぞれの配慮すべき実情に応じた支援をすることなどを条例でうたっている。

なお、2020年度予算案では、約9億円をソーシャルファーム支援事業として要望し、事業を担当する東京しごと財団への出損金として複数年度にわたり活用予定。新規性が高い事業であり、PDCAでトライ&エラーを繰り返しながら進める予定としているが、当面は認証制度の策定と第1号の認定事業所を目指し、将来的にはソーシャルファームから一般企業へのマッチングシステムなどにもつなげていきたい。

## ●シンポジウム：世界のソーシャルファームと日本のソーシャルファーム

シンポジウムは寺島氏の「各国のソーシャルファーム」の報告後に、コーディネーターの炭谷氏とパネラーの伊藤氏が意見交換し、ソーシャルファームへの理解を深めた。

### ・報告「各国のソーシャルファーム」：寺島 彰

寺島氏は、各国の事例を取り上げ、相違点やソーシャルファームの経営に必要なポイントを紹介された。

ソーシャルファームは各国でその特徴は異なる。イタリアの特徴は地域主導で、小規模な協同組合（社会的協同組合B型）が中心で、ボランティアも多く参画している。ドイツは行政主導で大規模非営利団体からの移行が中心。イギリスは民間チャリティー中心で公的な財政援助は少なく、民間活力を推進する制度的枠組みが中心。韓国は経済危機を背景にイタリア・イギリスなどのモデルを行政主導で積極的に取り入れている。また、“労働市場において不利な立場”の対象者像について、日本の障がい者の概念より幅広くとらえられることが多く、オランダでは“参加法”が2015年に施行され、本人が行政に一定の賃金補助をおこなう保護雇用の対象となりうるか申し立てをおこなうことができ、労働能力などの審査を行っている。

ただ、違いはあっても、「①労働市場で不利な立場の方々を雇用するためのビジネス」「②マーケット志向で社会的使命を追求するビジネス」「③仕事に相当する給料を支払う」「④すべての従業員に同じ雇用の権利と義務を保障する」という定義から大きくずれることはない。そして、事例を検証したところ、成功の秘訣は「制度にではなく、経営能力」である傾向が強い。

### ・パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、ソーシャルファームは「ビジネス」であり、付加価値を高めお客様に受入れられる「商品・サービスの開発力」と利益を生み出すための「経営マネジメント力」を身に着ける必要があることが強調された。

ソーシャルファームを広げるには、そうした資質を持つ「組織・経営者の育成」が重要になるものの、起業・創業は一般企業でも成功率が低いことを踏まえ、「①既存事業所のソーシャルファーム化推進」、参画する動機づけとして「②労働市場で不利な立場の方々の雇用や就労支援の価値化」、社会的気運を高めるための「③“全国サミット”や“東京都に続く第2の条例制定”」などにソーシャルファーム元年から取り組んでいこうと今後の方向性を提示された。

|  |
|--|
| ソーシャルファームジャパンサミット in 鹿児島 2日目<br><b>Session 2 ソーシャルファームのつながり方「豊かな社会」の実現のために</b>   |
| ファシリテーター：川端 善博 氏 (株式会社ラグーナ出版 代表取締役)<br>報告者：松永* 氏 (企業組合エコネットみなまた 理事)<br>森越 まや 氏 (ラグーナ出版取締役・ラグーナ診療所 所長)<br>丸尾 亮好 氏 (エル・チャレンジ 事務局長)<br>福田 久美子 氏 (株式会社 美交工業 専務取締役)<br>※予定されていた永野 隆文 氏の代理 |
| 日時：2020年2月16日 9:30~12:00   |
| 会場：鹿児島大学 (郡元キャンパス) 203号室   |

「ソーシャルファームのつながり方」では、日本の課題である孤立化への1つの対策として、「つながり」をコンセプトに4社の事例を紹介した。エコネットみなまたは水俣病で崩壊された地域の共同体を紡ぎなおす事例を、ラグーナ診療所は精神病院を解き放ったイタリアでの学びと鹿児島での実践を、エル・チャレンジは知的障がい者の就労支援を通じて行政とビルメンテナンス業者をつなぐ事例を、美交工業は就職困難者の雇用等の社会的価値を評価する大阪府の公共市場改革（行政の福祉化）が事業者としての変革をもたらした事例を。

#### ●水俣病の教訓から生まれた企業組合～エコネットみなまたの実践：松永 氏

水俣は世界でも類を見ない公害“水俣病”の被害のみならず、地域が分断された経験を持つ。農林魚業が中心の水俣市で、大企業でもあったチッソは地域経済の存在感や影響力が大きかった。1956年に水俣病が公式確認されても、チッソによる公害病と認定されるまで12年間(1968年)を要したことなども重なり、地域は翻弄され、つながりが分断された。

そうした経験を持ちながらも、大量生産大量消費の生活は変わらず、自然を破壊する経済に加担している。疑問を抱いたメンバーはてんぷら油を海に垂れ流すことを改めようと86年に廃食油リサイクル石鹼をつくる会を結成したのがエコネットみなまたの起源。2004年に企業組合へと法人化。「水俣病の教訓を生かす」を合言葉に環境への配慮はもちろんのこと、水俣病患者と一緒に事業を展開し、出資者＝働く人で資本と労働を分離せずに、共に働くことを大切にしてきた。

現在は、反農薬水俣袋地区生産者連合“はんのうれん”と合流した農水産部門、環境教育部門、石鹼部門の3つの事業を展開。2020年4月に就労継続B型「はたらーく(傍楽生)」を開設し、農作業部門等での障がいのある人もない人も共に働く場づくりに取り組んでいる。

#### ●日本で生かすイタリアの地域精神科医療：森越 氏

100万人がひきこもり、発達障がいが増え続ける日本は、多様性をみつけて排除する国のように映る。ヨーロッパ諸国では社会的排除とどのように対峙するかが問われ、誰もが加害者(知らず知らずに排除する側)にもなりうるという意識で、傍観者ではいけないことが求められる。その中でも、イタリアのトリエステからはじまったソーシャルファームの取り組みは、その制度・仕組みだけではなく、「精神障がいとの向き合い方」が日本の参考になる。

イタリアの実践からの学びは「ひとりひとりとどのように向き合うのか」ということ。その個性を活かし、「障がい」を力に変えることができることを示している。そこには、当事者主権があり、「何をしたいか？」を本人が決める応援がある。また、トリエステでも突然精神病院が閉鎖されたわけではなく、もともと、入院中の暮らしを支えていた当事者も参加する地域活動がベースにあったからこそ病棟閉鎖が可能だった。また、その取り組みが地域に広がる中で社会的協同組合という制度化につながった。イタリアでは精神病による社会的入院はなく、多くの方がグループホーム的な住まいで地域生活を送るが、急性期の症状が出た場合は2週間程度病棟でケアを受けることもある。働くうえで社会的協同組合の受入れがしんどい場合は、地域のNPO団体が日中活動の場として受け入れることもある。地域をベースに本人の選択肢が豊富にあることの大切さを、イタリアの取り組みは教えてくれる。

鹿児島では、患者とともに始めた本づくりが2008年のラグーナ出版の起業につながり、現在は就労継続A型も活用し、43名の社員のうち精神病体験者が31人の会社になった。また、ラグーナ出版の隣に精神科診療所 ラグーナ診療所を2016年に開院し現在に至る。これからやりたいことは、2019年に設立したNPOポラーノ・ポラーリで、宮沢賢治の小説にならい、どこにあるかわからないけど、みんなが幸せになれる場(ポラーノ広場)をみんなで作る活動。

#### ●行政とつながるソーシャルファーム：丸尾氏

2019年4月に改正されたハートフル条例。その改正の根底には大阪府が20年以上取り組みを続ける行政の福祉化の実践があり、障がい者のみならずひとり親・生活困窮者など就職困難者にも対象をひろげ、公契約における就労支援をすすめることが大きなポイント。

行政の福祉化は、大阪府の財政危機から生まれた産物。「ない袖は振れない」状況で知的障がい者の就労支援に取り組もうとしたときに、新しい就労支援施設を開設するのではなく、既存施設の清掃業務に知的障がい者の就労訓練という付加価値をプラスした取り組みがスタート。また、公営住宅等の府有施設の福祉目的活用などもスタートした。

エル・チャレンジは清掃業務における就労訓練事業を受託し、2000人以上の訓練修了生と900人の就職者が誕生した。900人の就職を支えた1つの要因に、大阪府が大規模清掃物件や指定管理者制度で導入されている総合評価一般競争入札制度がある。この入札制度は、価格のみならず障がい者雇用率や環境などの「公共性」などを評価するもので、法定雇用率などのペナルティ的な最低限の基準ではなく、企業が前向きに障がい者雇用をすすめるインセンティブ的な取り組みであった。総合評価入札制度に参加する企業の障がい者雇用率は13%以上になっている。また、この取り組みはビルメンテナンス協会の協力と歩み寄りがなければできなかった。行政と業界の中間に位置し、双方をつなぐのがエル・チャレンジの役割だった。

総合評価入札制度の対象物件を他の同種物件と落札価格のみで比較するのではなく、障がい者が働くことの価値など他の社会的要因を加味した社会的インパクト評価を含む費用対効果を検証したところ、1年間で5400万円を超える効果があった。

これらの取り組みの有効性が認められ、条例の改正を後押ししたが、課題はまだ残っている。その解決に向けエル・チャレンジは改正条例に位置づく中間支援組織の第1号で認定を受けた。なお、認定を受けても運営費補助など行政の金銭的援助があるわけではない。公的な位置づけを中間支援組織が得ることが大切。課題はいろいろあるが「総合評価のような社会的

価値を含む調達を公共から準公共・民間にひろげる」「就労支援の価値を労務単価に上乘せ」「互助の価値で、制度ではなく働き続ける仕組みづくり」に取り組んでいきたい。そして、行政の福祉化やエル・チャレンジが取り組んできたことを、大阪府だけでなく「社会の価値化」につなげていきたい。

### ●公共市場におけるソーシャルファームの実践：福田 氏

美交工業は 1980 年創業の公共施設の維持管理を中心としたビルメンテナンス企業。総合評価入札制度を大阪府が導入したことで、それに呼応し企業としてできることを積み重ね、現在は大規模な公共施設の維持管理業務や 2 つの大阪府営公園の指定管理業務を受託でき、「社会のためにはじめたことが、会社のためになった」。ただ、行政から言われたことをすべて受け入れるのではなく、事業活動としてできることを見つめなおすことが大切だった。

住吉公園の指定管理者に応募した時のコンセプトは「公園で寝ている人から、公園で働く人へ」だが、ホームレス雇用・就労支援に取り組めるという確信はあった。そのポイントは、ホームレス支援団体の NPO 釜ヶ崎支援機構との共同事業体で立候補したこと。小規模公園の清掃業務で実際にホームレスの方々と接する中で、公園の清掃スタッフとして活躍してもらえる姿がイメージできていたこと。

「働きたいを応援する」社風ができたのは、エル・チャレンジと連携し知的障がい者雇用を進めてきた経験が大きい。働く環境を整えるスキルは気づけば自然と高まっていた。また、行政や障がい当事者との中間で、様々な助言や時には戒めのアドバイスをくれるエル・チャレンジの存在は大きい。

現在は、空前の人手不足と言える状況だが、多様な人材が活躍できる労務管理能力は自社の強みにもなった。最近では、SDGs や CSV など、流行のフレーズで取り組みを位置付けることもあるが、「人とのつながり」「地域とのつながり」を大切に事業活動を続けてきた延長に現在の美交工業がある。



## 2. 大阪版ソーシャルファーム認定制度にむけて

### (1) インクルーシブ領域における中間支援

2020年度からの大阪版ソーシャルファームの推進に向けて、中間支援機関の設立の必要性はこれまでも指摘してきた。インクルーシブ領域では、2019年7月にエル・チャレンジが「障がい者等の職場環境整備等支援組織（以下 支援組織）」に認定された。実質的に、「公契約における障がい者分野」の中間支援機関にエル・チャレンジが位置づいた。支援組織の認定基準は下記のとおりで、障がい者・事業主双方への支援を大阪府域で実施できることが認められた。

| 別紙（第3条関係）  |  |   |
|--|--|---|
| 「障がい者等の職場環境整備等支援組織」認定基準  |  |   |
| <p><b>1 資格要件</b><br/>「障がい者等の職場環境整備等支援組織」の認定を受ける者は、以下の資格要件をすべて満たしていなければならない。</p> <p>(1) 大阪府の区域内に本社あるいは本部事業所を有していること<br/>           (2) 府域全体で活動を行う体制や能力を有していると認められること<br/>           (3) 就労に向けた訓練や講習等、就労準備性を高める取組み（以下、「就労訓練等」という。）からジョブマッチング、職場定着支援まで一貫して行っていること</p> |  |   |
| <p><b>2 専門要件</b><br/>前項の資格要件をすべて満たしている場合に、「大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会」において、同審議会委員の合議により、専門要件について下表により評価し、各委員の評価合計点の平均が10点以上に達した場合に、「障がい者等の職場環境整備等支援組織」として認定するものとする。</p> <p>ただし、委員のうち1人でも評価方針に掲げたいずれかの項目に0点を付けた場合は、評価合計点は出さず、認定をしないものとする。</p>                       |  |   |
| 表-1（障がい者分野）  |  |   |
| 評価方針   | 評価項目   | 点数  |
| 就労<br>(3点)   | 独自に一般就労への就職率の目標設定を行うとともに、就労訓練等を実施し、高い就職率を実現している  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就職率の目標設定を行い、目標達成に向け就労訓練等を実施している：1点</li> <li>・ 上記の結果、就職率の実績が、<br/>25%以上：1点を加点する<br/>30%以上：2点を加点する</li> </ul>                                    |
| 地域連携、職場定着<br>(3点)  | 障がい者就業・生活支援センターや就労系福祉サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、就労定着支援事業所）等、地域の支援機関とのネットワークや協力体制を築き、送り出した就職者の職場定着を支援している   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援機関との協力ネットワーク体制を築いている：1点</li> <li>・ 上記に加え、1年後の職場定着率が、<br/>70%以上：1点を加点する<br/>80%以上：2点を加点する</li> </ul>  |
| 職場定着に係る先駆的な取組み<br>(3点)   | 職場定着を促進するための先駆的な取組みを行っている  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先駆的な取組みを生み出すための創意工夫が認められる場合：1点</li> <li>・ 先駆的と認めることができる取組みがある場合：2点</li> <li>・ 全国的に類を見ないような極めて先駆的な取組みや、他のモデルになるなどの取組みがある場合：3点</li> </ul>        |
| 事業主等への支援を通じた障がい者雇用・就労の促進<br>(3点)   | 上記の職場定着に関する取組にとどまらず、事業主や産業界への支援を行い、職域開拓等、障がい者の雇用・就労を促進している   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場定着以外の事業主等への支援を行っている場合：1点</li> <li>・ 職場定着以外の支援を行った成果が認められる場合：2点</li> <li>・ 職場定着以外の支援の効果が著しく、高いと認められる場合：3点</li> </ul>                          |
| 「行政の福祉化」を踏まえた取組み<br>(3点)   | <p>上記4項目以外に「行政の福祉化」(注)を踏まえた取組みまたは法人等の特色を活かした取組みやアピールポイントがある</p> <p>府が進める「行政の福祉化」の取組みについての府民の理解を得るための活動を行っている</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政の福祉化を踏まえた取組みや、法人等の特色を活かした障がい者の就労支援に関する取組み等を行っている場合：1点</li> <li>・ 上記の独自の取組みについて、成果が認められる場合：2点</li> <li>・ 行政の福祉化の取組みを府民へ周知している場合：1点</li> </ul> |
| <p>(注) 「行政の福祉化」とは、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母などの雇用、就労機会を創出し、自立を支援する取組み。</p>  |  |   |

さらに「行政の福祉化」を「大阪の福祉化」へ発展させ、インクルーシブファーム予備群のソーシャルファーム化を促進する支援方策については、下記の4点を指摘したい。

#### ①支援対象者・対象業務の拡充にむけて

大阪府の公契約の現場で障がい者のみならず就職困難者等も対象となるように、生活困窮者など障がい者以外の対象者への支援を担う中間支援機関の発掘が急務となる。

また、働く現場である大阪府の公契約には多様な業務が存在している。総合評価等が導入されている大規模清掃など以外についても、就職困難者や障がい者等が働ける場が存在しないか、その可能性の検証が必要となる。

#### ②“発注者”への支援

大阪府の公契約のみならず、地方独立行政法人や社会福祉法人などの準公共分野の調達においても、公益性や社会性に配慮した総合評価一般競争入札などが導入されるよう、“発注者”に対する支援組織や大阪府からのさらなるサポートが求められる。

本年度実施したアンケート調査では、趣旨には賛同できても、受託者リストや調達ガイドラインを求め、具体的なアクションを模索している社会福祉法人の姿があった。

#### ③総合評価項目を大阪版の認証基準として位置付ける

東京都のソーシャルファーム条例は、2020年度に認証基準などの指針が定められる予定である。ただし、障がい者施策との整合性や自律的な経営など整理には相当の時間と労力を要すると考えられる。

一方で、大阪府における大規模な清掃物件や指定管理者制度などの総合評価入札における配点基準には「環境・福祉・技術」の視点が盛り込まれ、ソーシャルファームの認証基準として活用が見込める。まずは、総合評価一般競争入札の落札業者をビルメンテナンス業における大阪版ソーシャルファームとして認定し、認証制度の端緒を切ることは実効性が高いと考えられる。

#### ④協議の場・ラウンドテーブルの設置

ハートフル条例の改正により、支援組織の認定と就職困難者の就労支援について意見聴取する「大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会」が設置された。今後、この審議会がインクルーシブファームの政策調整や活動環境整備の場の一つとして機能するためにも、当事者・事業者・支援組織などの声が届く仕掛けが求められる。

## (2) パイオニア領域における中間支援

パイオニア領域においては相互承認的な協議の場やネットワーク組織の必要性は認識しながらも、そうした場の構築には至らなかった。2019年度にスタートした休眠預金活用事業の分配団体となったヒューファイナンスや伴走支援を担うコンソーシアムの構成員が中間支援組織として発展することに期待したい。

また、今後の支援の方向性としては「地域」を重視することを指摘したい。

### ①地域のソーシャルファームとしてのパイオニアファーム

各地のヒアリングや事例を通じて、パイオニアファームとして新しい価値を創出していくような「地域のソーシャルファーム」は、大きなマーケットで競争しているというよりは、埋もれたニーズを掘り起こしながら限られた地域の小さな市場で事業を実施していることが多かった。結果として、市場からみた合理性のみで事業を展開しているわけではなく、「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」といった「三方よし」の「世間＝地域」が極めて身近にあり、その地域にネットワークを張って、事業を実施していた。このような地域のソーシャルファームは、地域から喜ばれる公共的な価値を創出することが、責務でもあり、矜持でもあり、メリットでもあるといった関係で事業を実施している。この事業から直接・間接に生じた地域にとっての公共的な価値は、場合によっては、「行政の福祉化」がもたらした変化のように、その地域よりも広い範囲における共通の価値となることもある。このような民間の自発性から生まれる公共的な価値を、地域づくり・社会づくりに生かすには、それを見つけ、応援していくことが必要になる。

### ②持続可能な「環境（エコシステム）」づくりの必要性～他市の事例から

京都市は、このようなソーシャルファームが含まれる企業群を「1000年を紡ぐ企業」として認定し、それらの企業やその予備軍に対して広報の支援プログラムや、経営者やスタッフの学びにつながる様々なプログラムを提供し、コーディネーターが自らもネットワークに参加しながらその形成を支援し、地域企業やその予備軍が公共的な価値を創出しながら事業を実施する「環境（エコシステム・仕組み）」を生み出す取り組みを行っている。

横浜市は、指定管理や委託契約などとして民間事業者が公共サービスを行う際に、一定基準以上の義務的なサービスを行えば、残りの資金については、民間事業者と行政の対話を経て、その事業を高める方向であれば、民間事業者の自発性を生かして自由に事業を実施できる「協働契約」を制度化している。また、「地域なりわい企業」が中心的な主体としてかわる「リビングラボ」において、地域なりわい企業が地域にネットワークを張り巡らすことをサポートし、地域なりわい企業がそのネットワークを形成・維持することで自らの持続性に資する「環境（エコシステム）」を生み出すし、その「環境（エコシステム）」が地域の課題解決にもつながるという仕組みを試行している。

つまり、民間の自発性から生まれる公共的な価値を活かすためには、地域のソーシャルファームが地域にとってもプラスとなる価値を生み出しながら、彼らが持続するための「環境（エコシステム）」を側面的にサポートできるかが課題である。

### ③持続可能な「環境（エコシステム）」を生み出すネットワークづくり 3つの方向性

適切な「環境（エコシステム）」を作り上げる条件となっているものこそ地域内のネットワークであり、ネットワークが地域に張り巡らされ、それを地域内の様々な主体が対話を通じて互酬的に利用可能な状態にしておくこと。つまりは「ネットワークの形成・維持」と「ネットワークを通じた対話による調整」が重要になる。

地域における「ネットワークの形成・維持」と「ネットワークを通じた対話による調整」を政策的に促すための、3つの方策を示したい。

#### ○行政が中間支援組織の開発経費を担う

昨年度より検討してきた「中間支援組織」を行政が費用を負担し、委託事業などでこれらのネットワーク機能の中核を担うケース。例えば、京都 SILK や横浜リビングラボサポートオフィスなどもこの種の取り組みである。

#### ○各地のコアとなる民間事業者を発掘

実際にこれらの機能を担っている民間事業者を発見し、そのネットワーク化を応援するケース。例えば、横浜市のリビングラボはこのケースにあたり、ラウンドテーブルの設定や広報面のサポートなど非金銭的支援によるバックアップも可能であるし、一定の補助金を支給することも考えられる。

#### ○公契約受託者によるネットワーク創出の促進

指定管理者や委託契約など行政と公契約を結ぶ企業にそのようなネットワーク機能を発揮してもらおうケース。例えば横浜市のような「協働契約」の制度創出も1つのであろうし、都市公園法の改正(2017年)により協議会の設置が可能となった府営公園をネットワーク拠点に明確に位置づけるなど、現在は公共施設など施設の管理・運営にあたる民間事業者にネットワーク創出という付加価値の発揮を求めることも考えられる。

大阪版ソーシャルファーム認定制度  
(ソーシャルファームおおさか) プロジェクト 報告書 VOL 2  
2020年3月

特定非営利活動法人 福祉のまちづくり実践機構

大阪市浪速区木津川2丁目3番8号 A<sup>1</sup>ワーク創造館内

TEL 06-6562-4601

FAX 06-6562-1549

本事業は平成31年度大阪府福祉基金地域福祉振興助成金を受けて実施いたしました